

目次

1.はじめに

- (1) 景観計画改定の背景・目的 1-1
- (2) 景観の定義 1-1
- (3) 景観計画の位置づけ 1-2

2.山鹿市の景観特性と課題

- (1) 山鹿市の景観の成り立ち 2-1
- (2) 山鹿市の景観ゾーンごとの景観特性 2-3
- (3) 景観に関する事業・施策の進捗 2-12
- (4) 景観に関する市民の意識や行動の変化 2-21
- (5) 良好な景観形成に向けた課題 2-27

3.景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）

- (1) 景観計画区域の考え方 3-1
- (2) 景観計画区域における景観形成の手法 3-1
- (3) 景観形成に向けた取組の概要 3-2

4.良好な景観形成に関する目標・方針（景観法第8条第3項）

- (1) 山鹿市全体の景観形成に関する基本理念 4-1
- (2) 山鹿市全体の景観形成に関する基本方針 4-2
- (3) 景観の全体像 4-3
- (4) 良好な景観形成に向けた考え方（方針の体系） 4-5
- (5) 景観ゾーンにおける景観形成の考え方 4-6
- (6) 景観形成重点地区・景観形成誘導地区における景観形成の考え方 4-15

5.良好な景観形成のための行為の制限（景観法第8条第2項第2号 及び 第2項第4号イ）

- (1) 届出対象行為と景観形成基準について 5-1
- (2) 大規模建築物等届出地区 5-3
- (3) 特定施設届出地区 5-12
- (4) 景観形成重点地区 5-21
- (5) 景観形成誘導地区 5-31

6.景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定方針

- (1) 景観重要建造物・樹木の指定方針（景観法第8条第2項第3号） 6-1
- (2) 景観重要公共施設の指定方針（景観法第8条第2項第4号ロ、ハ） 6-2
- (3) 重要生活景観要素の指定方針 6-2

7.景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（景観法第8条第2項第4号ニ）

8.景観形成の推進方策

- (1) 目標実現に向けた取組の進め方 8-1
- (2) 計画の進行管理等の考え方 8-3

参考資料

- (1) 景観形成基準における使用可能な色彩 参考-1
- (2) 太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方 参考-4
- (3) 熊本県景観条例 参考-7
- (4) 山鹿市景観条例 参考-7
- (5) 山鹿市景観審議会 委員名簿 参考-8
- (6) 用語集 参考-9
- (7) 景観形成重点地区・誘導地区の範囲図 参考-13

1 はじめに

- (1) 景観計画改定の背景・目的
- (2) 景観の定義
- (3) 景観計画の位置づけ

1. はじめに

(1) 景観計画改定の背景・目的

本市では、県内に先駆けて平成20年に景観法に基づく景観計画(以下「本計画」という)を策定し、良好な景観形成を目指して、本市特有の自然環境や歴史的資源を活かした景観づくりや、住民や事業者との連携による美しいまちづくりなど、多彩な施策に取り組んできました。

しかし、近年の社会情勢や地域課題の変化により、景観を取り巻く状況は大きく変化しています。具体的には、人口減少や高齢化による空家等の増加、都市再生や観光振興を目的とした開発の進展などが挙げられます。

こうした状況や課題に対応するため、現行の本計画を見直し、本市の現状に即した景観形成のあり方を再定義する必要があります。

今回の改定では、これまでの成果と課題を整理し、本市が共有すべき将来像や価値観、及び景観形成の方向性を明確化するとともに、現代のニーズに対応した景観形成基準を整備し、景観に関するルールや仕組みを分かりやすく使いやすいものへと見直すことで、市民・事業者・行政の連携を強化し、本市の豊かな自然環境と歴史的なまちなみが調和した特色ある景観の保全・創出を目指し、持続可能な景観づくりを行うことを目的とします。

また、これまで市内8地区のうち4地区で定めていた「届出対象行為」と「景観形成基準」について、計画策定後から規制に係る周知が浸透してきたことを踏まえて、残る未設定の4地区にも新たに基準を設定しました。これにより、全ての特定地区において具体的なルールに基づく景観誘導が可能となり、市全域でよりきめ細やかな景観形成を推進していきます。

こうした取組を通じて、この特色ある景観を次世代へ継承するため、具体的な取組を引き続き推進してまいります。

(2) 景観の定義

「景観」とは、建物や道路、樹木、山や川など、私たちの身の回りにある自然や人工物が調和して見える、地域の環境の姿をいいます。これは単なる見た目の美しさだけでなく、歴史や文化、暮らしの営みが息づく地域の個性や魅力を含むものです。

景観法では、「自然的要素及び人工的要素が一体となった環境の見え方」と定義されており、本市においても、景観をまちの価値を育む重要な資源と位置づけ、将来にわたり大切に守り・育てていくものと考えます。

(3) 景観計画の位置づけ

本計画は本市の景観行政の総合的な指針となるものであり、「山鹿市総合計画」との調和、「山鹿市都市計画マスタープラン」との適合を図り、関連する山鹿市環境基本計画等との連携を視野に入れて作成するものとします。

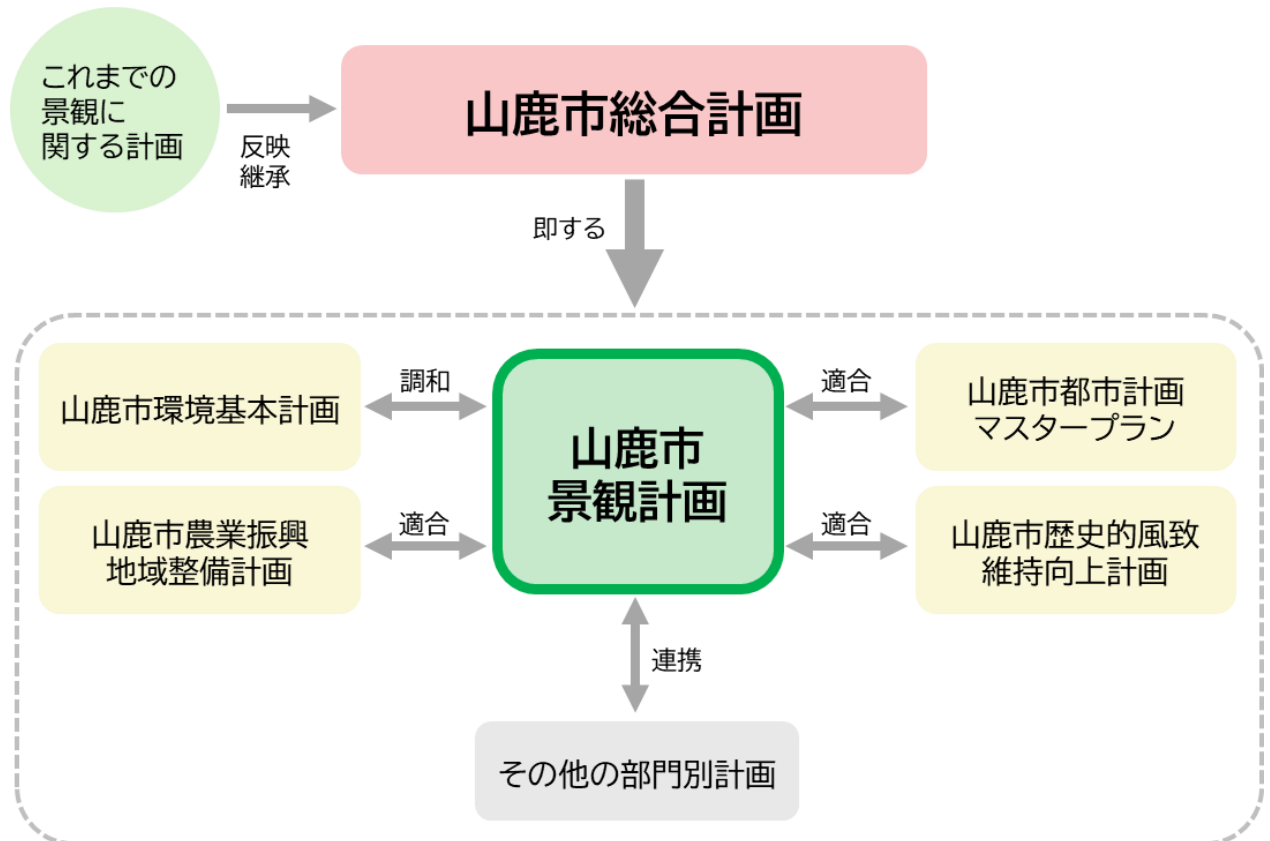


図 1-1 計画の位置づけ

2

山鹿市の 景観特性 と課題

- (1)山鹿市の景観の成り立ち
- (2)山鹿市の景観ゾーンごとの景観特性
- (3)景観に関する事業・施策の進捗
- (4)景観に関する市民の意識や行動の変化
- (5)良好な景観形成に向けた課題

2. 山鹿市の景観特性と課題

(1) 山鹿市の景観の成り立ち

■「景観のまとまり」と「景観の境界」について

一般的に「景観のまとまり」は、川の流路の変化(下流から見れば分岐、上流から見れば合流)を伴う「川筋」を軸に視界に入ってくる「流域景観」が基本となります。(図2-1)

また、「景観の境界」は、流域景観のまとまりを規定している境界線、すなわち「尾根筋」が基本となります。(図2-2)



図2-1 川筋

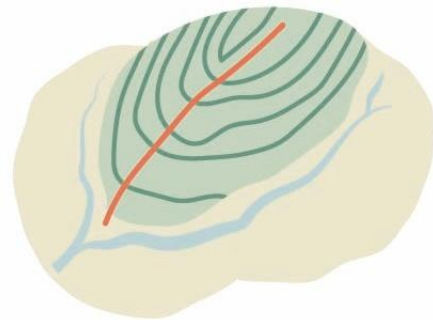


図2-2 尾根筋

■「景観の結び目」について

「川筋」は、合流点においてその上流側に分岐して広がる景観がつながる場所であるため、川の合流点は「景観の結び目」としての性格を持ちます(図2-3)。

一方、「尾根筋」は複数のそれが交差する点において、それぞれの尾根筋の両側に広がる景観がつながる場所であるため、尾根の交差点も「景観の結び目」としての性格をもつこととなります。また、尾根筋が下った先端は、尾根筋の両側にそれぞれに広がっていた景観が出会う場所であり、これもまた「景観の結び目」となります(図2-4)。



図2-3 川筋による景観の結び目

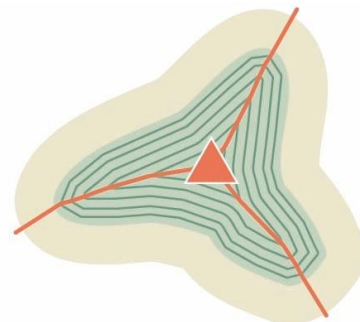


図2-4 尾根筋による景観の結び目

■「まとまり」と「境界」の逆転

景観を認識する基本となるものとして「まとまり」や「境界」、「結び目」がありますが、「まとまり」を規定していた川筋が「境界」の役割を果たしたり、「境界」を規定していた尾根筋が「まとまり」の役割を果たすことが例外的にあります。

前者の例としては、川筋が比較的急な傾斜地の縁を流れ、傾斜地側の反対側に農地や市街地が広がる場合が挙げられます。また、川幅が大きな所で、右岸と左岸で土地の利用形態が大きく異なる場合もまた、川筋は景観の「境界」として認識されます。(図2-5)

後者は、尾根筋が穏やかな台地状の地形の上にある場合で、この場所にはこの尾根筋の両側が一体的な土地利用となることが多く、尾根筋を含む台地全体が「まとまり」のある景観として認識されます。山鹿市の景観を特色づけているものの一つはこの台地であり、注目に値するものです。(図2-6)

これらの考え方をもとに、地形を丹念に分析していくことにより山鹿の景観を構成している基本的な単位を明らかにし、山鹿の景観を考えるに当たっての出発点とします。



図2-5 川筋による景観の境界



図2-6 尾根筋による景観のまとまり

(2) 山鹿市の景観ゾーンごとの景観特性

「景観のまとまり」と「景観の境界」の考え方をもとに、山鹿市全域を地形的に分析すると、8つのゾーンに分類できます。これらの8つのゾーンは、それぞれ異なる特性を持ち、独自の景観を形成しています。また、各ゾーンには特有の景観上の課題も存在しています。このことを踏まえ、次のページからは、各ゾーンにおけるその特性や景観上の課題について整理しています。

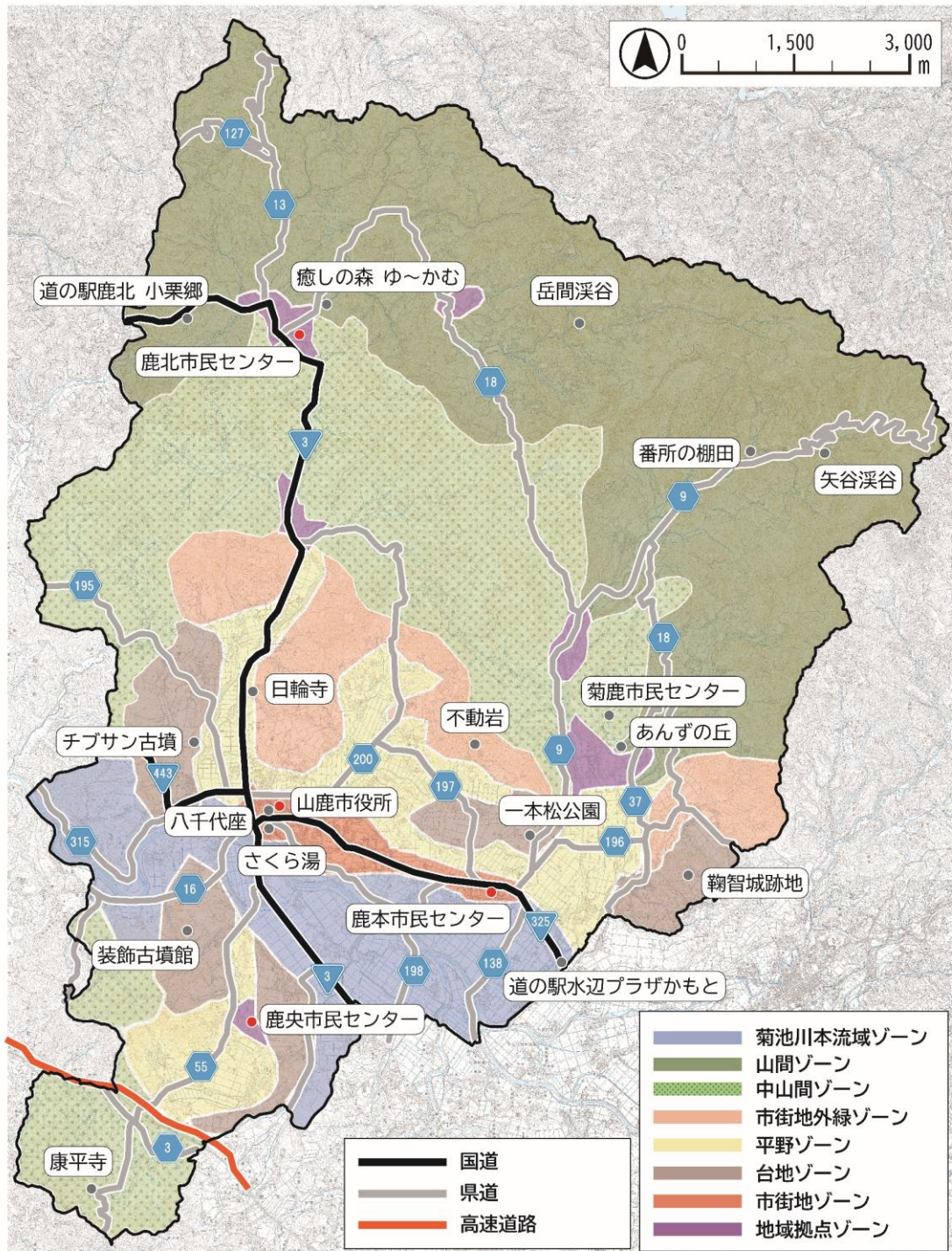
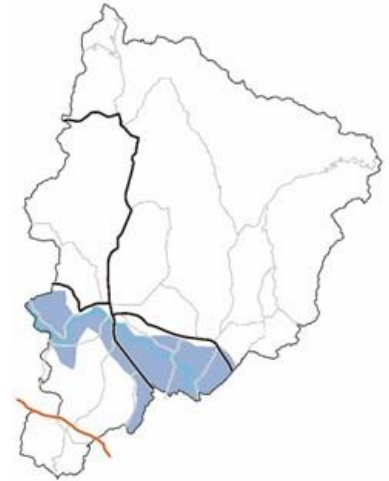


図 2-7 景観ゾーン図

1 菊池川本流域ゾーン

ゾーンの特性

- ・ 本市の南部を西流する菊池川本流には、右岸側から上内田川、吉田川、岩野川、迫間川が、左岸側から合志川、千田川など多くの支流が合流しています。それぞれの合流点からは支流の上流側に向かって続く景観を見通すことができます。
- ・ 菊池川の南部では伸びやかな水田と集落の組合せによる景観が広がりますが、北部では市街地が形成されており、南北で大きく異なる表情を見せています。



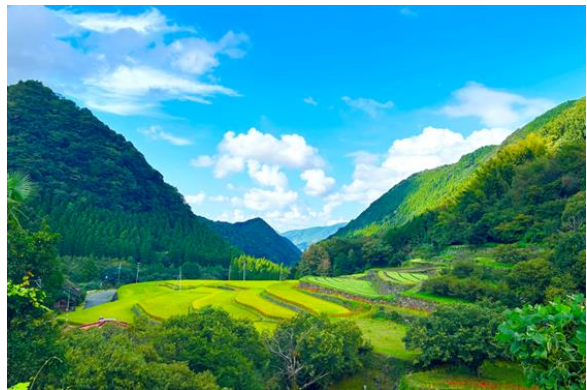
■ 景観上の課題

- ・ 橋ごとに色彩が異なっており、景観の統一性が損なわれているように感じることから、今後、意匠の調和を図る必要があります。
- ・ 堤防沿いでごみや不法投棄物が散見され、景観及び衛生環境の悪化が懸念されます。
- ・ 河川法面及び周辺に雑草が繁茂し、堤防や橋からの眺望が一部で遮蔽されているところも見られることから、適切な植生管理が求められます。

2 山間ゾーン

ゾーンの特性

- ・ 上内田川や木野川及び岩野川の上流域に属し、深い山林を背後にもつ小集落をひとまとまりとし、景観が形成されています。
- ・ 集落を構成する民家の多くは等高線に沿う形で配置され、屋根の勾配もそれに沿って概ね同一の方向に傾きをもっており、集落としてのまとまりある景観を形成しています。
- ・ 棚田が多く、その石積みや水路に架かる石橋等は、付近で採れる石材が用いられ、土地の個性を感じさせます。
- ・ 山の法面では果樹園、茶園、竹林などでの様々な農業活動が営まれています。



■ 景観上の課題

- ・ 荒廃の進む山林や、耕作放棄地が各所で確認され、農村景観の連続性が失われつつあります。
- ・ 空家等が散見されるなど、暮らしの景観が損なわれつつあります。

3 中山間ゾーン

ゾーンの特性

- ・ 上内田川や岩野川の中流域及び江田川の上流域に属し、水源の山を背後にもつ小流域をひとまとまりとし、景観が形成されています。
- ・ 各集落にみられる神社、お堂、ほこらなどは、それに隣接する大きな樹木とともにランドマークとなっています。
- ・ 道路沿いに集落が形成され、その背後に水田などの農業空間が見られます。
- ・ 地形が緩やかに傾斜しているため、民家の接道部分には玉石などによる石積みも見られます。



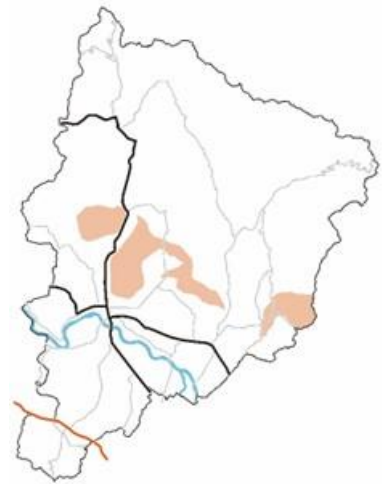
■ 景観上の課題

- ・ 荒廃の進む山林や、耕作放棄地が各所で確認され、農村景観の連続性が失われつつあります。
- ・ 空家等が散見されるなど、暮らしの景観が損なわれつつあります。

4 市街地外縁ゾーン

ゾーンの特性

- ・ 標高の高いところから、樹林地、果樹園、畑、小規模な水田という順に土地利用がなされています。そして、平野部と接する台地沿いの部分に集落が形成されています。
- ・ 彦岳、日輪寺山、不動岩、米野山からは、山鹿市の中心市街地及びその南に広がる菊池川本流に沿った田園風景を遠望することができます。
- ・ 不動岩や日輪寺山は山自体が地域のランドマークとなっています。



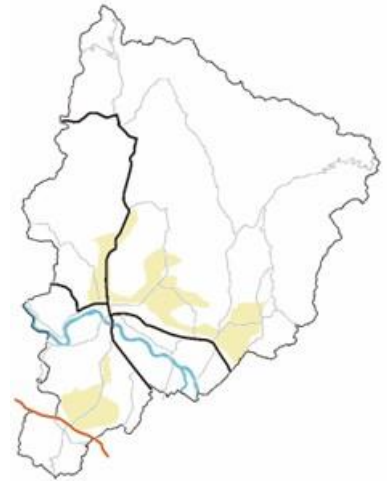
■ 景観上の課題

- ・ 荒廃の進む山林や、耕作放棄地が各所で確認され、農村景観の連続性が失われつつあります。
- ・ 空家等が散見されるなど、暮らしの景観が損なわれつつあります。

5 平野ゾーン

ゾーンの特性

- ・ 上内田川や岩野川の下流域、吉田川流域に属し、水田を中心とする田園地帯となっており、川の流れて沿う形で土地利用がなされ、景観を形成しています。
- ・ 周囲を台地や中山間地によって取り囲まれています。
- ・ 水田地帯には、石垣や生垣、母屋、倉などがひとまとまりとなって伝統的な集落を形成していますが、一方で大型の畜舎など新しい農業関連施設もできています。
- ・ 幹線道路沿いには商業施設や工場及び住宅が多く立地しています。



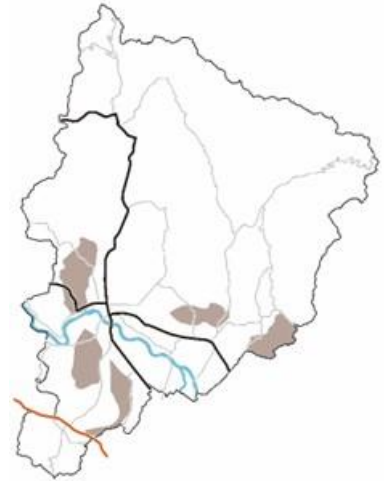
■ 景観上の課題

- ・ 荒廃の進む山林や、耕作放棄地が各所で確認され、農村景観の連続性が失われつつあります。
- ・ 空家等が散見されるなど、暮らしの景観が損なわれつつあります。

6 台地ゾーン

ゾーンの特性

- ・ 背後に深い山を持ち、主に農業地帯として土地利用がなされています。
- ・ 鞠智城跡、装飾古墳館、チブサン・オブサン古墳など、山鹿市の歴史を今に伝える遺構、施設等が閑静なたたずまいの中に保全整備されており、この地域の歴史の深さを感じさせます。
- ・ 民家は落ち着いた集落のたたずまいをみせています。



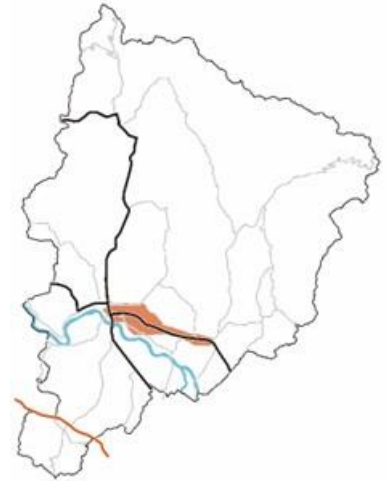
■ 景観上の課題

- ・ 荒廃の進む山林や、耕作放棄地が各所で確認され、農村景観の連続性が失われつつあります。
- ・ 電波中継塔は他の構造物と比べて、空に対する視認性が高く、周辺景観から突出した印象を与えています。

7 市街地ゾーン

ゾーンの特性

- ・ 菊池川沿いに広がる田園地帯の中央部に浮かぶ緩やかな台地の上に景観が形成されています。
- ・ 国道325号を中心にして住宅地が広がりますが、沿道では店舗が数多く進出し、現代的な地方都市の景観を呈しています。
- ・ 現代的な建築物が多い中でも、豊前街道(山鹿地区)や菊池往還(来民地区)には今も数多くの歴史的建造物を見ることができます。



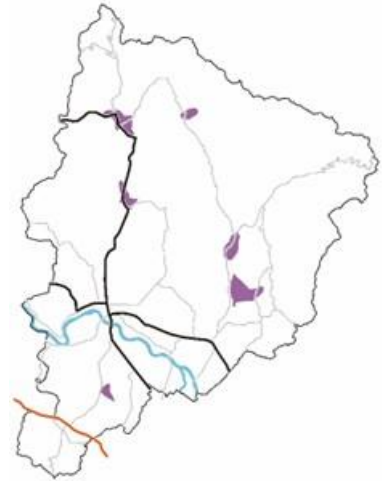
■ 景観上の課題

- ・ 幹線道路の沿道は現代的な商業施設が数多く立地し、他都市とよく似た無個性な景観を呈しています。
- ・ 空家等が散見されるなど、暮らしの景観が損なわれつつあります。

8 地域拠点ゾーン

ゾーンの特性

- ・ 川筋と尾根筋が合流する位置に平坦地があり、そこに集落が形成されています。市町村合併前は、各町の役場(現在の各市民センター)が置かれるなど、その地区の中心的な役割を担っていました。
- ・ 現在も公共施設や公共サービス施設が集積しています。
- ・ 各地を結ぶ道路網が交差したり、分岐したりする位置であり、移動する人々(特に来訪者)の印象に残りやすい場所です。



■ 景観上の課題

- ・ 道路網の結節点あるいは分岐点の位置にありますが、各種サイン等による誘導が不十分な箇所が確認されます。
- ・ 多様な色彩・形態の建築物や屋外広告物が混在しており、景観に雑然とした印象を与えています。

(3) 景観に関する事業・施策の進捗

1) 景観計画の運用実績

■山鹿市景観条例に基づく届出等の提出の件数

本市では市全域を対象とした景観誘導として、「大規模建築物等届出地区」(市全域)と「特定施設届出地区」(国道3号や325号、また県道や一部市道など主要幹線道路沿い)を指定し、更にはその中から地区固有の景観をより良くしていくために特定の地区を対象とした景観誘導として、「景観形成誘導地区」と「景観形成重点地区」を設定し、対象規模に応じた建築物や工作物等の建設に対して事前協議と届出行為を行うことで、良好な景観形成を図っています。

下図は地区ごとの届出件数を各年度別にまとめたものです。年度によってバラつきはありますが、大規模建築物等届出地区の届出件数(総数)は平均して20件程度、特定施設届出地区の届出件数(総数)は、13件程度で推移しています。また各景観形成誘導地区の届出件数は、平小城地区が5件程度で推移し、鞠智城公園周辺地区や番所地区は少ない状況です。最後に景観形成重点地区である豊前街道山鹿地区は3件程度で推移しています。



図 2-8 地区別の届出件数の推移

2) 景観まちづくりの取組実績

■ 景観に関する整備状況(道路の美装化や住宅の修景等事業)

本市では、平成8年から国の各種補助事業を積極的に活用し、地域の貴重な景観資源を守りながら、まちづくりの整備を進めてきました。その中でも特に、「豊前街道」を中心とした景観形成重点地区において、歴史的景観を活かしたまちづくりを重点的に実施しています。

豊前街道は、多くの歴史と文化が息づく地域であり、その魅力を最大限に引き出すことで、地域全体の価値向上を目指しています。今後も歴史的まちなみの景観保全の観点から、地域住民や関係団体と協力しながら、建築物の維持・保全やまちなみの修復・整備を進め、訪れる方々に昔ながらの情緒あふれる空間を提供できるよう努めてまいります。

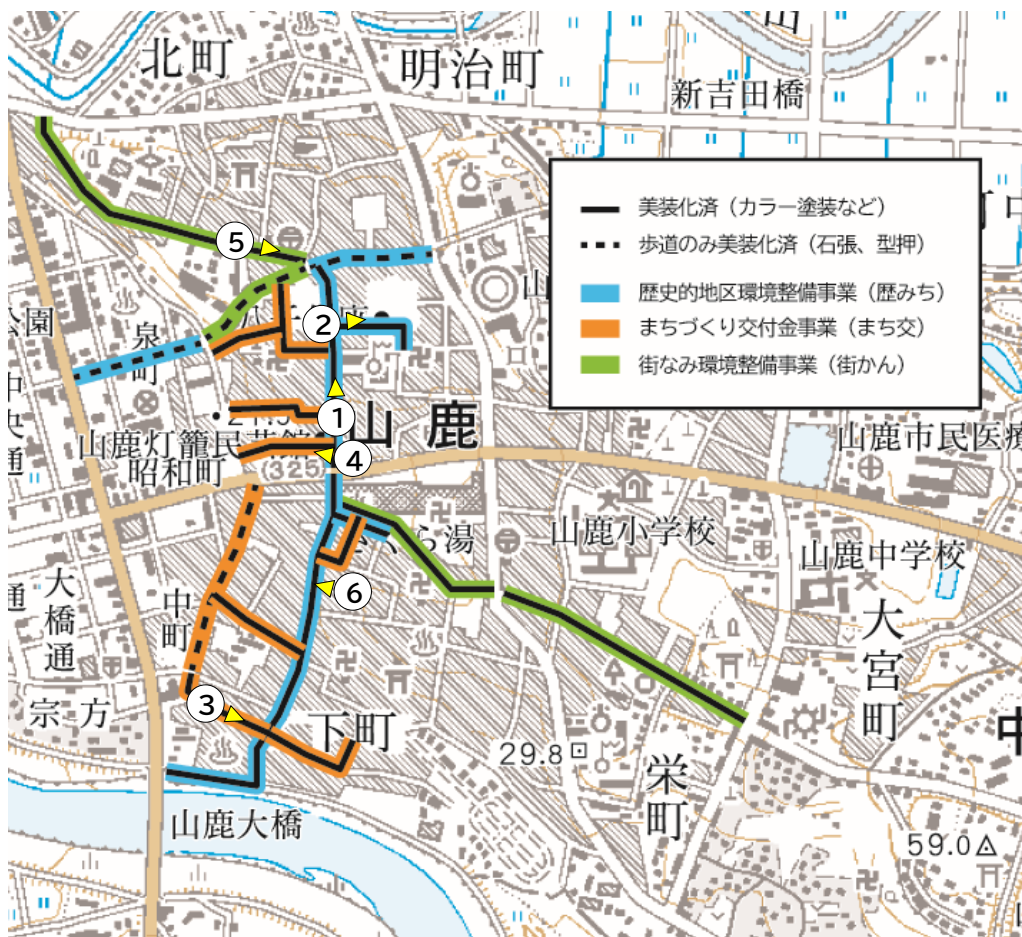


図 2-9 豊前街道周辺における街路事業の状況

● 歴史的地区環境整備街路事業(歴みち事業) 平成9年～平成17年

旧街道の面影を残しながら、歴史的建造物と調和した雰囲気を持ったまちなみ形成を図っていくため、八千代座周辺と豊前街道の街路・広場の整備を実施しています。

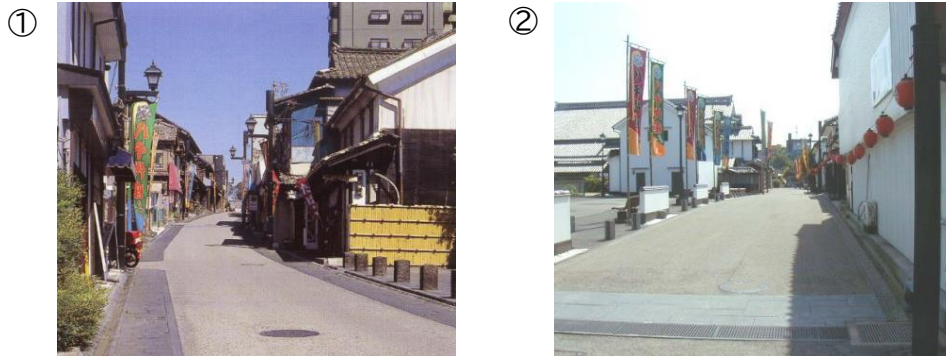


写真 2-1 歴史的地区環境整備街路事業の整備状況

● まちづくり交付金事業(まち交事業) 平成20年～平成24年

豊前街道を軸に回遊性のある道路の整備として、周辺に枝分かれしている昔ながらの小路(しゅうじ)等の整備を実施しています。



写真 2-2 まちづくり交付金事業の整備状況

● 街なみ環境整備事業(街かん事業) 平成27年～

豊前街道沿いのまちなみの景観を維持保全するため、住宅の修景や道路の美装化等を実施しています。



写真 2-3 街なみ環境整備事業の整備状況

■無電柱化の実施状況

安全で快適な通行空間を確保するとともに、市民や観光客にとって魅力的な都市景観を形成し、さらには都市災害の防止を目的として、国道3号や国道325号、主要地方道玉名山鹿線、豊前街道を中心とした地域において、国、県、市が連携して無電柱化の推進に取り組んでいます。

この事業は、道路沿いの景観を整えることで街の美しさを高めるだけでなく、電柱や電線がなくなることで歩行者や車両の安全性を向上させることにあります。また、災害時には電柱倒壊の危険性を軽減することで、緊急輸送道路としての輸送ルートの確保など地域社会の防災力強化にもつながります。無電柱化により、幅広い道路空間が確保されることで、歩行者が安心して歩ける環境が整い、観光客にとってもまちなみの景観が魅力的に映ることから、地域全体のイメージアップにも寄与しています。



図 2-10 山鹿市市街地周辺における無電柱化事業の状況

● 国による実施状況 平成22年～平成25年(完了)



写真 2-4 国による無電柱化の実施状況

● 県による実施状況 令和3年～令和12年(完了予定)



写真 2-5 県による無電柱化の実施状況

● 市による実施状況 平成9年～平成17年(実施)



写真 2-6 市による無電柱化の実施状況

■親水空間の整備状況

鍋田水遊び公園は、地域の自然と調和した美しい景観が楽しめる親水活動や憩いの場として親しまれる公園で、平成2年8月に開園しました。この公園は、自然、歴史、文化及び憩いが融合した空間として、訪れる人々に多彩な魅力を提供しています。公園周辺には、国指定史跡「鍋田横穴群」や博物館、山鹿市民スポーツセンターなどの多彩な施設が点在しており、地域の文化や歴史を学びながら楽しむことができます。また、公園内では、水辺と緑が織り成す自然豊かな景観が広がり、子どもたちの屋外学習や市民の憩いの場として活用されています。特に親水広場では、子どもたちが水遊びを楽しむ姿や家族がくつろぐ風景が広がり、幅広い世代の市民にとっての集いの場となっています。この美しい景観は、訪れる人々に心地よさを提供するとともに、学びや娯楽を通じて地域の魅力を感じる場となっており、地域の日常に寄り添いながら、人々に自然と触れ合う時間や地域の豊かさを味わえる空間を提供し続けています。



図 2-11 鍋田水遊び公園の位置図

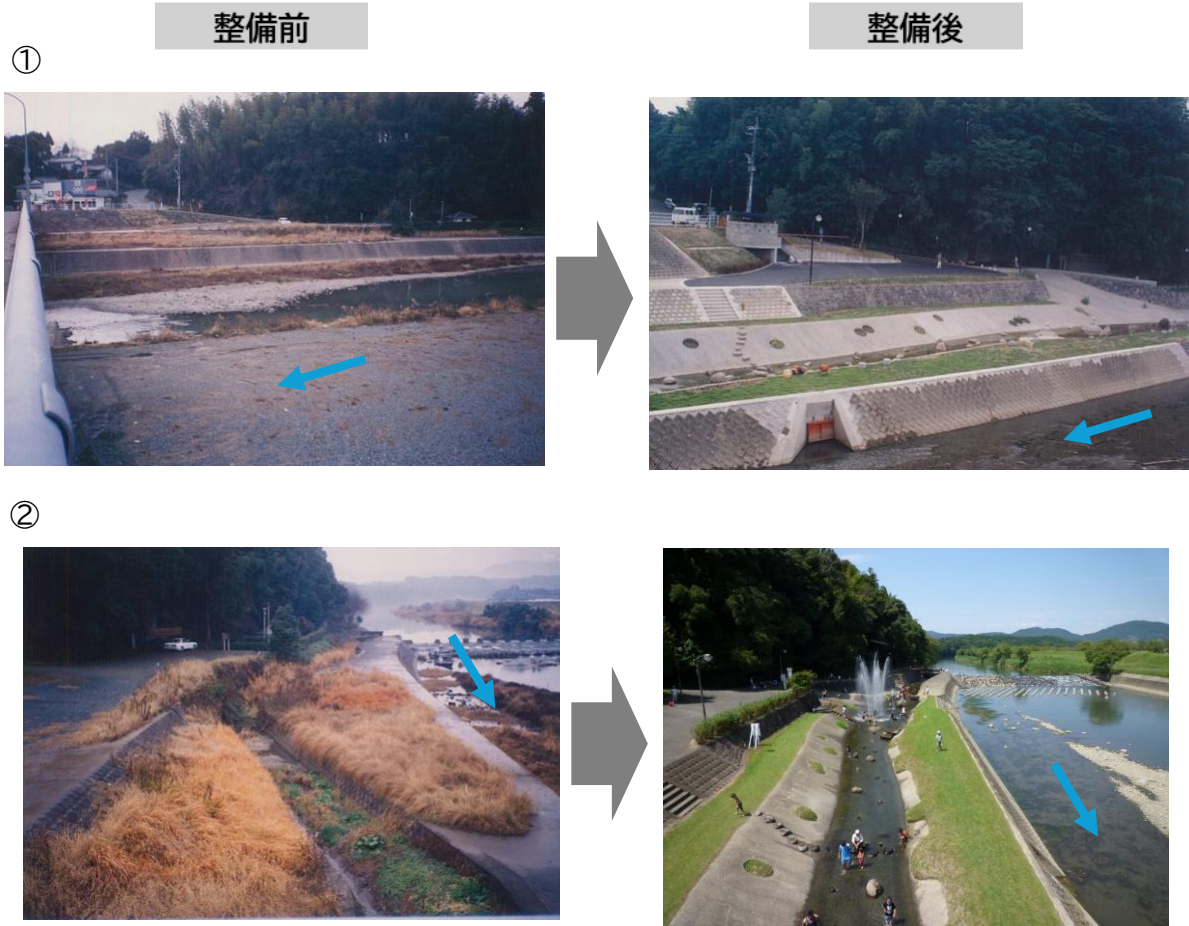


写真 2-7 親水空間の整備状況

3)住民の景観まちづくりの取組状況

■景観形成に取り組む団体の状況

私たちが普段生活している居住地域や、緑豊かな農村地域では、その景観を維持し、次世代に美しく保ち続けたいという思いから、各地区において住民の主体的な取組による美化活動や清掃活動が行われています。これらの活動では、地域住民が自発的に協力し、地域の魅力や暮らしやすさを守るための意識を共有する姿勢がうかがえます。また、それだけではなく、さらなる地域環境の保全を目指し、各地区のボランティア団体や河川協力団体などによる美化・清掃活動等も実施されています。これらの取組は、地域の景観や自然環境の維持に大きく貢献するとともに住民同士の結びつきを深める機会ともなっており、地域全体の価値を高める重要なものとなっています。



写真 2-8 住民による美化・清掃活動の状況（除草シートの敷設状況）



写真 2-9 区のボランティアや河川協力団体による清掃活動の状況

4)その他

■空家数の動向

令和5年(2023年)時点で、全国の空家数は約900万戸に上り、総住宅数に占める空家率(空家率)は13.8%となっています。この増加傾向には、人口減少や少子高齢化、都市部への人口集中、相続問題などが背景にあり、全国的に空家問題が広がりを見せています。特に1993年から2023年までの30年間で、空家数は約2倍に増加しており、深刻な課題となっています。本市においても、平成28年度と令和5年度に実施された空家の実態調査により、空家数が全地域で増加していることが確認されています。中でも鹿北地域や鹿央地域は、平成28年度と比較して空家数が約2倍に増加しており、特に顕著な変化を見せています。

表 2-1 地域別の空家数

地域名	行政区数	世帯数	空家件数		前回調査との比較		※空家率(%) 空家数/世帯数
			今回(R5)	前回(H28)	増減	増減率(%)	
山鹿	115	12,542	805	606	199	132.8	6.4
鹿北	48	1,240	180	95	85	189.5	14.5
菊鹿	38	1,860	240	108	132	222.2	12.9
鹿本	28	2,855	198	115	83	172.2	6.9
鹿央	29	1,336	190	88	102	215.9	14.2
合計	258	19,833	1613	1012	601	159.4	8.1

出典：空家実態調査

(4) 景観に関する市民の意識や行動の変化

1) 住民の満足度、意識、施策認知度

■山鹿市全体の景観への満足度

現計画策定時の平成18年に市民アンケート調査を実施しましたが、本計画の見直しに当たり、改めて市民の皆様が日常生活で感じている景観に関する思いや考え方などを把握するため、令和6年10月に18歳以上の市民の方から無作為に抽出した3,000名の方を対象にアンケート調査を実施しました。以下にアンケート調査結果を整理していますが、現在の山鹿市全体の景観は、「良い」(8.8%)と「どちらかといえば良い」(36.1%)を合わせた良い印象が約45%、「悪い」(2.1%)と「どちらかといえば悪い」(10.9%)を合わせた悪い印象が約13%となっており、比較的良好印象を持たれています。

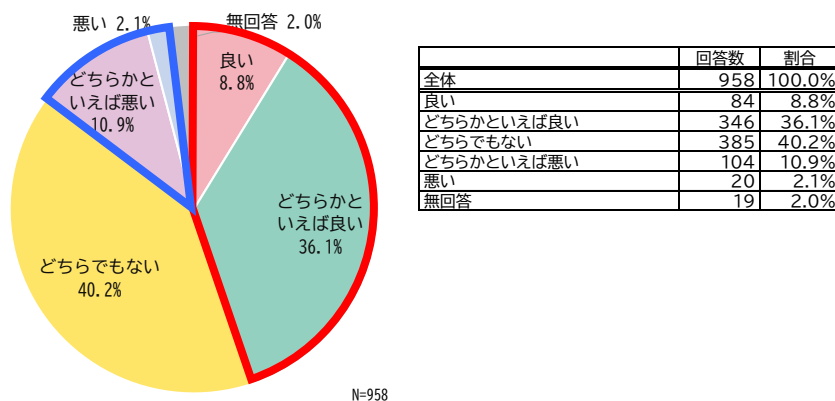
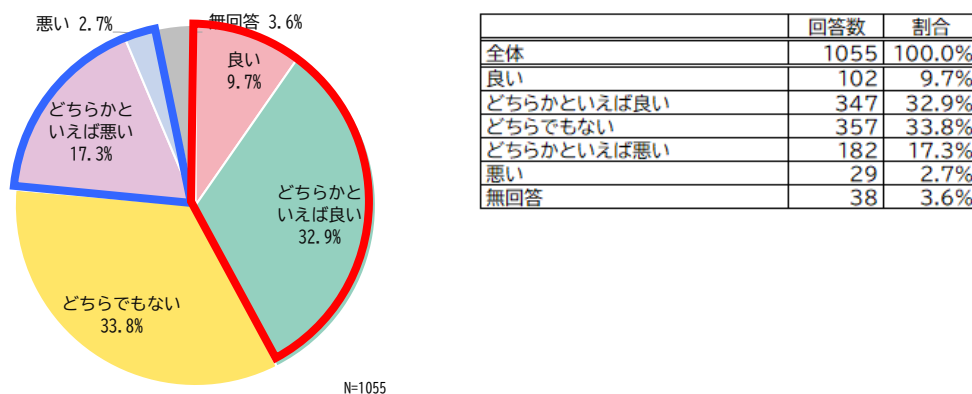


図 2-12 山鹿市全体の景観の印象

【参考】過年度比較

現在の山鹿市全体の景観は、「良い」と「どちらかといえば良い」を合わせた良い印象が約43%、「悪い」と「どちらかといえば悪い」を合わせた悪い印象が約20%となっており、比較的良好印象を持たれています。



■山鹿市全体の景観で良くなったもの、悪くなったもの

山鹿市全体の景観で「良くなった」と感じるものは「特になし」を除き、続いて「歴史的な建物が保全されている」、「電柱や電線が地中化されて、整っている」、「ゴミの不法投棄などが無くなった（減った）」などが多く挙げられています。

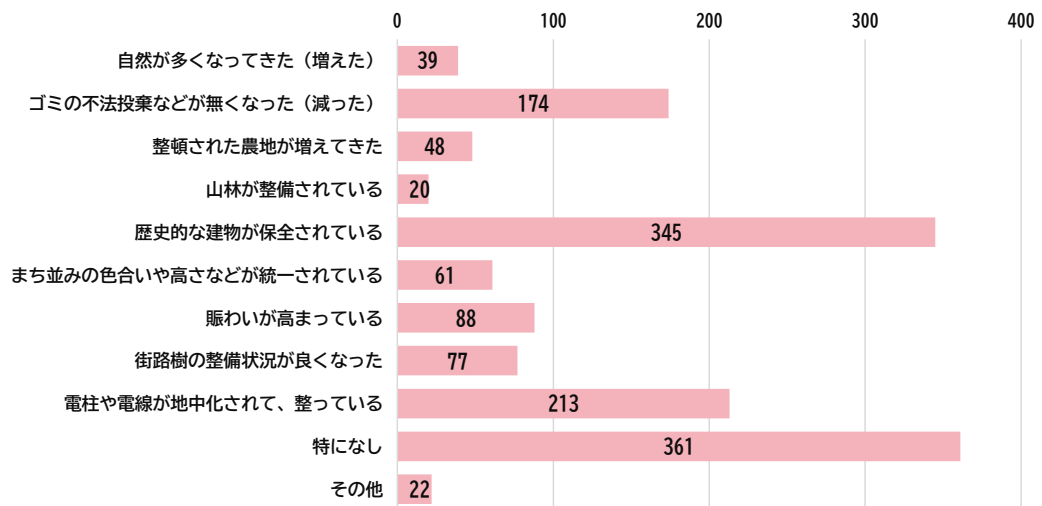


図 2-13 山鹿市全体の景観で「良くなった」と感じるもの

山鹿市全体の景観を「悪くしている」・「損ねている」と感じるものは、「空き店舗や空家などが増えている」が突出して多く、続いて「放置されて荒れた感じの農地は増えてきた」が多く挙げられています。

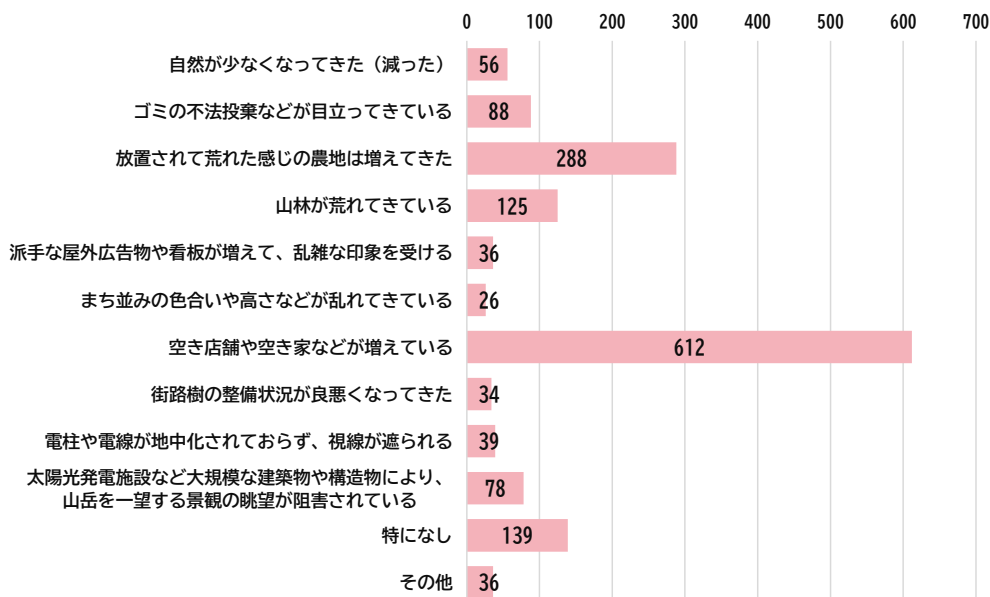
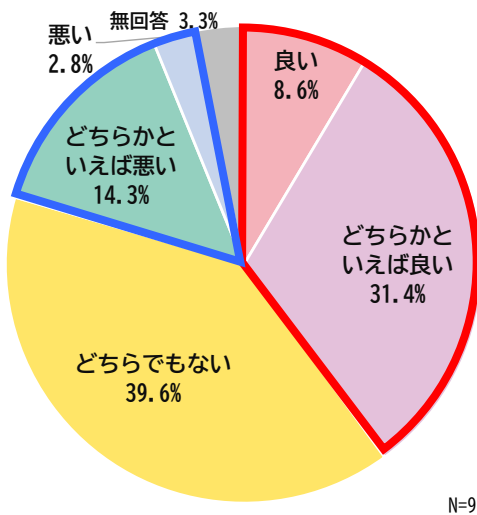


図 2-14 山鹿市全体の景観を「悪くしている」・「損ねている」と感じるもの

■居住地別の景観について

居住地域の景観は、「良い」と「どちらかといえば良い」を合わせた良い印象が約40%、「悪い」と「どちらかといえば悪い」を合わせた悪い印象が約17%となっており、比較的良好な印象を持っています。



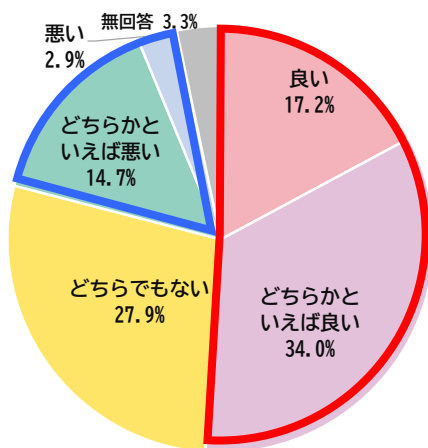
	回答数	割合
全体	958	100.0%
良い	82	8.6%
どちらかといえば良い	301	31.4%
どちらでもない	379	39.6%
どちらかといえば悪い	137	14.3%
悪い	27	2.8%
無回答	32	3.3%

N=958

図 2-15 居住地の景観の印象

【参考】過年度比較

居住地域の景観は、「良い」と「どちらかといえば良い」を合わせた良い印象が約51%、「悪い」と「どちらかといえば悪い」を合わせた悪い印象が約18%となっており、比較的良好な印象を持っています。



	回答数	割合
全体	1055	100.0%
良い	181	17.2%
どちらかといえば良い	359	34.0%
どちらでもない	294	27.9%
どちらかといえば悪い	155	14.7%
悪い	31	2.9%
無回答	35	3.3%

N=1055

■地区内の景観阻害要因について

居住地域内の景観を「悪くしている」と感じるものは、「空き店舗や空家などが増えている」が突出して多く、続いて「放置されて荒れた感じの農地は増えてきた」が多く挙げられています。

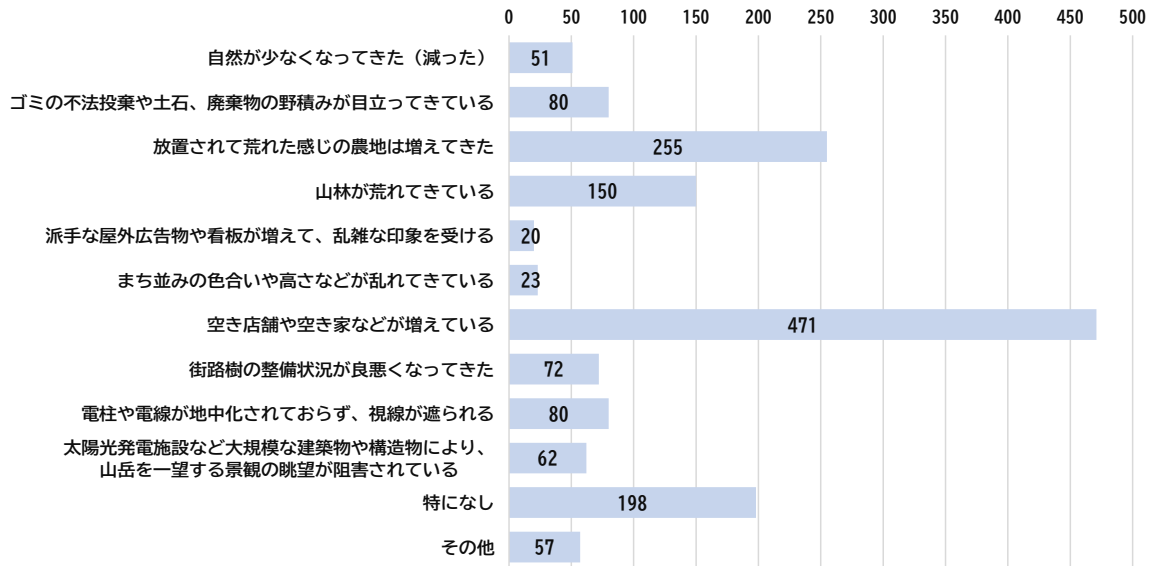
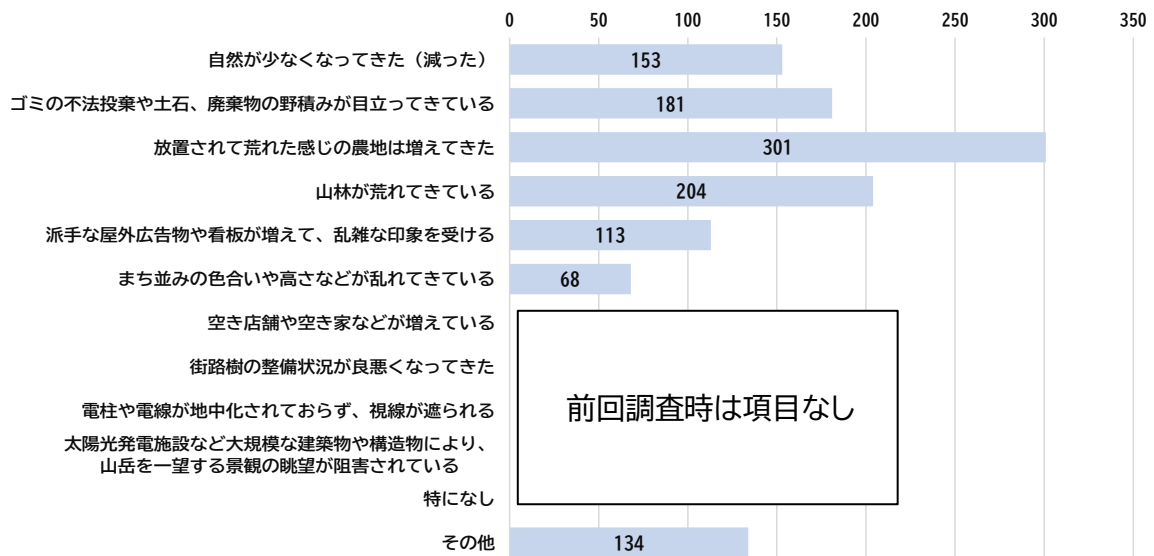


図 2-16 地域内の景観を「悪くしている」と感じるもの

【参考】過年度比較

過年度と比較すると、「放置されて荒れた感じの農地は増えてきた」が多くなっているが、「ゴミの不法投棄や土石、廃棄物の野積みが目立ってきている」に関しては、減少傾向にあります。



■景観計画への認知度

条例に基づく景観づくりのためのルールが適用されていることを、「知らなかった」(75.9%)が8割近くを占めています。

また「聞いたことはある」(19.6%)が約2割に留まり、「内容についても知っている」(0.7%)においては1%以下で、余り認知されていない結果です。

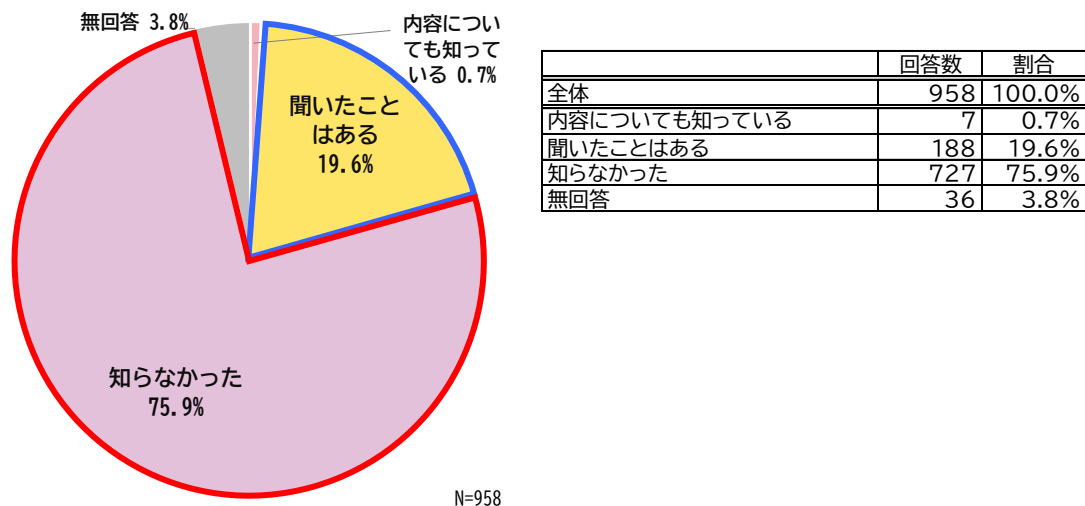


図 2-17 景観づくりのためのルールの認識状況

■現在の景観形成誘導地区及び景観形成重点地区の印象

「豊前街道山鹿地区・歴史的町並み地区」は「良い」と「どちらかといえば良い」を合わせた良い印象が6割を超えており評価が高いですが、「菊池往還来民地区」や「菊池川周辺地区」は他地区と比べると少し悪い印象のようです。

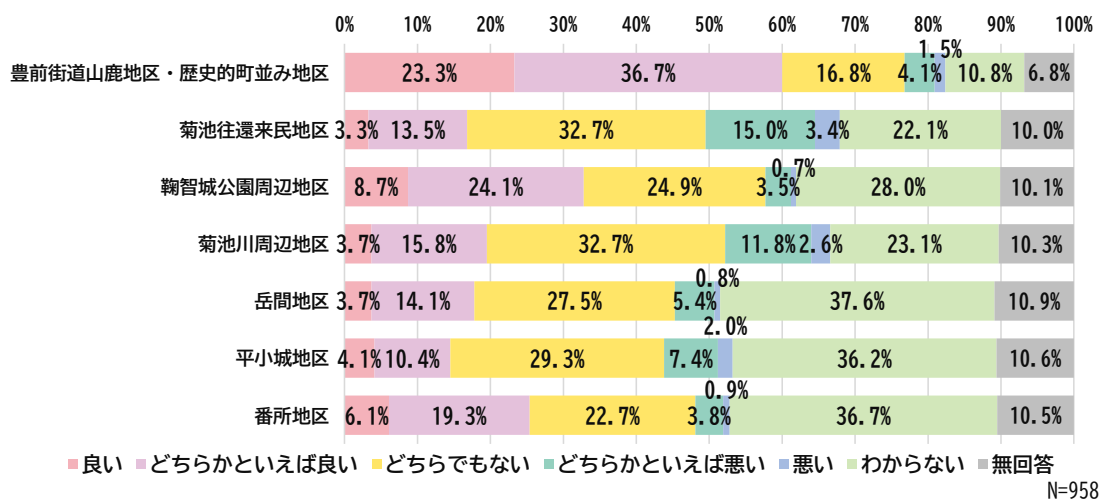


図 2-18 地区の景観に対する印象

2) 住民主体の活動やイベント

■ 景観づくりの活動について

景観づくりの活動について、行っていること・今後行う予定があるものは「特になし」(47.3%)が約5割で最も多く、続いて「地区の清掃活動や景観に関するボランティア活動に参加する」(33.1%)が多い結果です。

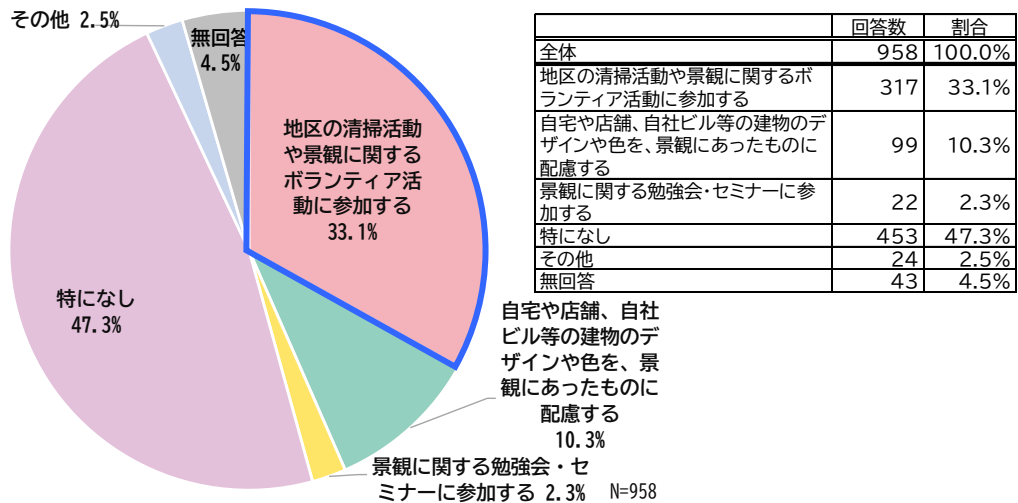


図 2-19 行っている・今後行う予定の「景観づくりの活動」

景観づくりの活動を実践するための支援策としては、「道路や公共施設など公共空間の緑化・美化に努めてほしい」が最も多い結果です。

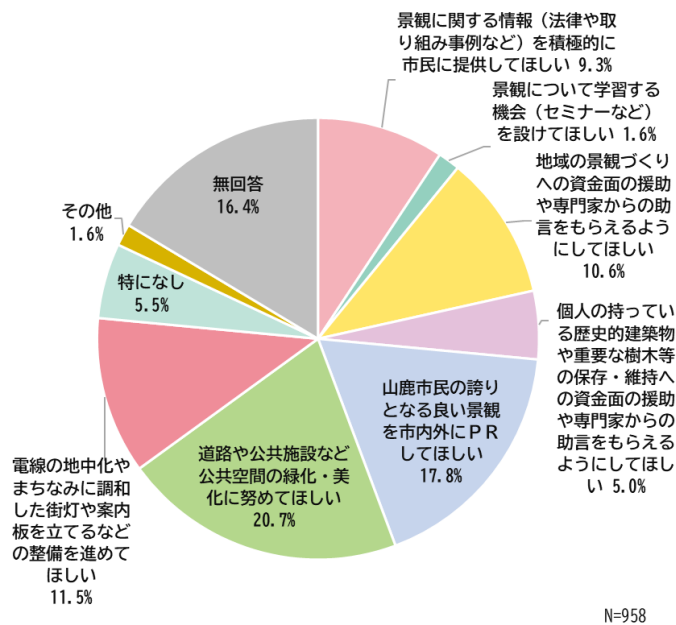


図 2-20 景観づくり活動を実践するための支援策

(5) 良好な景観形成に向けた課題

前述の(2)山鹿市の景観ゾーンごとの景観特性や(3)景観に関する事業・施策の進捗、(4)景観に関する市民の意識や行動の変化より、山鹿市全体の景観に関する課題を「①自然景観」、「②暮らしの景観」、「③協働による景観」の3つの視点ごとに整理しました。

第4章では、これら3つの視点に基づき課題解決に向けた目標・方針を定め、良好な景観形成を目指します。

①自然景観

■ 耕作放棄地や山林の維持管理

- ・ 耕作放棄地の活用方法を検討し、農業や景観保全に活かせる手立てを考える必要があります。
- ・ 一方で、山林や棚田は適切に管理されており、その良好な景観を引き続きどう維持・管理していくのか検討する必要があります。

■ 道路・河川沿いや地域の活動拠点などでの除草活動

- ・ 雑草の繁茂を防ぐため、定期的な除草作業などの管理や地域での対策が必要です。

②暮らしの景観

■ 届出行為や規制内容の見直し

- ・ 妻入り型の商家など歴史的な建物が点在していますが、景観と調和しない一般的な建物も点在しているため、積極的な景観誘導が必要です。

■ 景観に関する整備事業の継続的な実施

- ・ 現在の美装化事業により、地域の印象は良好ですが、今後も継続的な取組が必要です。
- ・ 地域住民からは、道路や公共施設の緑化・美化をさらに進めてほしいという声が多いため、より効果的な施策を検討し、景観づくりを推進することが求められます。
- ・ 整備した公園等の公共空間の継続的な管理を行いつつ、活用に関しても地域全体の景観づくりに貢献できるような工夫を検討する必要があります。
- ・ 現在の無電柱化事業を引き続き計画的に進めていく必要がある一方で、道路や公共空間の美化・緑化とも連携して進める必要があります。

■ 空家等の対策

- ・ 市全体で空家が増えているため、山鹿市空家等対策計画と連携して、空家の利活用や除却を進め、地域の魅力向上につなげる施策が求められます。

③協働による景観

■ 届出制度等の知識普及

- ・ 届出行為による景観規制があるものの、条例について周知できていないのが現状です。
- ・ 適切な運用が十分に浸透していない可能性が考えられるため、市民へのわかりやすい啓発が必要です。

■ 届出行為や規制内容の見直し

- ・ 歴史的な建物の保全は評価されていますが、景観と調和しない一般的な建物も点在しているため、規制内容の見直しが必要です。

■ 太陽光パネルに関するルールづくり

- ・ 現時点では大きな問題とはなっていませんが、相談件数が増加していることを踏まえて、太陽光パネルの無秩序な設置を防ぐためのルールづくりが必要です。

■ 景観に関する意識啓発

- ・ 現在はボランティアや協力団体の清掃活動等もあり、ゴミや不法投棄物は目立たず、景観が保たれています。
- ・ 今後も同様の活動を維持するために、市民への啓発活動等が求められます。

3

景観計画区域

- (1) 景観計画区域の考え方
- (2) 景観計画区域における景観形成の手法
- (3) 景観形成に向けた取組の概要

3. 景観計画区域（景観法第8条第2項第1号）

（1）景観計画区域の考え方

本市では、景観の形成は特定の地域だけではなく、市全域で取り組むべきものと認識しています。また、その実現は特定の個人や団体あるいは行政の力だけでできるものではないため、市民一人ひとりの理解、協力、そして積極的な参加が不可欠であると考えます。

このことから、市全域を景観計画区域（景観形成を行っていく範囲）とし、市民が行う景観形成活動を積極的に支援していくとともに、市民と行政が協働で豊かな自然景観や歴史的景観の維持・保全を進め、山鹿市独自の景観像をつくり上げていきます。

「景観計画区域」 = 市全域

- ・ 市全域で展開する市民活動（景観づくり、地域づくり）を支援していく。
- ・ 市全域において規制及び誘導を行い、現存する豊かな自然や歴史的景観を維持保全していく。

（2）景観計画区域における景観形成の手法

【第2章 山鹿市の景観特性と課題】の中で、本市全域を地形的に分析し8つの景観ゾーンに分類しましたが、それぞれの景観ゾーンについて、その特性や課題に基づき景観誘導方針を定めま

す。
また、市全域において景観形成基準を設定し、景観上の阻害要因となりやすいものについて良好な景観形成への誘導を図り、景観上重要な建造物や樹木等についてもその位置付けを明確にし、維持保全に努めます。

さらに、特定の範囲（例えば豊前街道沿道など）において、特に良好な景観を有すると認められる地区については、その特性をさらに伸ばしていくため、独自の景観誘導方針・景観形成基準を定め、積極的に景観向上に努めます。

(3) 景観形成に向けた取組の概要

本市では、良好な景観形成を図っていくために、「市全域で取り組むこと」と、その中から「特定の地区で取り組むこと」の両方を検討し、それらを組み合わせながら、景観形成を図ることになっています。

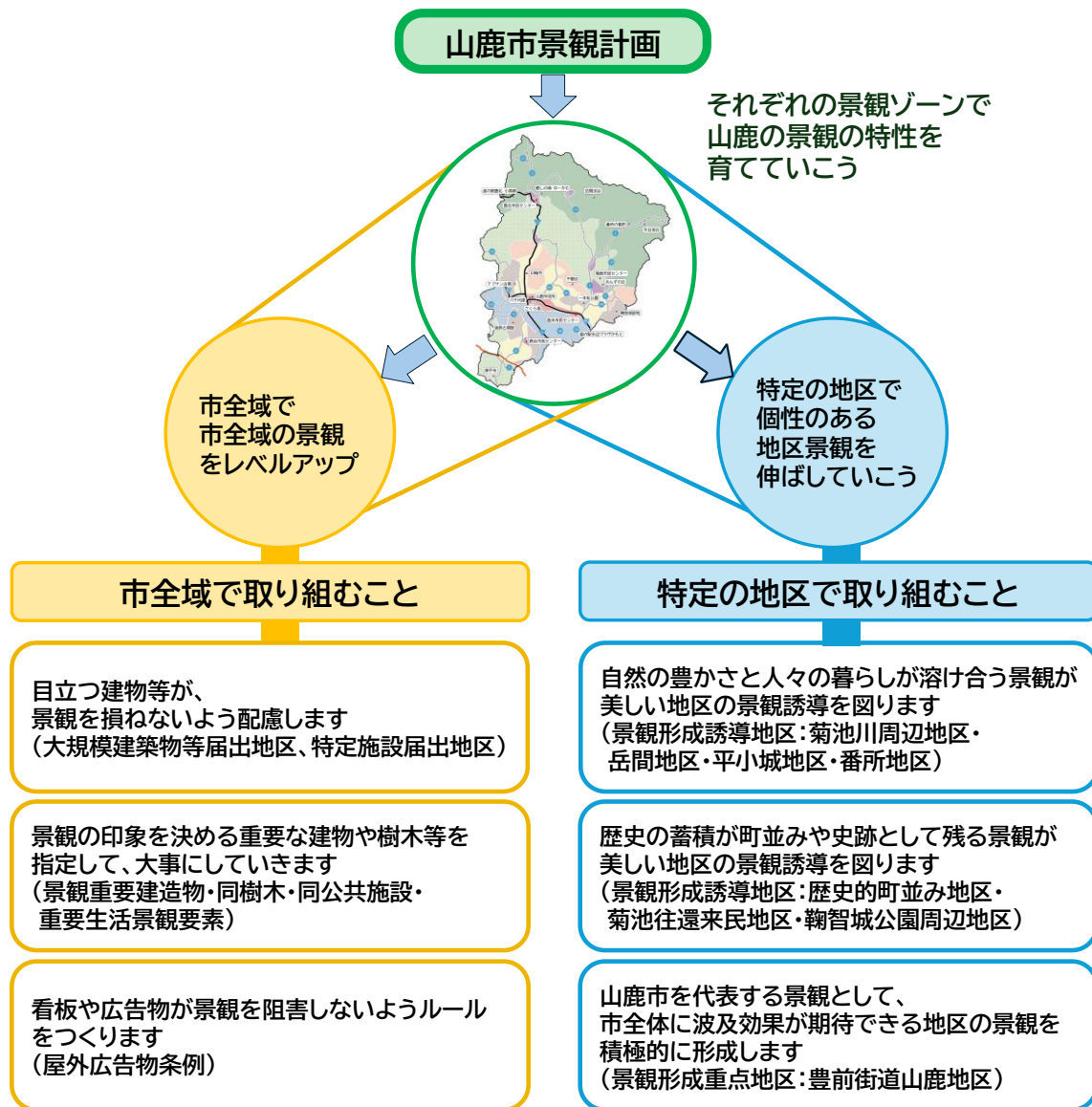


図 3-1 取組の概要

4

良好な景観形成 に関する 目標・方針

- (1)山鹿市全体の景観形成に関する基本理念
- (2)山鹿市全体の景観形成に関する基本方針
- (3)景観の全体像
- (4)良好な景観形成に向けた考え方(方針の体系)
- (5)景観ゾーンにおける景観形成の考え方
- (6)景観形重点地区・景観形成誘導地区における
景観形成の考え方

4. 良好な景観形成に関する目標・方針 (景観法第8条第3項)

(1) 山鹿市全体の景観形成に関する基本理念

地域の歴史・文化・自然環境と調和しながら、市民の暮らしや来訪者の印象を形づくる景観は、本市のかけがえのない資産です。

今後も、本市ならではの風土や生活・文化を尊重し、将来にわたり良好な景観を保全・活用するため、以下のように山鹿市景観計画の基本理念を定めます。

人の暮らしと自然、歴史文化が育む、
温もりある景観のまち やまが



(2) 山鹿市全体の景観形成に関する基本方針

本市がめざす基本理念の実現に向けて、景観上の課題に対応し、「自然景観」、「暮らしの景観」、「協働による景観」の3つの柱からなる景観形成に関する基本方針を以下に掲げます。

① 自然景観

山鹿市の豊かな自然環境を守り、活かす景観づくり

- ・ 本市の豊かな自然環境は、地域の魅力を象徴する重要な資源です。
- ・ 川や山、田園など、四季折々の美しい風景を保全・活用し、次世代へ継承するとともに、市民や来訪者が心地よく過ごせる環境づくりを目指します。

② 暮らしの景観

歴史・文化・生活が息づくまちなみを守り育て、活かす景観づくり

- ・ 本市には、かつて温泉宿場町として栄えた豊前街道を中心に歴史的建造物や伝統的なまちなみなど、暮らしや文化が息づく景観が広がっています。これらの景観は、地域の誇りであり、市民の生活に彩りを与える大切な資産です。
- ・ この暮らしの景観を保全・育成し、活用するため、建築物や屋外広告物のデザイン・色彩・規模などを地域の歴史や文化と調和するように誘導し、市民が誇りを持ち、心地よく暮らせるまちづくりを推進します。

③ 協働による景観

地域の個性を活かした景観づくりを進める仕組みづくり

- ・ 良好な景観形成には、市民・事業者・行政が協力し合い、地域の個性を活かした景観づくりを進めることが不可欠です。
- ・ 景観形成の担い手となる人材の育成や、市民参加型のまちづくり活動の推進、景観に関する情報発信・啓発を進めます。
- ・ また、定期的な現地調査や事業評価に基づく計画の見直しを行う推進体制を整備し、持続可能で魅力ある景観づくりの仕組みを構築していきます。

(3) 景観の全体像

本市全域を地形的に分析すると、8つの景観ゾーンに分類できます(第2章 山鹿市の景観特性と課題を参照)。各景観ゾーンでは、自然の豊かさや歴史的なまちなみ、地域の暮らしなど、本市ならではの景観を保全・育成するとともに、活用へとつなげることで、地域の魅力を高める景観づくりを進めます。

また、本市の個性や魅力を際立たせ、市全体に波及効果が期待できる地区として、景観形成誘導地区や景観形成重点地区を設定し、重点的に景観形成を推進します。

さらに、市全域では、建物や屋外広告物等が景観を損ねないようにするためのルールづくりや、景観重要建造物や景観重要樹木等の指定などを通して、景観の質の向上に取り組みます。

このように、8つの景観ゾーンや景観形成誘導地区等の特性を活かしながら、自然の豊かさ、歴史・文化、そして人々の暮らしが調和した、山鹿らしい美しい景観の形成を目指します。

本市全域を8つに分けた景観ゾーン

菊池川本流域ゾーン	本市南部を西流する菊池川本流に多くの支流が合流し、川の南北で異なる景観が形成されている。
山間ゾーン	山林を背後にもつ小集落がまとまりある景観を形成し、山の法面では果樹園、茶園、竹林などで様々な農業活動が営まれる。
中山間ゾーン	小支流流域をひとまとまりとした景観が形成され、道路沿いの民家や水田などの農業空間が見られる。
市街地外縁ゾーン	山頂付近から、樹林地、果樹園、畑、水田の順に土地利用がなされている。中心市街地と菊池川本流に沿った田園風景が見られる。
平野ゾーン	水田中心の田園地帯で、河川に沿って土地利用がなされている。周囲を台地や中山間地に取り囲まれ、幹線道路沿いに商業・工場・住宅が立地する。
台地ゾーン	深い山を背後に、主に農業地帯として土地利用がなされている。歴史的遺構や施設等が閑静なたたずまいの中に保全・整備されている。
市街地ゾーン	田園地帯の中央部の緩やかな台地上に景観が形成され、現代的建築物が多い一方、豊前街道や菊池往還には歴史的建造物が見られる。
地域拠点ゾーン	川筋と尾根筋が合流する平坦地で集落が形成され、道路網が交差・分岐する位置であり、来訪者等の印象に残りやすい。

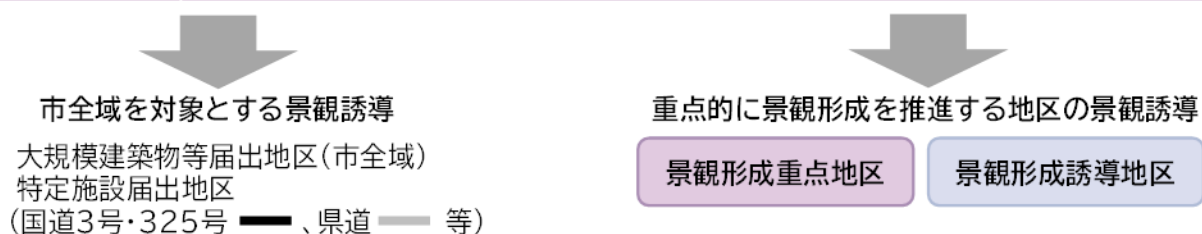


図 4-1 景観の全体像

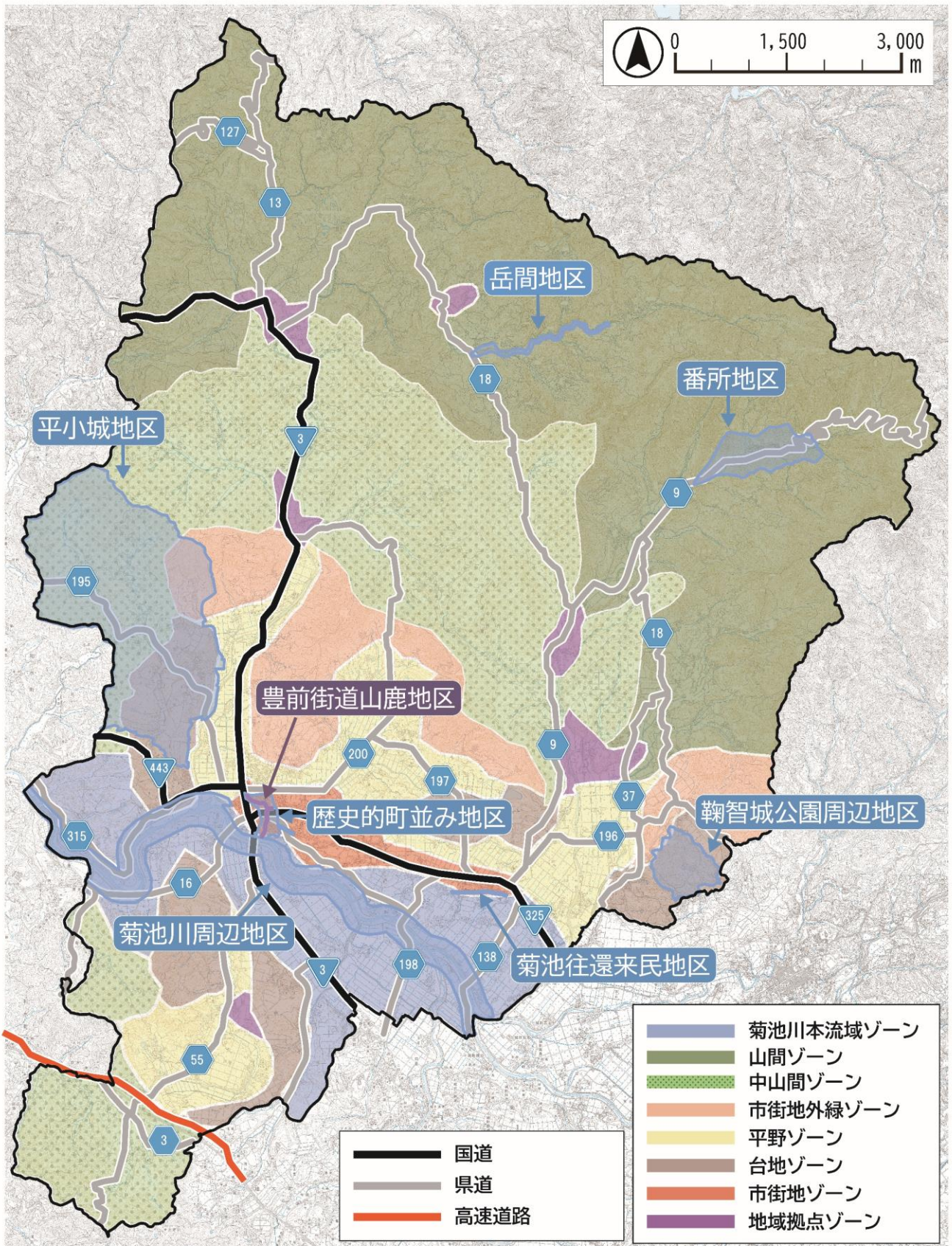


図 4-2 各景観ゾーンと誘導地区等図

(4) 良好な景観形成に向けた考え方(方針の体系)

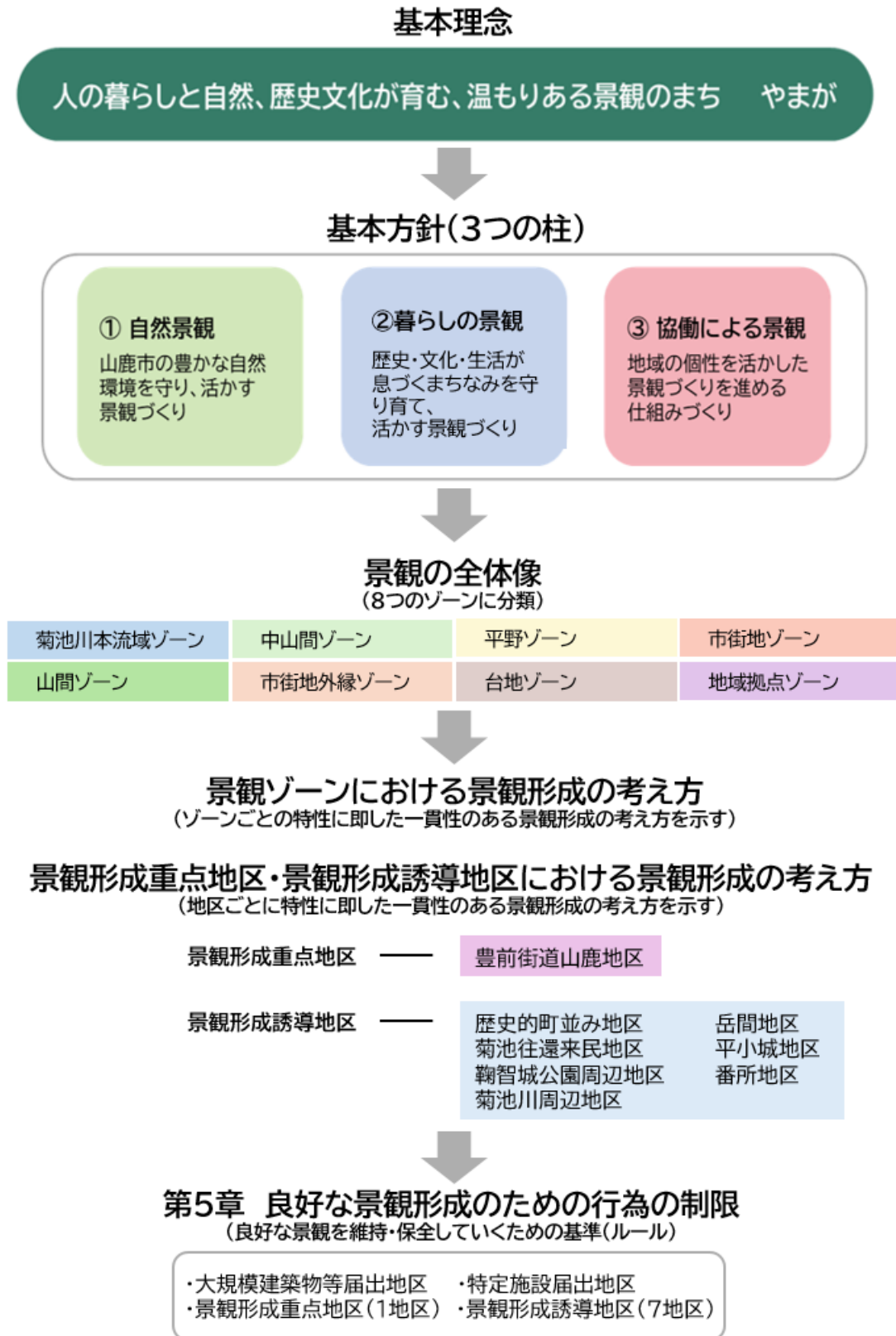


図 4-3 方針の体系図

(5) 景観ゾーンにおける景観形成の考え方

景観ゾーンごとの「景観形成のための基本的な考え方」、「期待される景観シーン」及び「大事にするポイントの例」を通じて、景観ゾーンごとの特性に即した一貫性のある景観形成の考え方を示します。

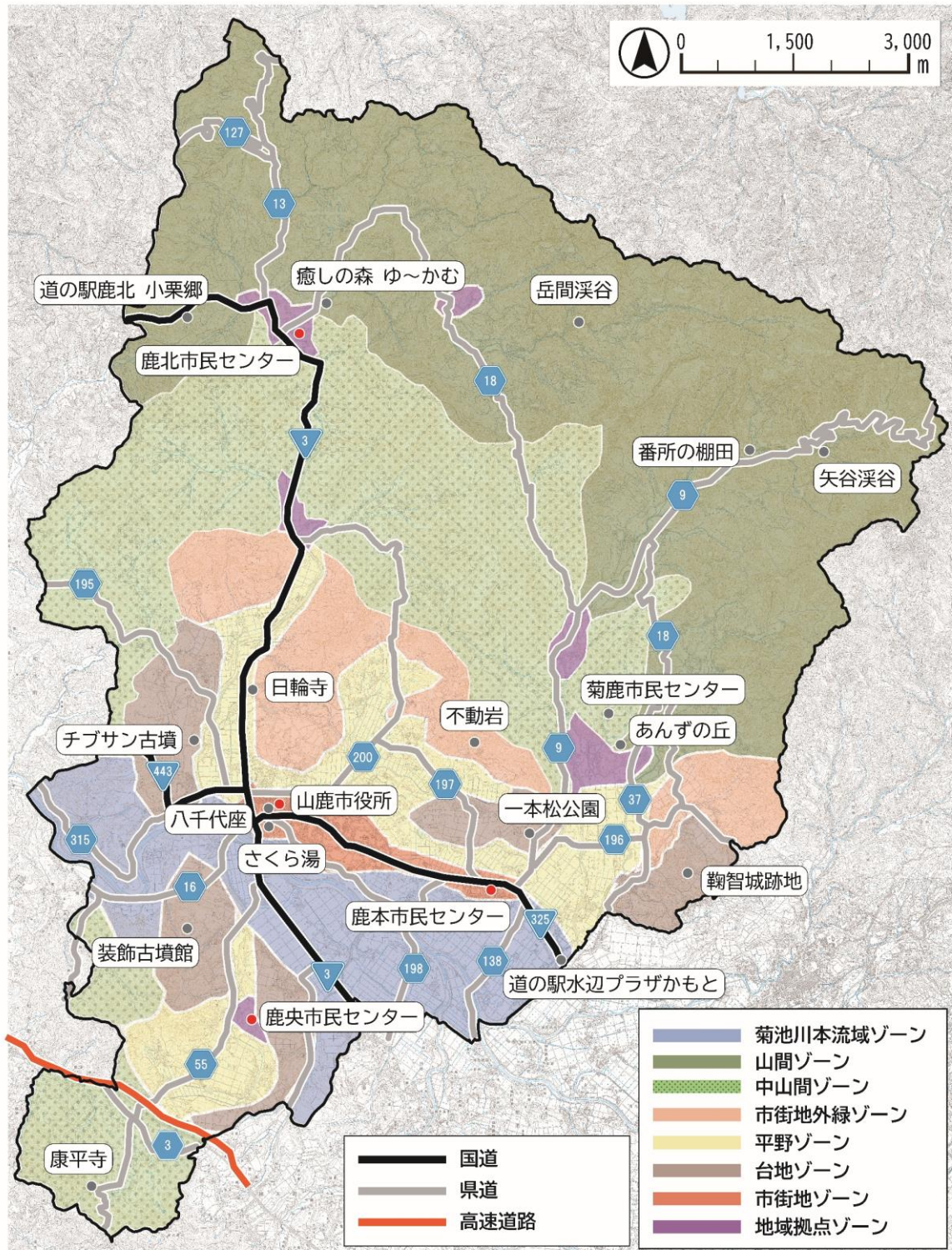


図 4-4 景観ゾーン図



1 菊池川本流域ゾーン

山鹿市を印象づける景観の主軸として、菊池川の流れに沿って視界に入ってくる風景をよりよいものにしていきます。

景観形成の基本的な考え方

- ・ 定期的に河川の清掃や除草を行うなど、維持・管理に努めます。
- ・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に配慮するように努めます。
- ・ 建築物の周囲の緑化に努めます。
- ・ 空家については、周辺の景観に配慮した適正な管理に努めるとともに、地域の活性化につながる活用や除却も含めた適切な対応に努めます。
- ・ 通行者がわかりやすい安全標識や交通標識、案内看板等の整備に努めます。
- ・ 農地の維持・保全に努めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

■ 期待される景観シーン

- ・ 四季折々の花々が川辺に根つき、訪れる人々を優しく迎える、季節の息づく美しい河川風景が広がっていきます。
- ・ 菊池川では、人々が楽しく遊び、くつろぐことができる、川と暮らしが結びつく心地よい親水空間が形成されていきます。
- ・ 菊池川の左岸側には広大な水田の中に島状に集落があり、国道3号からはそののどかな田園風景の向こうに美しい菊池川を望むことができます。
- ・ 橋などの構造物や施設、広告物が川の両側に広がる田園風景に調和するおだやかなデザインとなり、自然に溶け込む美しいまちなみが形成されていきます。

■ 大事にするポイントの例

- ・ 山鹿大橋からの眺望
- ・ 中川橋～山鹿大堰橋間の河川敷と用排水設備
- ・ その他の橋及びそのもと
- ・ 菊池川本流に流れ込む支流の合流点
- ・ 菊池川周辺地区(景観形成誘導地区)



2 山間ゾーン

小さな支流を単位とする集落及びその背景の山林をひとまとまりの景観と捉え、現在の良好な景観を後世に残していきます。

景観形成の基本的な考え方

- ・ 果樹園や茶園、棚田など、農地の維持・保全に努めます。
- ・ 山林の維持管理に努め、樹木の伐採後は植樹を行うなど、山間部の景観の連続性を損なわないように努めます。
- ・ 石垣や石橋、石造りの水路など先人が築いた風景を今に残す建造物の維持・保全に努めます。
- ・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・ 建築物の周囲の緑化に努めます。
- ・ 空家については、周辺の景観に配慮した適正な管理に努めるとともに、地域の活性化につながる活用や除却も含めた適切な対応に努めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

期待される景観シーン

- ・ 道路沿いを進むと、山の法面には適切に維持管理された果樹園、茶畑、棚田、竹林などの農村景観が連なり、のどかな農村風景が受け継がれ育まれていきます。
- ・ 山沿いにある集落が斜面に平行に立ち並び、石などの自然素材を用いた建造物と調和し、山間部固有の文化と歴史を感じられる風景が守られています。
- ・ 初秋の彼岸花は黄金の稲穂の波にあでやかさを添え、晩秋の紅葉は陽光を透かして輝き、川面や足元を彩る季節の美しい景観が広がっていきます。

大事にするポイントの例

- ・ 星原集落からの眺望
- ・ 岳間・多久集落等の茶園
- ・ 道の駅鹿北、ゆ〜かむ等の交流施設
- ・ 番所地区(景観形成誘導地区)
- ・ 棚田
- ・ 岳間溪谷、矢谷溪谷
- ・ 岳間地区(景観形成誘導地区)



3 中山間ゾーン

小集落を単位として水源のある山林から集落周辺の田園をひとまとまりの里山景観と捉え、現在の良好な景観を後世に残していきます。

景観形成の基本的な考え方

- ・ 果樹園や茶園、棚田など、農地の維持・保全に努めます。
- ・ 山林の維持管理に努め、樹林の伐採後は植樹を行うなど、山間部の景観の連続性を損なわないように努めます。
- ・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・ 建築物の周囲の緑化に努めます。
- ・ 空家については、周囲の景観に配慮した適正な管理に努めるとともに、地域の活性化につながる活用や除却も含めた適切な対応に努めます。
- ・ 古くから地域を見守り、また人々の心の安らぎの場として大切な役割を担ってきた神社やお堂、ほこらなどの維持・保全に努めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

■ 期待される景観シーン

- ・ 道路沿いを進むと、季節の野花が山の麓を彩り、背後の里山風景にアクセントを添える、やさしい自然の風景が守られていきます。
- ・ 集落では端午の節句の鯉のぼりや七夕かざりが受け継がれ、里山の風物詩として彩り豊かな景観が広がっていきます。
- ・ 集落は背後の里山風景になじみ、そののどかさが人々にゆとりをもたらす、心安らぐまちなみが維持されています。
- ・ 各集落にみられる神社、お堂、ほこらなどは、人々の心休まる場所として丁寧に手入れが施され、地域の歴史を感じる穏やかな風景が守られていきます。

■ 大事にするポイントの例

- ・ 各集落の神社やほこら等
- ・ 集落の背後にある里山景観
- ・ 集落内の石垣等
- ・ 平小城地区(景観形成誘導地区)



4 市街地外縁ゾーン

市街地近郊にある眺望に優れた散策・ハイキングゾーンとなるような景観形成を行っていきます。

景観形成の基本的な考え方

- ・ 果樹園や畑、棚田など、農地の維持・保全に努めます。
- ・ 山林の維持管理に努め、樹木の伐採後は植樹を行うなど、山間部の景観の連続性を損なわないように努めます。
- ・ 樹木は伐採後に植樹を行い、景観の連続性を損なわないように努めます。
- ・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・ 建築物の周囲の緑化に努めます。
- ・ 空家については、周辺の景観に配慮した適正な管理に努めるとともに、地域の活性化につながる活用や除却も含めた適切な対応に努めます。
- ・ 道路沿いの植樹帯の適切な維持管理に努めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

■ 期待される景観シーン

- ・ すそ野から中腹、山頂に至るまでの雑木が四季折々に色合いを変え、まち全体に豊かな情緒をもたらす、季節を映す美しい山並みが守られていきます。
- ・ 集落は周囲の自然環境となじみ、そののどかさが人々にやすらぎを与える、調和のとれたまちなみが形成されていきます。
- ・ 道路沿道は散策路として良好な景観が整備されており、ハイキングなど歩いて心地よいまちなみが形成されていきます。

■ 大事にするポイントの例

- ・ 日輪寺公園周辺の景観
- ・ 彦岳周辺の景観
- ・ 不動岩及び蒲生の池(湯の口)周辺の景観



5 平野ゾーン

山鹿市の活動を支える産業と周囲の豊かな田園風景が調和するように、景観形成を行っていきます。

景観形成の基本的な考え方

- ・ 水田など、農地の維持・保全に努めます。
- ・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・ 建築物の周囲の緑化に努め、商業施設や工場については、特に道路沿道や農地側の部分を緑化するように努めます。
- ・ 空家については、周辺の景観に配慮した適正な管理に努めるとともに、地域の活性化につながる活用や除却も含めた適切な対応に努めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

■ 期待される景観シーン

- ・ 現代的な様相を伴いながらも、水田などの農村風景や緑豊かな台地・山間との調和がとれ、新旧が共存する美しいまちなみが形成されていきます。

■ 大事にするポイントの例

- ・ 鞠智城公園へのアクセスルート沿いの景観
- ・ ゾーン内にある眺望点からの眺め



6 台地ゾーン

山鹿市の最も古い歴史を伝える場所として、台地全体を保全するとともに、昔ながらの農村景観を残していきます。

景観形成の基本的な考え方

- ・ 農地の維持・保全に努めます。
- ・ 歴史的景観の保全に努めます。
- ・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・ 建築物の周囲の緑化に努めます。
- ・ 空家については、周辺の景観に配慮した適正な管理に努めるとともに、地域の活性化につながる活用や除却も含めた適切な対応に努めます。
- ・ 歴史的遺構の案内・説明板は、統一した様式とするなど、景観に調和するように努めます。
- ・ 史跡に近い水田は古代米を作付けするなど、古代を連想させる景観形成活動を行うように努めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

■ 期待される景観シーン

- ・ 現代から古代の世界へタイムスリップしたかのような歴史の気配を感じる風景が広がっていきます。
- ・ 緑豊かな自然環境と調和した集落が点在し、歴史的な情緒あふれる風景が守られていきます。

■ 大事にするポイントの例

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ・ 古墳及びその周辺 | ・ 台地の縁の斜面緑地 |
| ・ 一本松公園、装飾古墳館等の交流施設 | ・ チブサン・オブサン古墳 |
| ・ 鞠智城公園周辺地区(景観形成誘導地区) | ・ 平小城地区(景観形成誘導地区) |

7 市街地ゾーン



快適な住環境を保全し、山鹿らしい落ち着いた都市景観を形成するとともに、歴史的な情緒ある街道については維持保全を図っていきます。

景観形成の基本的な考え方

- ・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・ 建築物の周囲の緑化に努めます。
- ・ 各時代の特徴を表した伝統的工法による建築物の維持・保全に努めます。
- ・ 空家については、周辺の景観に配慮した適正な管理に努めるとともに、地域の活性化につながる活用や除却も含めた適切な対応に努めます。
- ・ 案内看板や標識等は統一感を出すなど景観に調和するように努めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

■ 期待される景観シーン

- ・ 豊前街道や来民地区を散策すると、懐かしい風景が目飛び込み、山鹿の歴史を感じる風景が守られていきます。
- ・ 本市の中心部にある豊前街道沿いは「これぞ山鹿」という雰囲気醸し出し、にぎやかながらも他都市とは異なる、個性豊かなまちなみが形成されていきます。
- ・ 良好な住環境は人々を和ませ、都市としての一面の中にも山鹿市の歴史性を感じさせる、暮らしに寄り添う風景が守られていきます。

■ 大事にするポイントの例

- ・ 住宅地の生垣等
- ・ 国道や県道の沿道の景観
- ・ 歴史的町並み地区(景観形成誘導地区)
- ・ 豊前街道とその周辺
- ・ 豊前街道山鹿地区(景観形成重点地区)
- ・ 菊池往還来民地区(景観形成誘導地区)



8 地域拠点ゾーン

交通網の結節点として、魅力ある景観を形成していきます。

景観形成の基本的な考え方

- ・ 建築物等については、色彩が周囲の景観に調和するように努めます。
- ・ 建築物の周囲の緑化に努めます。
- ・ 空家については、周辺の景観に配慮した適正な管理に努めるとともに、地域の活性化につながる活用や除却も含めた適切な対応に努めます。
- ・ 案内看板や標識等は統一感を出すなど景観に調和するように努めます。
- ・ 屋外広告物の掲出は、最小限の数・大きさにするように努めます。

期待される景観シーン

- ・ 地域の特色を活かした景観づくりが進み、山鹿市域を回遊する際のオアシスとなる心地よい風景が広がっていきます。
- ・ 案内標識等のデザインは分かりやすく、地域の個性を感じさせる演出が施され、訪れる人に優しい街の風景が整えられていきます。

大事にするポイントの例

- ・ 主要道路の交差点付近
- ・ 土地柄を良く反映した看板や道標

(6) 景観形成重点地区・景観形成誘導地区における景観形成の考え方

景観形成重点地区及び景観形成誘導地区ごとに、特性に即した一貫性ある景観形成の考え方を示します。

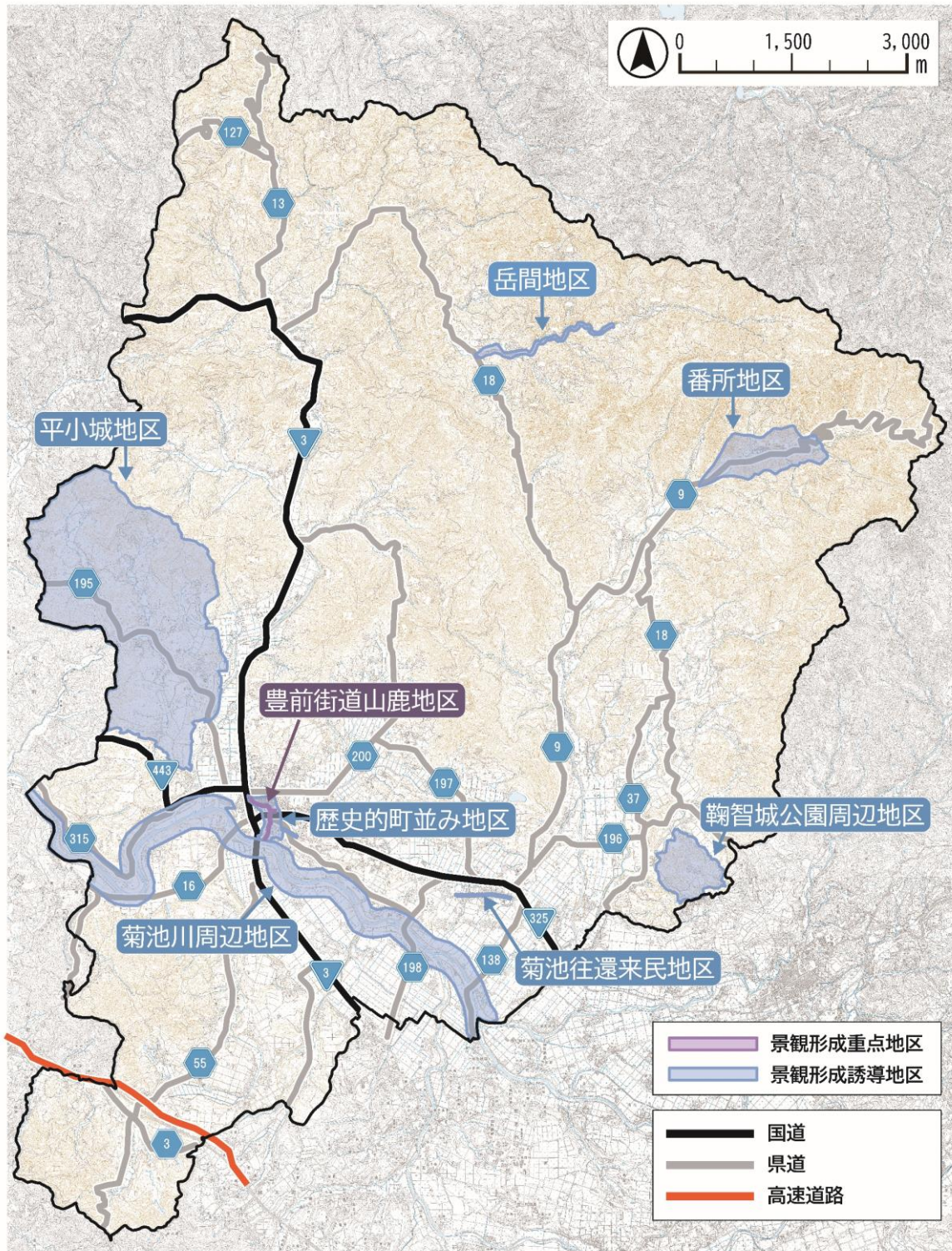


図 4-5 景観形成重点・誘導地区 位置図

1) 景観形成重点地区

1 豊前街道山鹿地区

市街地ゾーン

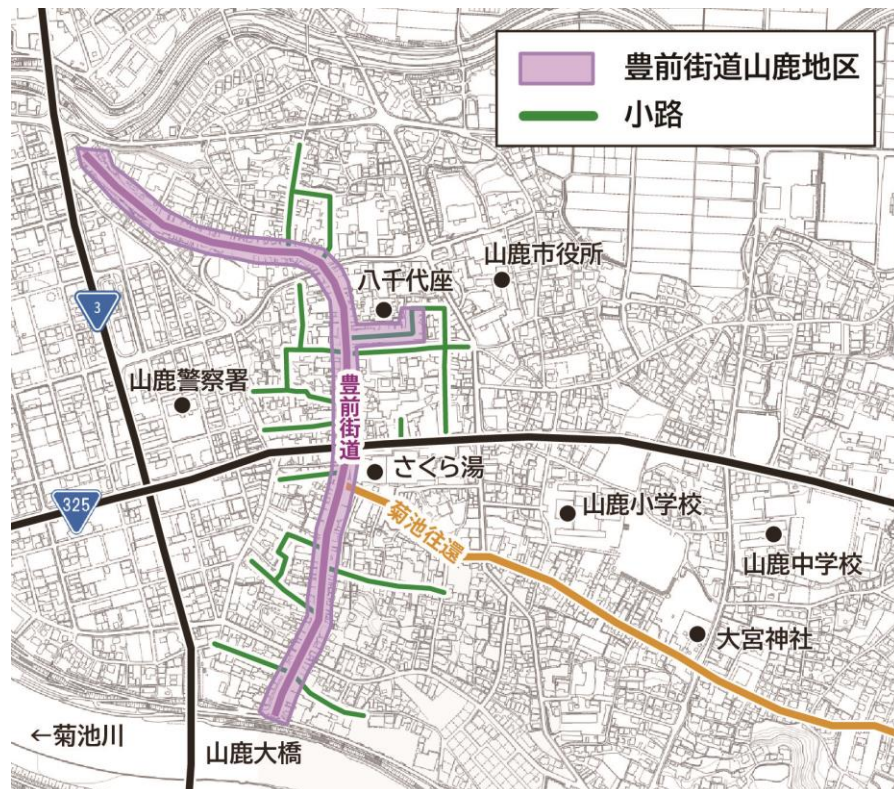
菊池川本流域ゾーン

これまでの取組みにより八千代座を核としたまちなみに連続性が生まれつつあり多くの人に認知されようとしています。しかしながら、まちなみの中には歴史的建造物の老朽化や未修景の建築物等も目立つことから、引き続き商人町として栄えた時代の情緒を今に伝える都市空間として、歴史的町並み地区と共に一体感のある景観形成を図っていく必要があります。

そこで沿道空間においては、江戸末期から昭和初期の建築様式と山鹿の素材・技術の活用を積極的に誘導していくことにより、山鹿を代表する景観となるよう重点的に取り組んでいきます。

■ 対象となる範囲

豊前街道を中心に菊池川より国道3号との交差点部を南北の区間とし、豊前街道の道路境界から両側20mと豊前街道から八千代座までの市道八千代座線の道路境界から両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



2) 景観形成誘導地区

1 歴史的町並み地区

市街地ゾーン

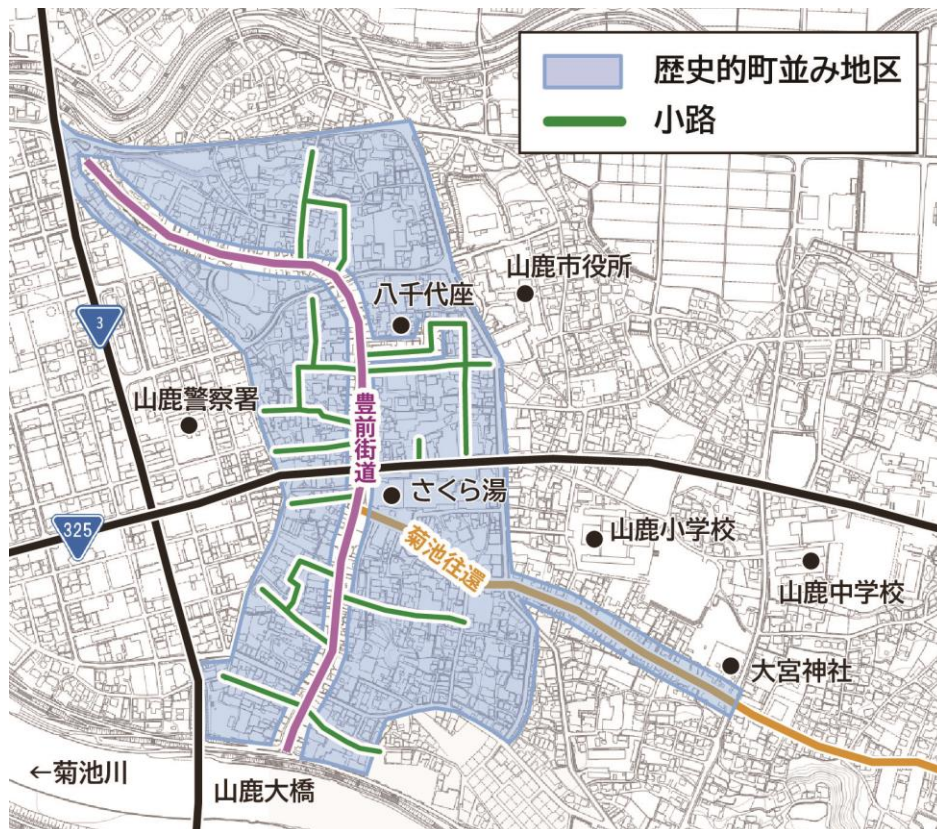
菊池川本流域ゾーン

温泉町、宿場町として形成されてきたこの辺りには豊前街道を中心に今なお歴史的に価値の高い木造家屋が多く残されています。豊前街道沿道における景観形成が一定の成果を上げている今、その周りの地域にも光を当て、歴史的まちなみに拡がりを持たせることが期待されています。

そのため、豊前街道から分岐している小路(しゅうじ)に着目し、回遊性を確保することによりできる豊前街道沿道の歴史的まちなみと一体感のある範囲で景観形成を図ります。

■ 対象となる範囲

豊前街道から分岐している小路を調査し、概ね旧状が保たれており豊前街道から回遊できる範囲、また山鹿灯笼まつりのルート等を考慮し菊池往還の一部(道路境界から両側20m)をつなぐ範囲とします。ただし、景観形成重点地区の範囲を除きます。



2 菊池往還来民地区

市街地ゾーン

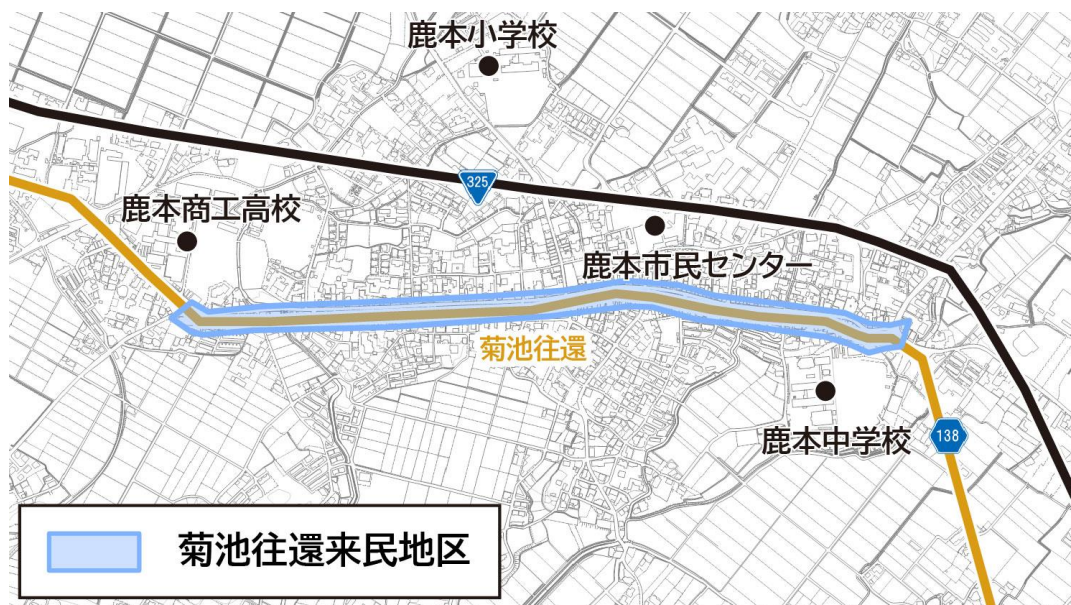
菊池川本流域ゾーン

山鹿新町として賑わってきたこの辺りには今なお在町の特徴を残した妻入り型の商家が比較的残されています。しかし、これまで目立ったまちなみ保存や景観形成の動きがなく、このままでは貴重なまちなみが今以上に欠けていくおそれがあります。

そのため、まちなみの維持保全を積極的に誘導していくことにより、豊前街道の歴史的町並み地区と併せて山鹿市を代表する景観形成を図っていきます。

■ 対象となる範囲

菊池往還沿道のうち、まちなみの保存状況、景観形成の効果を考慮し、西は県立鹿本商工高等学校南側の交差点(Y字型)、東は県道138号(辛川鹿本線)との交差点までの区間とし、道路境界の両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



3 鞠智城公園周辺地区

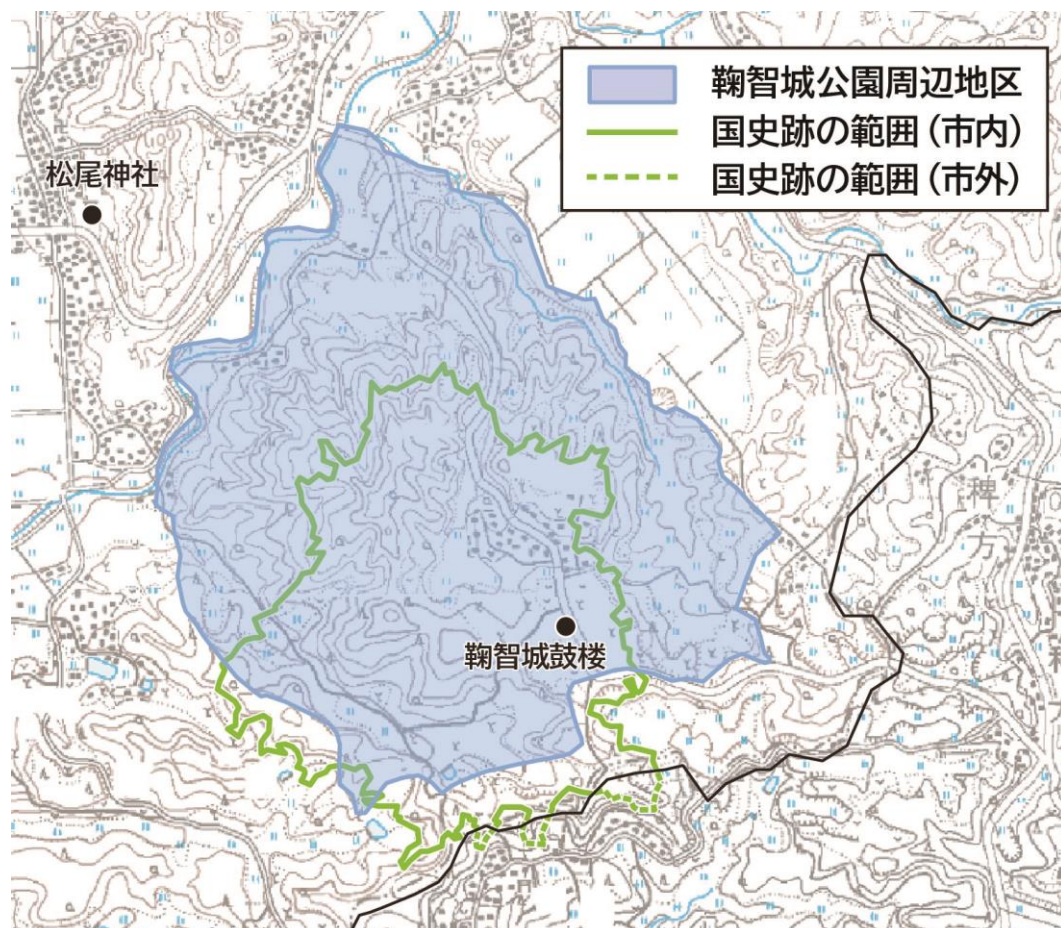
市街地外縁ゾーン

台地ゾーン

朝鮮式の古代山城として全国的にも稀少価値のある鞠智城跡と、そこから望見される広範囲の眺望は山鹿を代表する景観です。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、周辺に広がる農地・集落と併せて一体的な景観形成を図っていきます。

■ 対象となる範囲

鞠智城周辺の地形を分析し、史跡を包含する古代山城と考えられる地域を範囲とします。



4 菊池川周辺地区

菊池川本流域ゾーン

豊かな自然に囲まれ川の流に沿い移ろいゆく菊池川の景観と堤防から望見される雄大な山並みは山鹿を代表する景観です。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、周辺に広がる農地・集落と併せて一体的な景観形成を図っていきます。

■ 対象となる範囲

菊池川河川敷の境界から両側200mを範囲とします。ただし、都市計画により用途地域に指定されている部分を除きます。



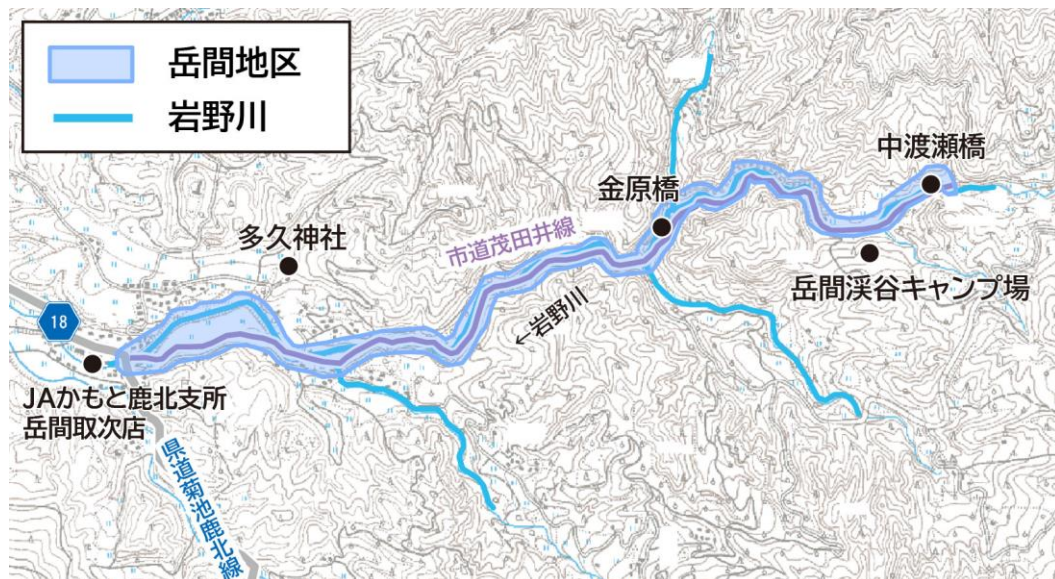
5 岳間地区

山間ゾーン

岩野川上流の岳間渓谷は夏の避暑地として知名度が高く、そこに至るルートも森林に囲まれ、豊かな自然景観を有しています。今のところ目立った開発行為等は見られませんが、今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、渓谷と沿道が一体的となった景観形成を図っていきます。

■ 対象となる範囲

岩野川を中心に、岳間渓谷上流の中渡瀬橋より県道菊池鹿北線との交差点部を東西の区間とし、北を岩野川右岸から20m、南を市道茂田井線の道路境界から20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



6 平小城地区

台地ゾーン

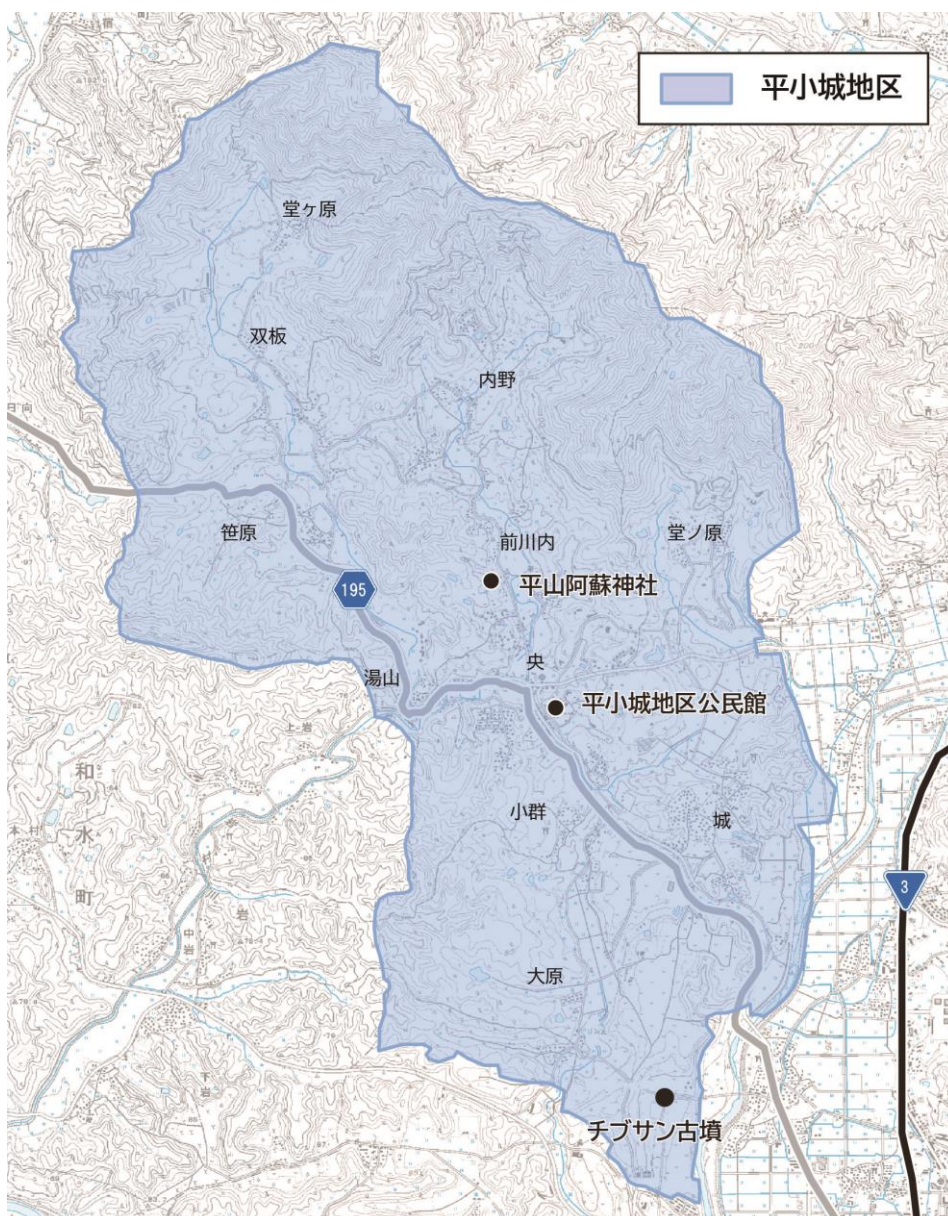
市街地外縁ゾーン

中山間ゾーン

起伏に富んだ地形に起因する独特な自然景観の中に平山温泉、チブサン古墳といった山鹿を代表する観光スポットが点在する地域であることから、地域では来訪者を見込んだ施設等が増え良好な景観が失われることへの危惧があり、自主的な地域活動が行われてきました。今後もこの活動を積極的に支援し、地域と自然、経済活動が共存する景観形成を図っていきます。

■ 対象となる範囲

これまでの地域活動の実績及び地域のつながりを考慮し、平小城地区全体を範囲とします。



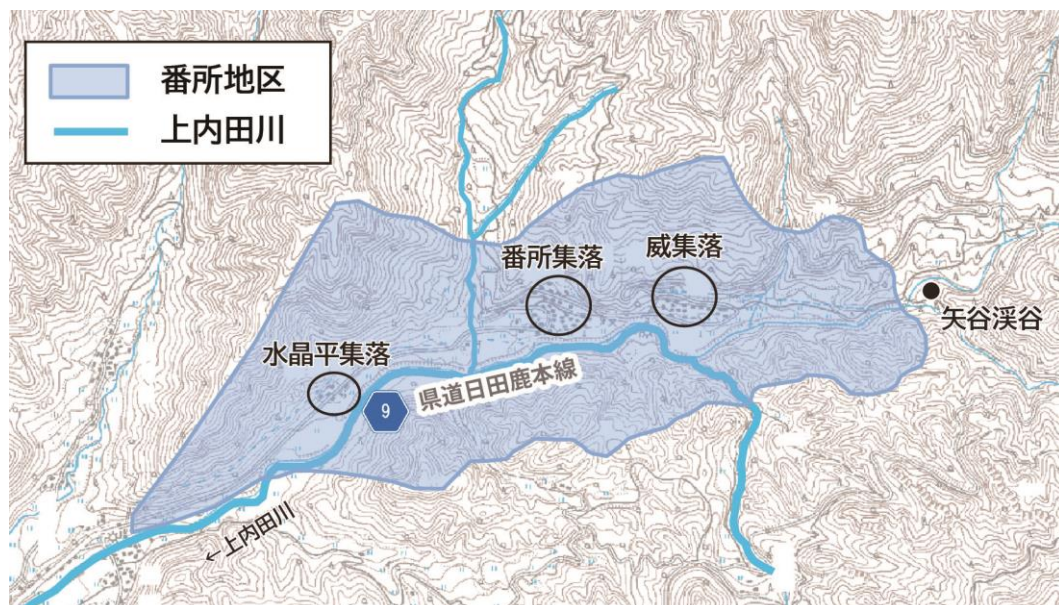
7 番所地区

山間ゾーン

急峻な山の斜面に沿って形成された家々は群れとして美しい構成美を見せ、地域には神社や石垣、石の水路、棚田など人々の暮らしの中で形成されてきた景観が数多くあります。今後もこの優れた景観の維持保全を積極的に誘導していくことにより、長い年月をかけ形成されてきた良好な景観を後世に引き継いでいきます。

■ 対象となる範囲

県道日田鹿本線を中心に、矢谷溪谷より水晶平集落の入り口部を東西の区間とし、県道から望見できる山々に囲まれた区域に加えて、棚田の保全地区を範囲とします。



5

良好な景観形成 のための 行為の制限

- (1)届出対象行為と景観形成基準について
- (2)大規模建築物等届出地区
- (3)特定施設届出地区
- (4)景観形成重点地区
- (5)景観形成誘導地区

5. 良好な景観形成のための行為の制限 (景観法第8条第2項第2号 及び 第2項第4号イ)

(1) 届出対象行為と景観形成基準について

届出対象行為は、「建築物等の新築や増改築など、どのような行為に対して事前に届出が必要か」を定めたものです。山鹿市では、この届出に関わる対象区域として、「大規模建築物等届出地区」、「特定施設届出地区」、「景観形成重点地区」、「景観形成誘導地区」の4種類の地区を指定しています。

また、景観形成基準は、「届出対象行為に該当する場合に、その行為を実施する際に守っていただく具体的なルール」を示しています。

両者はいずれも景観の保全・形成を目的としており、届出対象行為を行う際には、まず届出の必要性を確認し、必要に応じて山鹿市と事前協議を行った上で、景観形成基準に従って計画・施工を進めることが重要です。

これらのルールを守ることで、地域全体で美しい景観を維持・創出することができます。

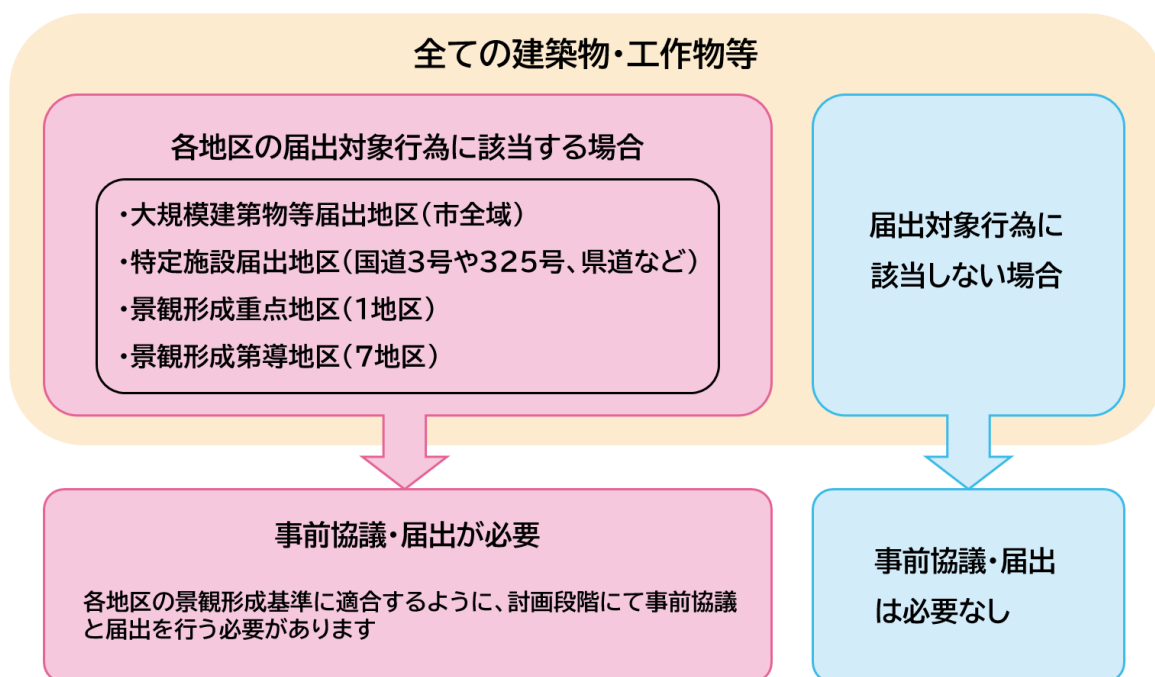


図 5-1 届出対象行為の概要

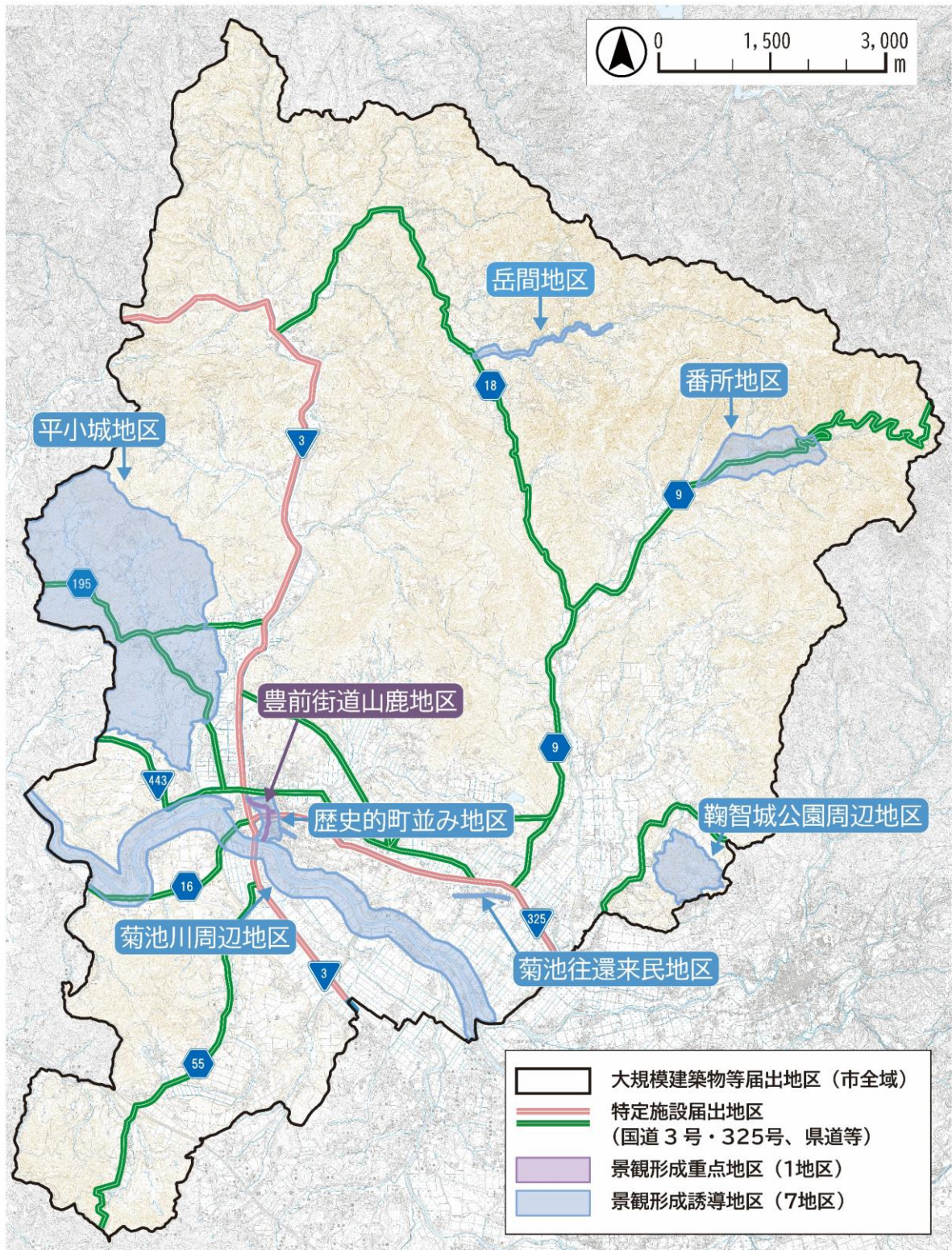


図 5-2 事前協議・届出が必要な地区

(2) 大規模建築物等届出地区

1) 目的

大規模な建築物等や開発はその大きさから周囲の景観に与える影響が大きく、本市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気失われてしまうおそれがあります。

また、数多くある眺望点からの景観の中でも存在を主張しています。

そこで、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

2) 期待される効果

建築物の配置は道路から後退して通りに対してゆとりをもたせる、敷地の周囲を緑化して周囲の環境に溶け込むようにする、周囲の景観と調和する色彩を選ぶ、などの項目について市と申請者が事前に協議を行います。

これにより、例えば下図のように景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

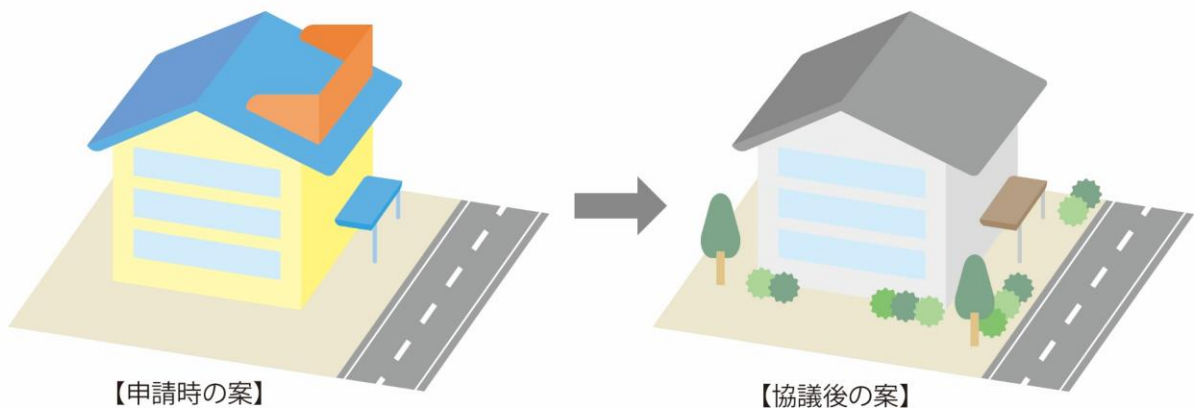


図 5-3 事前協議による調整イメージ

3) 範囲

大規模な建築物等や開発は場所に限らず景観に与える影響が大きいため、対象範囲は市全域とします。



大規模建築物等届出地区

4) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	高さが13m超又は 延べ面積が1,000㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変 更、撤去

■工作物(1/2)

種類	規模	行為
柵、塀、擁壁その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの 煙突 高架水槽 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く) 電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設 自動車等の収納の用途に供する立体的な施設 汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	高さが2m超かつ長さが30m超ただし、擁壁については、高さが5m超かつ長さが10m超 高さが13m超又はその敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変 更、撤去

■工作物(2/2)

種類		規模	行為
工作物	太陽光発電施設 (土地に自立して設置するもの) [※]	高さ(太陽電池モジュール及びその架台を含む工作物(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものを含む。)の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。)13mを超えるもの	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更、 撤去
		その敷地の用に供する土地の面積(当該工作物に係る事業と一体的に行われる事業の用に供する工作物であって、当該工作物に隣接し、又は近接するものの敷地の用に供する土地の面積を含む。)1,000m ² を超えるもの	

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要です。ただし、太陽光発電施設を含む建築物の高さが13mを超える場合、又は延べ面積が1,000m²を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■広告物

種類		規模	行為
広告物 [※]	建物等から独立するもの	高さが13m超 又は一面の表示面積が15m ² 超	設置、外観の変更
	建築物等に付随するもの	建築物等の軒から5m超 又は一面の表示面積が15m ² 超	

※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く

■土地

種類	規模	行為
土地	面積が3,000m ² 超 又は高さが5m超かつ長さが10m超の法面を生じるもの	開発行為 土地の開墾、土砂の採取、鉋物の掘採その他土地区画形質の変更

大規模建築物等届出地区

5) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・ 通りの見通しを阻害しない位置に配置する。 ・ 沿道から見て連担性の保てる位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。 ・ 夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和しまちなみに潤いを与えるように配慮する。 	

■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・ 通りの見通しを阻害しない位置に配置する。 ・ 沿道から見て連担性の保てる位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。 ・ 夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和しまちなみに潤いを与えるように配慮する。 	
柵及び塀	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和していること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮やかな色調の材料を避ける。
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の緑化に努める。 		
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観に配慮したものとし、できる限りまとめて少なくなるように努める。 	

■ 広告物

種類		景観誘導方針	
広告物	位置・配置	・ 道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。	
	外観	意匠	・ 全体的にまとまりのある意匠とする。 ・ 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の環境との調和に配慮する。 ・ シンプルなデザインとなるように努める。
		色彩	・ 鮮やかな色彩は強調して使用せず、アクセント程度に使用する。 ・ 色彩は周辺の景観との調和に配慮する。
		材料	・ 周辺の景観と調和するような材料を使用する。
	その他	・ 掲出した広告物は、その維持管理に努める。	

■ 土地

種類		景観誘導方針	
土地	土砂等の採取	遮蔽及び緑化	・ 敷地内及び敷地周辺の緑化に努める。
		法面等の緑化	・ 周辺の景観との調和に配慮する。
	宅地造成等	遮蔽及び緑化	・ 敷地内及び敷地周辺の緑化に努める。
		法面等の緑化	・ 周辺の景観との調和に配慮する。

景観コラム

公共施設における景観配慮の実践

公共施設は、その規模や立地から地域の景観に大きな影響を与えます。そのため、計画・設計の段階から景観への配慮を積極的に取り入れることが、美しいまちなみの形成に不可欠です。山鹿市では、こうした考え方を実践している施設として山鹿市環境センターがあります。

昼間の景観配慮 —自然との調和—

対岸から本施設を眺めると、3色のアースカラーを基調とした建屋が、周辺の緑や河川の中に自然と溶け込んでいます。環境施設という機能を持ちながらも、この色彩計画により地域の景観を損なうことなく、むしろ周辺環境と美しく調和する設計となっています。

夜間の景観配慮 —地域文化との繋がり—

本施設は、夜の景観にも配慮が施されています。窓から漏れるわずかな光は、山鹿の伝統行事である千人灯籠踊りの光の輪を連想させるよう計画されており、単なる照明ではなく、地域文化を想起させる演出となっています。このように昼夜を通じて、山鹿らしさを感じさせる景観を創出しています。



昼間の山鹿市環境センター



夜間の山鹿市環境センター

6) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色※等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。 電波塔については、周辺の景観との調和に配慮し、茶系を基本とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 耐久性・耐侯性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲のまちなみや自然と調和した落ち着いた材質感のものを採用するものとする。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。 敷地面積が3,000㎡を超える敷地については沿道部分を緑化し、建築物等の威圧感の低減に努める。 	

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

■工作物(1/2)

種類		景観形成基準	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色※等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。 電波塔については、周辺の景観との調和に配慮し、茶系を基本とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲のまちなみや自然と調和した落ち着いた材質感のものを採用するものとする。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。 敷地面積が3,000㎡を超える敷地については沿道部分を緑化し、建築物等の威圧感の低減に努める。 	

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

大規模建築物等届出地区

■工作物(2/2)

種類			景観形成基準
柵及び塀	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 暗穩色※を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物			<ul style="list-style-type: none"> 位置については周辺の景観に配慮したものとし、電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 電線の横断はできる限り少なくなるように努めると共に、直角横断になるように努める。
太陽光発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
	外観	意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の付属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

大規模建築物等届出地区

■ 広告物

種類		景観形成基準	
広告物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体にまとまりのある意匠とする。 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。 支柱及び広告の側面は茶系とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用する。

■ 土地

種類		景観形成基準	
土地	土砂等の採取	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内及び敷地周辺の緑化に努め、周囲の道路等からの遮蔽に配慮する。
		法面等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、すみやかな緑化に努める。
	宅地造成等	遮蔽及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> 区画形質の変更の方法については、周囲の景観との調和に配慮すると共に緑化に努める。
		法面等の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和を配慮した形態、材料とし、緑化に努める。

(3) 特定施設届出地区

1) 目的

道路沿線は経済活動が活発に行われるため、派手な形や色彩の建築物や看板ができる可能性があります。これらにより山鹿市の自然豊かな景観や落ち着いた雰囲気失われてしまうおそれがあります。

そこで、派手な形や色彩になりやすい特定の建築物について届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

2) 期待される効果

建物の配置は道路から後退して通りに対してゆとりをもたせる、敷地の周囲を緑化して周囲の環境に溶け込むようにする、周囲の景観と調和する色彩を選ぶ、などの項目について市と申請者が事前に協議を行います。

これにより、景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

3) 範囲

幹線道路から見える景観は、山鹿市を象徴づけるものです。そこで、移動のときに沿道空間を楽しむことができるように、特に「市外からの進入路」「市内を巡る際の幹線道路」「観光施設へのアクセス路」を対象範囲とします。

具体的な範囲は次ページに指定する路線の道路境界線から20mの範囲とします。

4) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物等

種類		規模	行為
建築物	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から5号のいずれかに規定する営業を行うための施設	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所		
	旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設		
	景観上重要な施設		
	飲食店業を営むための施設		
	物品販売業又は物品貸付業を営むための施設		
附帯する施設	建築物の用途に係る倉庫等の施設	延べ面積が10㎡超	新築、新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、撤去
	建築物に付け加えるもの	すべて	
	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超又は面積が22㎡超	

【特定施設の例】

- ・ 風営法で定める施設 例：パチンコ屋、マージャン屋、ゲームセンター 等
- ・ 危険物法で定める給油所 例：ガソリンスタンド
- ・ 旅館業法で定める施設 例：ホテル、旅館 等
- ・ 景観上重要な施設 例：飲食店、物品販売店 等
- ・ 広告物

特定施設届出地区

■工作物

	種類	規模	行為
工作物	太陽光発電施設 (土地に自立して設置するもの) [※]	高さが1.5m超 又は事業区域が100m ² 超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変 更、撤去

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む延べ面積が10m²を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■広告物

	種類	規模	行為
広告物 [※]	はり紙、はり札、立看板、 のぼり、ぼんぼり、広告 網、アドバルーン及びこ れらに類するもの	90日を超えて継続して掲出、表 示するもの	設置、外観の変更
	上記以外の広告物	表示面積が1m ² 超	

※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受ける物を除く

5) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針		
		国道3号、325号	国道3号、325号以外	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・ 通りの見通しを阻害しない位置に配置する。 ・ 沿道から見て連担性の保てる位置とする。 		
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。 ・ 夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。 	
		色彩 材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ まちなみの賑わいを演出し、山鹿市の都市イメージの向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然や歴史を感じさせる景観と調和させ、山鹿市の都市イメージの向上に努める。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。 	
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和しまちなみに潤いを与えるように配慮する。 ・ まちなみに潤いを付与するように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑豊かな景観に溶け込むように配慮する。



■工作物

種類		景観誘導方針		
		国道3号、325号	国道3号、325号以外	
工作物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 通りの見通しを阻害しない位置に配置する。 沿道から見て連担性の保てる位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 意匠、形態が山鹿市の自然豊かな、あるいは歴史的な情緒を感じさせる景観と調和していること。 夜間照明等は特に山鹿市の落ち着いた景観に調和するものとする。 	
			<ul style="list-style-type: none"> まちなみの賑わいを演出し、山鹿市の都市イメージの向上に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然や歴史を感じさせる景観と調和させ、山鹿市の都市イメージの向上に努める。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和し、かつ持続性の高いものとする。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和しまちなみに潤いを与えるように配慮する。 	
			<ul style="list-style-type: none"> まちなみに潤いを付与する 	<ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな景観に溶け込むように配慮する。
	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する境界線からは極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和していること。 	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。 	
材料		<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色調の材料を避ける。 		
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 周囲の緑化に努める。 		

■広告物

種類		景観誘導方針	
広告物	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体的にまとまりのある意匠とする。 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の環境との調和に配慮する。 シンプルなデザインとなるように努める。
			色彩
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用する。
	その他		<ul style="list-style-type: none"> 掲出した広告物は、その維持管理に努める。
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 根元周囲は緑化に努める。 	

6) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準	
		国道3号、325号	国道3号、325号以外
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からは 1.0m 以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。 	
		外観	意匠
	色彩		<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色※等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。
	材料		<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲のまちなみや自然と調和した落ち着いた材質感のものを用いるものとする。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。
		<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分は、施設の実情によって中木や低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化と共に良好な維持管理に努める。 建築規模や敷地内空地の状況に応じてまちなみを彩る植栽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分や田園部と接する部分は、緑化し建築物や工作物が景観の中で突出した印象を与えないように配慮する。

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

■工作物(1/2)

種類		景観形成基準		
		国道3号、325号	国道3号、325号以外	
附帯する 施設 (柵及び塀、 擁壁その他 これに類す のもの 以外)	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地境界線からは1.0m以上後退した位置とするように努める。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く) 建築物・工作物は道路に対して圧迫感が生じないように配置する。これにより、まちなみのゆとりと交通面での安全性を確保する。 隣接する建築物・工作物相互において、沿道から見て連担性の保てる位置とする。 交差点等角地に立地する建築物・工作物は、両方の道路から後退した位置とし、見通しをよくする。 		
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮し全体的にまとまりのある意匠・形態とする。 建築物等に付属する屋外設備や施設は通りから見えない位置に設けるか、又は覆いをするなど露出しないように努め建築物本体及び周辺との調和に配慮する。 電飾・屋外照明施設等は周辺との調和を乱さないものとする。ネオンサイン等は最低限とし点滅回数を少なくする。 	
			<ul style="list-style-type: none"> 日よけテントを設置する場合は必要最低限とし、建築物と調和のとれた都市景観の形成に配慮した意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は勾配屋根を基本とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 外壁及び屋根は遠くから目立つような原色等の使用を避け、明度、彩度ともできる限り低い暗穏色※等の周辺の景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 同一敷地内における建築物等は色調を統一すると共に多色の使用は避けるものとする。 	
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。 耐久性・耐候性に優れ、たい色・はく離等のおこりにくいもので、周囲のまちなみや自然と調和した落ち着いた材質感のものをを用いるものとする。 	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。また、その適切な維持管理に努める。 既存の樹木がある場合には修景に活かすように配慮する。 できるだけ在来の樹種を選定し周辺環境に溶け込むように配慮する。特に隣地が農地の場合は低木を主体とし農地に影を落とさない程度に植樹する。 駐車場は高木による緑化を施すと共に、通りが緑豊かな潤いのあるものとなるように敷地の周囲の緑化に努める。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分は、施設の実情によって中木や低木、グランドカバー等の組み合わせによる修景緑化と共に良好な維持管理に努める。 建築規模や敷地内空地の状況に応じてまちなみを彩る植栽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路に面した部分や田園部と接する部分は、緑化し建築物や工作物が景観の中で突出した印象を与えないように配慮する。 	

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

■工作物(2/2)

種類		景観形成基準	
附帯する施設 (柵及び塀、擁壁その他これに類するもの)	位置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する境界線からは、極力後退した位置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。特に宿泊施設については内部が覗けないような閉鎖的な出入口としない。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 暗穏色※を基調とし、背景の緑がよく見えるような色彩とする。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 暗穏色※の材料を使用する。 	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 敷地の周囲、柵・塀、擁壁の前面の緑化に努める。 	
太陽光発電施設	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 	
	外観	意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 	

※参考-9 ページ (6) 用語集参照

■広告物

種類		景観形成基準	
広告物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共用地に接する敷地境界線から広告物の中心線まで1m以上後退する。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 全体にまとまりのある意匠とする。 極力小さく、個所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損ねないものであること。また、その点滅速度は、努めて緩やかなものであること。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観との調和に配慮する。 支柱及び広告の側面は茶系とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用する。

(4) 景観形成重点地区

1) 目的

古いまちなみの意匠に合わない外壁色や過度に目立つ看板の設置、歴史的建造物群と調和しない改修が積み重なることで、山鹿市の歴史的な景観や落ち着いた雰囲気失われてしまうおそれがあります。

そこで、届出制度を設け、市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

なお、景観形成重点地区は、景観形成誘導地区よりも積極的な景観形成を図るため、景観形成基準を比較的厳格に設定しています。

2) 期待される効果

建物の高さや形の整え方、落ち着いた色使い、緑や外構の工夫、看板の適正化などの項目について、市と申請者が事前に協議を行います。

これにより、景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

3) 範囲

本市の個性や魅力を際立たせ、市全体に波及効果が期待できる地区として、景観形成重点地区を次ページのように設定します。

景観形成重点地区

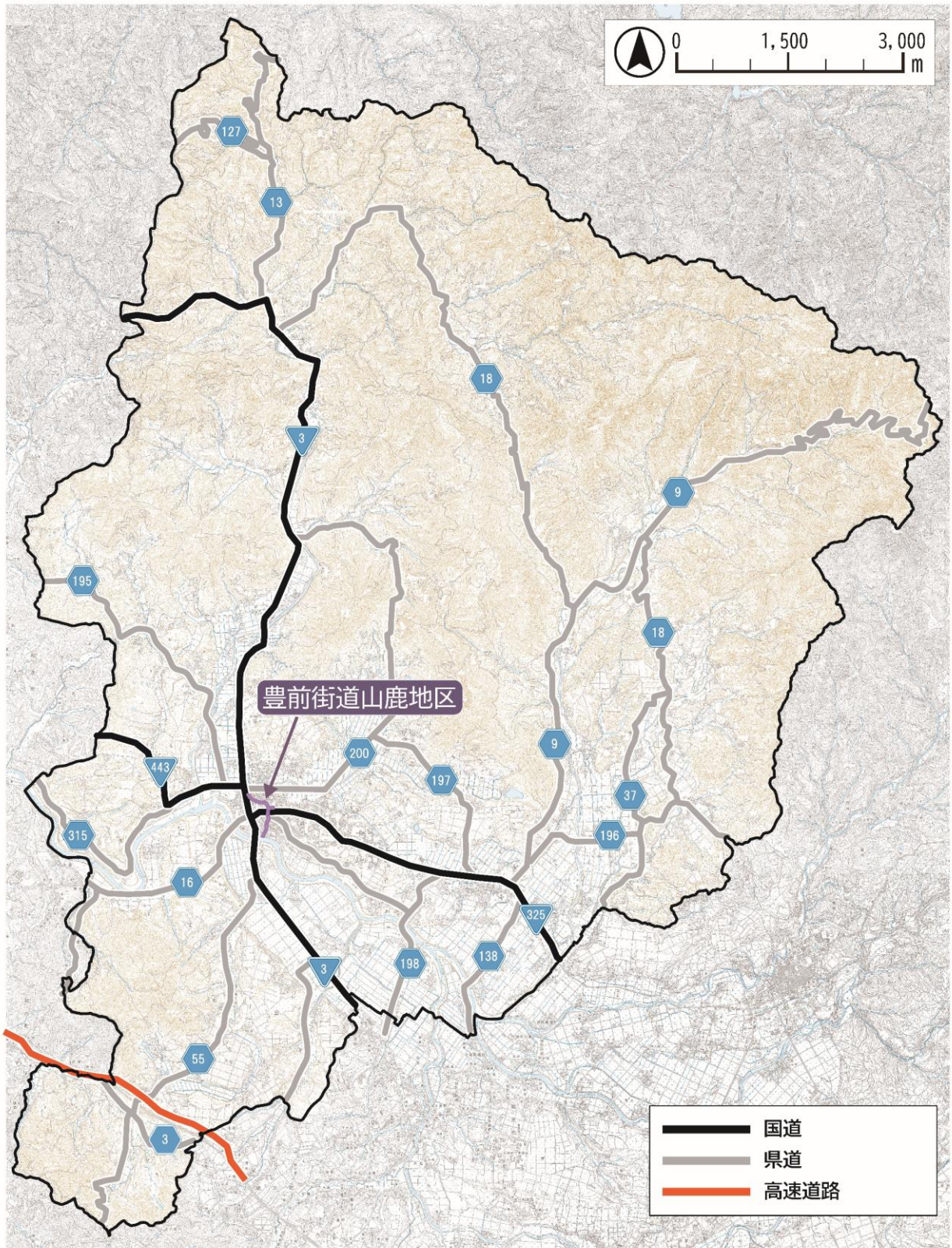


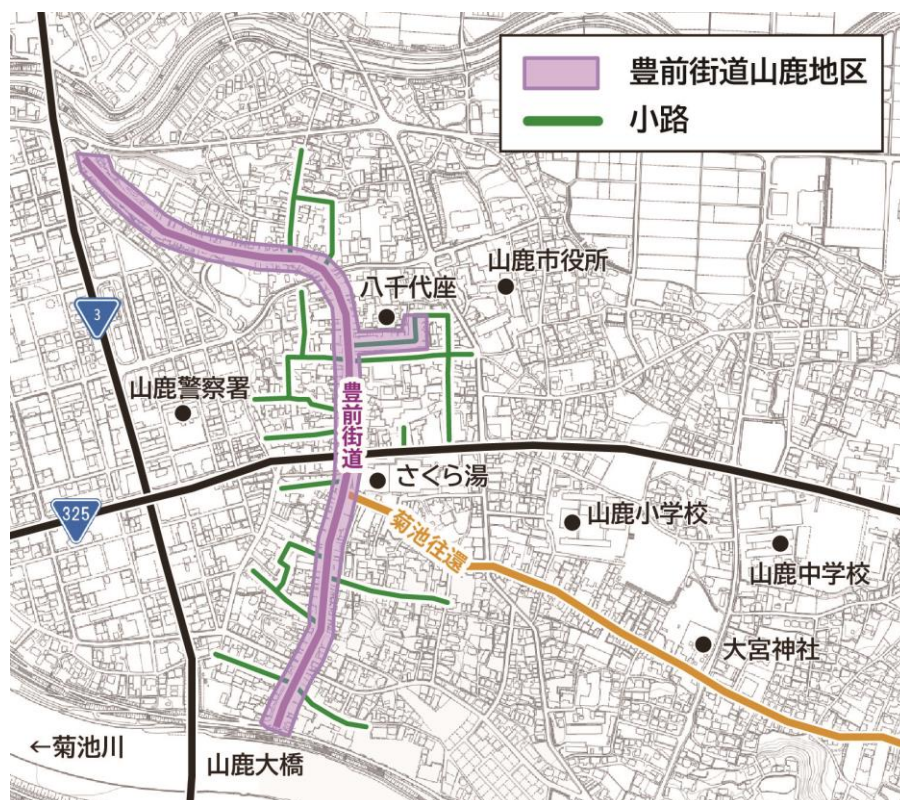
図 5-5 景観形成重点地区図

1 豊前街道山鹿地区

1) 範囲

豊前街道を中心に菊池川より国道3号との交差点部を南北の区間とし、豊前街道の道路境界から両側20mと豊前街道から八千代座までの市道八千代座線の道路境界から両側20mを範囲とします。

ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



景観形成重点地区：豊前街道山鹿地区

2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの	
	煙突	
	高架水槽	
	鉄筋コンクリート造りの柱、 金属製の柱又は合成樹脂 製の柱(次欄に掲げるもの に供される柱を除く。)	
	電気供給又は有線電気 通信のための電線路又は 空中線の支持物	
	観覧車、飛行塔、コースタ ー、ウォーターシュート、メ リーゴーランドその他これ らに類する遊戯施設	
	アスファルトプラント、コン クリートプラント、クラ ッシャープラントその他 これらに類する製造施設	
	石油、ガス、液化石油ガ ス、穀物、飼料等を貯蔵 又は加工する施設	
	自動車等の収納の用途 に供する立体的な施設	
	汚物処理施設、ごみ処理 施設その他の処理施設	
	太陽光発電施設 (土地に自立して設置す るもの)※	
自動販売機	すべて	設置

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ面積が10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■ 広告物

	種類	規模	行為
広告物※	はり紙、はり札、立看板、のぼり、ぼんぼり、広告網、アドバルーン及びこれらに類するもの	90日を超えて継続して掲出、表示するもの	設置、外観の変更
	上記以外の広告物	表示面積が1㎡超	

景観形成重点地区：豊前街道山鹿地区

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 木造とする。 歴史的なまちなみとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。 江戸末期～大正年間に建てられた建築物の様式を参考とし、そのデザインを判りやすく継承したものとする。また、古い建築物で、痕跡調査等により旧状が確認できるものについては、可能な限りの復原を図るものとする。 日よけテントは原則として設けない。やむをえず設ける場合は、歴史的なたたずまいに調和するように努める。 ガレージを設ける場合は、その意匠、形態と外構部の素材に留意し外壁に調和した工夫を行う。 シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合はまちなみに調和した色彩のものを用いるものとする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機等の露出を避ける。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は緑化に努めると共に、周辺の景観と調和しまちなみに潤いを与えるように配慮する。 	



■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 木造とする。 歴史的なまちなみとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。 江戸末期～大正年間に建てられた建築物の様式を参考とし、そのデザインを判りやすく継承したものとする。また、古い建築物で、痕跡調査等により旧状が確認できるものについては、可能な限りの復原を図るものとする。 日よけテントは原則として設けない。やむをえず設ける場合は、歴史的なたたずまいに調和するように努める。 ガレージを設ける場合は、その意匠、形態と外構部の素材に留意し外壁に調和した工夫を行う。 シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合はまちなみに調和した色彩のものをを用いるものとする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の景観と調和するような材料を使用し、山鹿らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機等の露出を避ける。
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> まちなみに潤いを与えるよう積極的に緑化する。 	
	柵及び塀	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 通りに面して設ける柵・塀はまちなみに調和した生垣若しくは板塀等とする。 コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 	
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	<ul style="list-style-type: none"> 道路側にはできる限り設けないように努める。 	
	自動販売機	外観	位置
色彩			<ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみとの調和を図る。

景観形成重点地区：豊前街道山鹿地区

4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準																																														
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 																																														
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。 1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 屋根は勾配屋根とする。(市が洋風建築物として認めるものを除く) 																																													
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。(既存のマンション等を除く) 																																													
		色彩※	<ul style="list-style-type: none"> 市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。 ■マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の部位</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が洋風建築物として認めるものについては以下の通りとする。 ■有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、外壁、他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>		場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	1.0以下	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、外壁、他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下
			場所	色相	明度																																											
			屋根及び庇	N	1.0~6.5																																											
外壁	N		2.0~9.5																																													
建具	N	1.0~3.0																																														
場所	色相	明度	彩度																																													
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																													
	Y系	9.0以下	4.0以下																																													
他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下																																													
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	1.0以下																																													
場所	色相	明度	彩度																																													
屋根及び庇、外壁、他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																													
	Y系	9.0以下	4.0以下																																													
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																																													
材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。(市が洋風建築物等と認めるものを除く) 建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。 																																															
その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。 																																															
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。 																																															

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成重点地区：豊前街道山鹿地区

■工作物(1/2)

種類		景観形成基準																															
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 																															
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。 1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 屋根は勾配屋根とする。(市が洋風建築物として認めるものを除く) 																														
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。(既存のマンション等を除く) 																														
		色彩※	<ul style="list-style-type: none"> 市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。 ■マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の部位</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	1.0以下
			場所	色相	明度																												
			屋根及び庇	N	1.0~6.5																												
	外壁		N	2.0~9.5																													
	建具	N	1.0~3.0																														
	場所	色相	明度	彩度																													
	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																													
Y系		9.0以下	4.0以下																														
他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下																														
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	1.0以下																														
<ul style="list-style-type: none"> 市が洋風建築物として認めるものについては以下の通りとする。 ■有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、外壁、他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、外壁、他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																			
場所	色相	明度	彩度																														
屋根及び庇、外壁、他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																														
	Y系	9.0以下	4.0以下																														
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																														
材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。(市が洋風建築物等と認めるものを除く) 建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。 																																
その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。 																																
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。 																																
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	<ul style="list-style-type: none"> 道路側にはできる限り設けない。 																																

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成重点地区：豊前街道山鹿地区

■工作物(2/2)

種類			景観形成基準
自動販売機	外観	位置	・ 建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。
		色彩	・ 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。
太陽光発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。 (周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ・ 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・ 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 ・ 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
	外観	意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・ 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は極力緑化に努める。 ・ 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 ・ 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。

■広告物

種類	景観形成基準
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 ・ 表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的なまちなみとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・ 建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 ・ 木製を原則とするが、地が透けてまちなみ景観を阻害しないものであればその他の素材でも可とする。 ・ 現代的な電飾や映像等による広告の掲出を控える。 ・ 掲出した広告物はその維持管理に努める。

(5) 景観形成誘導地区

1) 目的

歴史的なまちなみに調和しない建物や看板の設置、耕作放棄地の増加や休耕田の荒廃による景観の悪化、森林の荒廃や緑の減少、川沿いのゴミや護岸の劣化など河川の維持管理不足といった行為や状況が重なることで、山鹿市の自然豊かな景観や歴史的な景観が失われてしまうおそれがあります。

そこで、届出制度を設け市と協議を行うことにより、景観への好ましくない影響を未然に防ぐことを目的としています。

なお、景観形成誘導地区は、段階的にまちなみの質を高めていくため、緩やかな景観形成基準を設定しています。

2) 期待される効果

建物の高さや形の整え方、落ち着いた色使い、緑や外構の工夫、看板の適正化などの項目について、市と申請者が事前に協議を行います。

これにより、景観の質が低下しないように誘導していくことが期待されます。

3) 範囲

自然の豊かさと人々の暮らしが溶け合う景観や歴史の蓄積が感じられる景観を持つ地区として、景観形成誘導地区を次ページのように設定します。

景観形成誘導地区

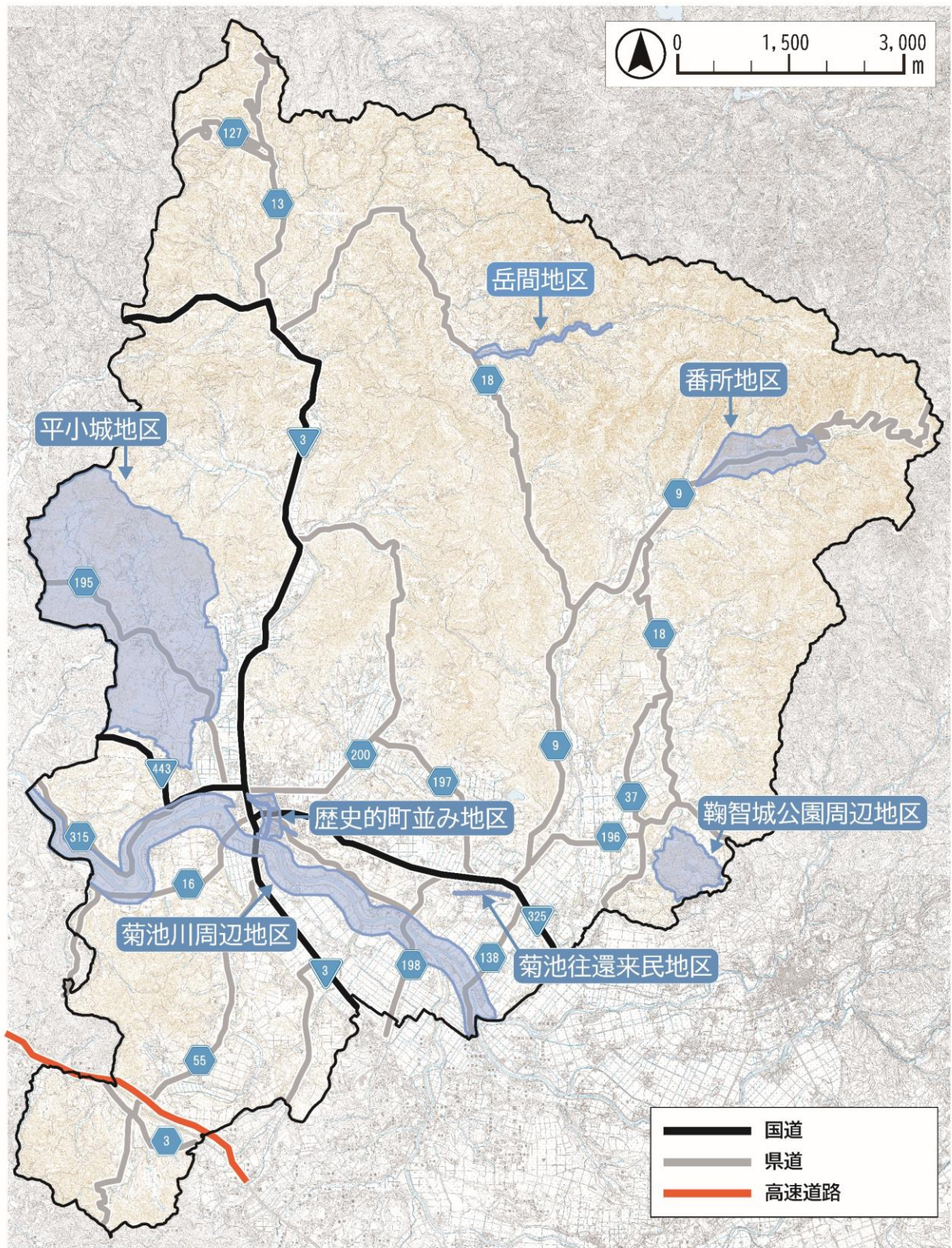
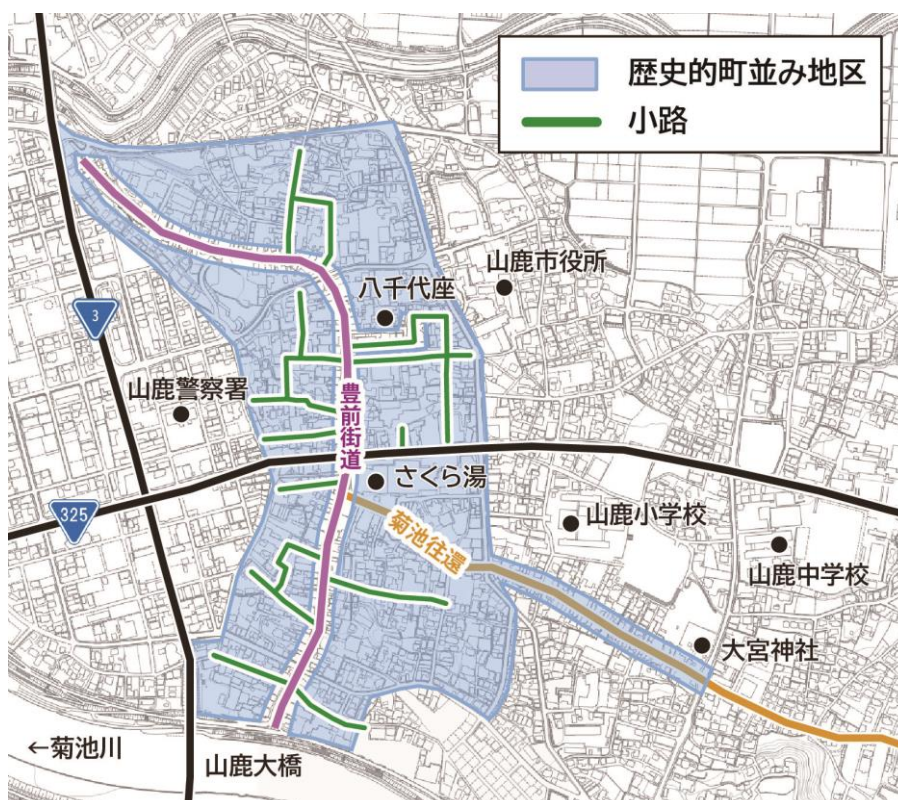


図 5-6 景観形成誘導地区図

1 歴史的町並み地区

1) 範囲

豊前街道から分岐している小路(しゅうじ)を調査し、概ね旧状が保たれており豊前街道から回遊できる範囲、また山鹿灯籠まつりのルート等を考慮し菊池往還の一部(道路境界から両側20m)をつなぐ範囲とします。ただし、景観形成重点地区の範囲を除きます。



景観形成誘導地区：歴史的町並み地区

2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為	
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔 その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの 柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く。)	高さが10m超	
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが5m超又は築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	高さが1.5m超 又は事業区域が100㎡超	
太陽光発電施設(土地に自立して設置するもの)※			
自動販売機	すべて	設置	

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ面積が10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそるえる。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 木造とする。 歴史的なまちなみとの調和をはかり、景観のまとまりを保つことに配慮する。 屋根は勾配屋根とする。 シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合はまちなみに調和した色彩のものをを用いるものとする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 外壁は周囲のまちなみと調和した落ち着いた材質感のものをを用いる。 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰・銅を活用する。 建具は木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は木格子等を取付ける。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機等の露出を避ける。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 町の潤いを高めるために積極的に緑化する。 	



景観形成誘導地区：歴史的町並み地区

■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 木造とする。 歴史的なまちなみとの調和をはかり、景観のまとまりを保つことに配慮する。 屋根は勾配屋根とする。 シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合はまちなみに調和した色彩のものをを用いるものとする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 外壁は周囲のまちなみと調和した落ち着いた材質感のものをを用いる。 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰・銅を活用する。 建具は木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は木格子等を取付ける。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機等の露出を避ける。 	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 町の潤いを高めるために積極的に緑化する。 	
柵及び塀	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 通りに面して設ける柵・塀はまちなみに調和した生垣若しくは板塀等とする。 コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 		
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	<ul style="list-style-type: none"> 道路側にはできる限り設けないように努める。 		
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と一体となるように努め敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみとの調和を図る。

■歴史的まちなみ地区独自の方針

種類	景観誘導方針
広告物	<ul style="list-style-type: none"> 自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的なまちなみとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 掲出した広告物はその維持管理に努める。

4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準																															
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 																															
	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。 1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 屋根は勾配屋根とする。(市が洋風建築物として認めるものを除く) 																															
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。(既存のマンション等を除く) 																														
	外観	色彩※	<ul style="list-style-type: none"> 市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。 ■マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ■有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の部位</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	1.0以下
			場所	色相	明度																												
			屋根及び庇	N	1.0~6.5																												
外壁			N	2.0~9.5																													
建具	N	1.0~3.0																															
場所	色相	明度	彩度																														
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																														
	Y系	9.0以下	4.0以下																														
他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下																														
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	1.0以下																														
材料	その他	<ul style="list-style-type: none"> 市が洋風建築物として認めるものについては以下の通りとする。 ■有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根及び庇、外壁、他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、外壁、他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下		GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																
		場所	色相	明度	彩度																												
屋根及び庇、外壁、他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																														
	Y系	9.0以下	4.0以下																														
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																														
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。 																															

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：歴史的町並み地区

■工作物(1/2)

種類		景観形成基準																			
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 																			
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の家屋と軒先をできる限りそろえる。 1階には周囲の建築物と近似した高さに庇を設ける。 屋根は勾配屋根とする。(市が洋風建築物として認めるものを除く) 																		
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は原則として木造2階建て以下とし、最高高さが13mを超えないこと。(既存のマンション等を除く) 																		
		色彩※	市が洋風建築物として認めるもの以外については以下の通りとする。 ■マンセル値で示した次の表を基本とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0					
				場所	色相	明度															
				屋根及び庇	N	1.0~6.5															
				外壁	N	2.0~9.5															
				建具	N	1.0~3.0															
				他	■有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">他の部位</td> <td>R・YR・Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>3.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>1.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	場所	色相	明度	彩度	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下
	場所	色相	明度			彩度															
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																		
	Y系	9.0以下	4.0以下																		
他の部位	R・YR・Y系	9.0以下	3.0以下																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	1.0以下																		
※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。																					
市が洋風建築物として認めるものについては以下の通りとする。 ■有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、外壁、他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> </tbody> </table>		場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、外壁、他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下						
場所	色相	明度	彩度																		
屋根及び庇、外壁、他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																		
	Y系	9.0以下	4.0以下																		
	GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																		
※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。																					
材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。(市が洋風建築物等と認めるものを除く) 建具は、木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は、木格子等を取付ける。 																				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機を設置する際にはできる限り通りから見えない位置とするか、若しくは木柵等で覆う。 																				
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 道路と接する部分に空間がある場合は花壇、植え込み等を設ける。 																				
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	<ul style="list-style-type: none"> 道路側にはできる限り設けない。 																				

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■工作物(2/2)

種類			景観形成基準
自動販売機	外観	位置	・ 建築物と一体となるように努め、敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合は、乱雑にならないように配置する。
		色彩	・ 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。
太陽光発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。 (周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ・ 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 ・ 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 ・ 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
	外観	意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・ 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内は極力緑化に努める。 ・ 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 ・ 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。

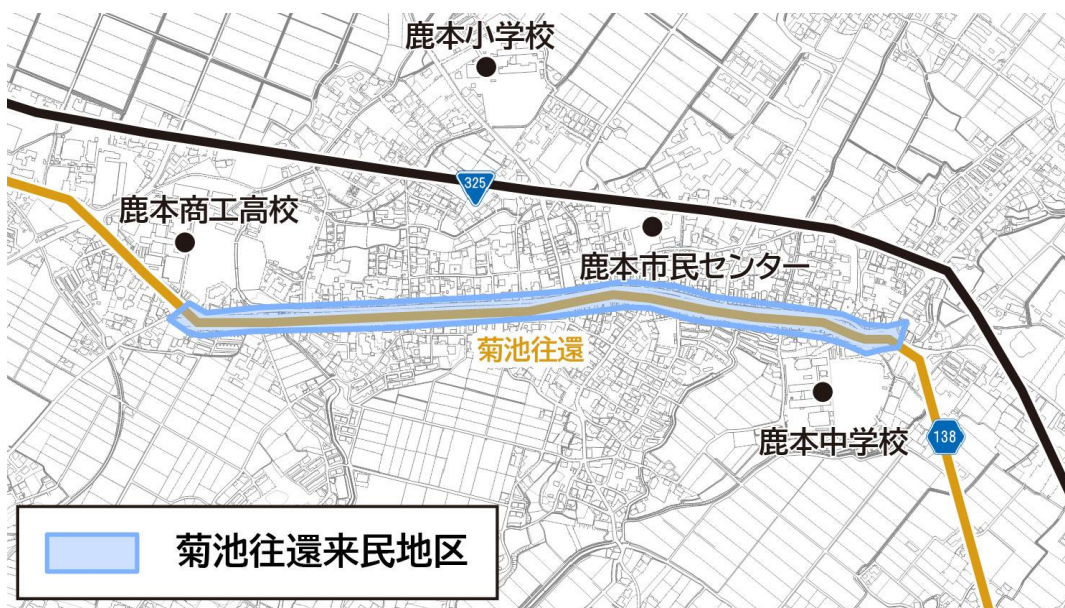
■広告物

種類	景観形成基準
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 ・ 表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的なまちなみとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように、看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 ・ 建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 ・ 木製を原則とするが、地が透けてまちなみ景観を阻害しないものであればその他の素材でも可とする。 ・ 現代的な電飾や映像等による広告の掲出を控える。 ・ 掲出した広告物はその維持管理に努める。

2 菊池往還来民地区

1) 範囲

菊池往還沿道のうち、まちなみの保存状況、景観形成の効果を考慮し、西は県立鹿本商工高等学校南側の交差点(Y字型)、東は県道138号(辛川鹿本線)との交差点までの区間とし、道路境界の両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為	
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが5m超又は築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設		
	太陽光発電施設(土地に自立して設置するもの)※	高さが1.5m超 又は事業区域が100㎡超	
	自動販売機	すべて	設置

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ面積が10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：菊池往還来民地区

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は妻入りとする。 木造とする。 歴史的なまちなみとの調和を図り、景観のまとまりを保つことに配慮する。 屋根は勾配屋根とする。 シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合はまちなみに調和した色彩のものを用いるものとする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 外壁は周囲のまちなみと調和した落ち着いた材質感のものを用いる。 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰・銅を活用する。 建具は木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は木格子等を取付ける。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機等の露出を避ける。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 町の潤いを高めるために積極的に緑化する。 	



景観形成誘導地区：菊池往還来民地区

■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣接する建築物等の壁面にできる限りそろえる。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は妻入りとする。 木造とする。 歴史的なまちなみとの調和をはかり、景観のまとまりを保つことに配慮する。 屋根は勾配屋根とする。 シャッターは原則として用いないように努め、やむをえず設ける場合はまちなみに調和した色彩のものをを用いるものとする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色の使用を避け、伝統的なまちなみに溶け込む色彩とする。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 外壁は周囲のまちなみと調和した落ち着いた材質感のものをを用いる。 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰・銅を活用する。 建具は木製を基本とし、金属製建具を用いる場合は木格子等を取付ける。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 室外機等の露出を避ける。 	
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 町の潤いを高めるために積極的に緑化する。 	
	柵及び塀	<ul style="list-style-type: none"> 建築物が通りの壁面線から後退する場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 通りに面して設ける柵・塀はまちなみに調和した生垣若しくは板塀等とする。 コインパーキング等を設ける場合には、景観に調和する柵若しくは塀を設ける。 	
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	<ul style="list-style-type: none"> 道路側にはできる限り設けないように努める。 		
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 建築物と一体となるように努め敷地内からはみ出して設置しないようにし、複数になる場合には乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的なまちなみとの調和を図る。

■菊池往還来民地区独自の方針

種類	景観誘導方針
広告物	<ul style="list-style-type: none"> 自家用の広告物以外の営業広告は設けないように努める。 表示面積及び掲出数は最小限とし、素材・意匠・色彩は歴史的なまちなみとの調和に努めると共に、建築物と一体感があるものとなるように看板やのれん及び軒灯等に創意工夫を施す。 建築物と一体のものとして掲出する場合は、壁面及び屋根の全体を覆うような大きなものを避ける。 掲出した広告物はその維持管理に努める。

景観形成誘導地区：菊池往還来民地区

4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準				
建築物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 			
		色彩※	場所	色相	明度	
			屋根及び庇	N	1.0~6.5	
			外壁	N	2.0~9.5	
建具	N	1.0~3.0				
<ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 			場所	色相	明度	彩度
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下			
	Y系	9.0以下	4.0以下			
建具	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下			
	R・YR系	9.0以下	6.0以下			
	Y系	9.0以下	4.0以下			
※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。						
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 				

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：菊池往還来民地区

■工作物

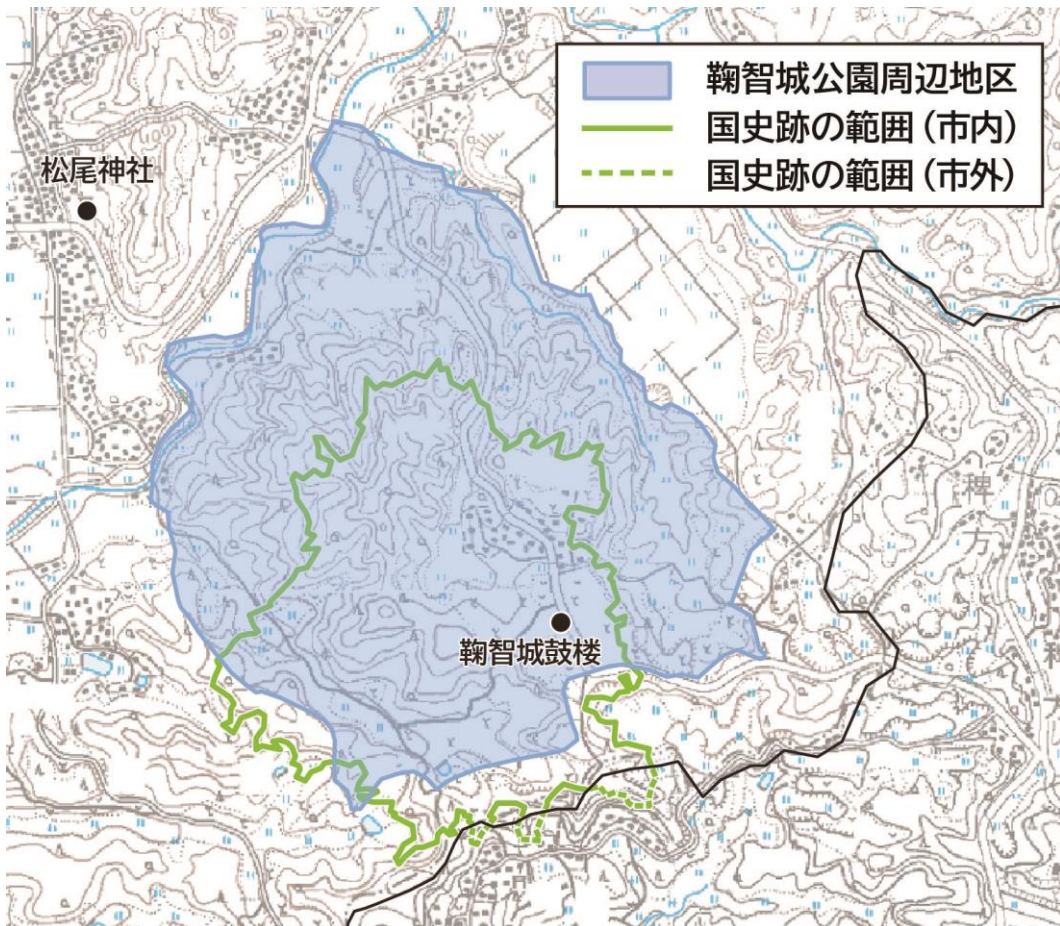
種類		景観形成基準																																		
工作物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0～6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0～9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0～3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0～6.5	外壁	N	2.0～9.5	建具	N	1.0～3.0	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下
		場所	色相	明度																																
		屋根及び庇	N	1.0～6.5																																
		外壁	N	2.0～9.5																																
建具	N	1.0～3.0																																		
場所	色相	明度	彩度																																	
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																																	
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
色彩※	<ul style="list-style-type: none"> ※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。 																																			
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 																																			
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。 																																	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 																																	
太陽光 発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。 (周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 																																	
	外観	意匠・色彩 ・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 																																	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 																																	

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

3 鞠智城公園周辺地区

1) 範囲

鞠智城周辺の地形を分析し、史跡を包含する古代山城と考えられる地域を範囲とします。



2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為	
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが5m超又は築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設		
	太陽光発電施設(土地に自立して設置するもの)※	高さが1.5m超 又は事業区域が100㎡超	設置
自動販売機	すべて		

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ床面積が10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：鞠智城公園周辺地区

■土地

種類	規模	行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件	高さが 1.5m 超	堆積

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内における建築物及び工作物の規模並びに位置等を考慮し、釣り合いのとれた配置とする。(農家の家屋の配置型式を継承する) 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) 屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。 	

■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内における建築物及び工作物の規模並びに位置等を考慮し、釣り合いのとれた配置とする。(農家の家屋の配置型式を継承する) 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) 屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。
	柵及び塀		<ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		<ul style="list-style-type: none"> 電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 電線の横断はできる限り少なくなるように努める。 	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観との調和を図る。

景観形成誘導地区：鞠智城公園周辺地区

■土地

種類	景観誘導方針
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件	<ul style="list-style-type: none"> 屋外における長期の堆積を行わないように努める。

■鞠智城公園周辺地区独自の方針

種類	景観誘導方針
独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 史跡に近い田は古代米を作付けするなど、古代を連想させる景観形成に積極的に取り組む。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> できるかぎり自然素材を用いて作製するものとする。 広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。 掲出した広告物はその維持管理に努める。



景観形成誘導地区：鞠智城公園周辺地区

4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準				
建築物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 			
		色彩※	場所	色相	明度	
			屋根及び庇	N		1.0~6.5
			外壁	N		2.0~9.5
建具	N		1.0~3.0			
			<ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 			
		場所	色相	明度	彩度	
		屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	
			Y系	9.0以下	4.0以下	
			GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	
		建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	
			Y系	9.0以下	4.0以下	
		※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。				
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 				

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：鞠智城公園周辺地区

■工作物

種類		景観形成基準																																		
工作物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0～6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0～9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0～3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0～6.5	外壁	N	2.0～9.5	建具	N	1.0～3.0	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下
		場所	色相	明度																																
		屋根及び庇	N	1.0～6.5																																
		外壁	N	2.0～9.5																																
建具	N	1.0～3.0																																		
場所	色相	明度	彩度																																	
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																																	
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
色彩※	<ul style="list-style-type: none"> ※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。 																																			
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 																																			
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。 																																	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 																																	
太陽光 発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 																																	
	外観	意匠・色彩 ・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 																																	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。 																																	

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■土地

種類	景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件	<ul style="list-style-type: none"> 30日以上の堆積は行わない。30日以上堆積する場合には茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。

2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
	煙突	
	高架水槽	
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く。)	
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設	
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設	
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	
	太陽光発電施設(土地に自立して設置するもの)※	
自動販売機	すべて	設置

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ面積が10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：菊池川周辺地区

■土地

種類	規模	行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件	高さが 1.5m 超	堆積

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとししない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) 屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。 	

■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとししない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) 屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。
	柵及び塀		<ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		<ul style="list-style-type: none"> 電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 電線の横断はできる限り少なくなるように努める。 	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観との調和を図る。

景観形成誘導地区：菊池川周辺地区

■土地

種類	景観誘導方針
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件	<ul style="list-style-type: none"> 屋外における長期の堆積を行わないように努める。

■菊池川周辺地区独自の方針

種類	景観誘導方針
独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 菊池川に廃棄物を投棄しない。 菊池川から望見される位置にある水門等の農業施設等については、原色の使用を避け彩度の低い色彩とする。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> 広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。 菊池川の堤防に向けての掲出を控える。 掲出した広告物はその維持管理に努める。



景観形成誘導地区：菊池川周辺地区

4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準				
建築物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 			
		色彩※	場所	色相	明度	
			屋根及び庇	N	1.0~6.5	
			外壁	N	2.0~9.5	
建具	N	1.0~3.0				
<ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 			場所	色相	明度	彩度
屋根及び庇、		R・YR系	9.0以下	6.0以下		
外壁、		Y系	9.0以下	4.0以下		
他の部位		GY・G・BG・B・PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下		
建具		R・YR系	9.0以下	6.0以下		
		Y系	9.0以下	4.0以下		
※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。						
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 				

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：菊池川周辺地区

■工作物

種類		景観形成基準																																		
工作物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0～6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0～9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0～3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0～6.5	外壁	N	2.0～9.5	建具	N	1.0～3.0	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下
		場所	色相	明度																																
		屋根及び庇	N	1.0～6.5																																
		外壁	N	2.0～9.5																																
建具	N	1.0～3.0																																		
場所	色相	明度	彩度																																	
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																																	
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
色彩※	<ul style="list-style-type: none"> ※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。 																																			
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 																																			
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。 																																	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 																																	
太陽光 発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。 (周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 																																	
	外観	意匠・色彩 ・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 																																	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。 																																	

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■土地

種類	景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件	<ul style="list-style-type: none"> 30日以上の堆積は行わない。30日以上堆積する場合には茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。

5 岳間地区

1) 範囲

岩野川を中心に、岳間溪谷上流の中渡瀬橋より県道菊池鹿北線との交差点部を東西の区間とし、北を岩野川右岸から20m、南を市道茂田井線の道路境界から20mを範囲とします。

ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為	
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの		
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		高さが5m超
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		高さが10m超
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設		高さが5m超又は築造面積が10㎡超
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設		
	太陽光発電施設(土地に自立して設置するもの)※		高さが1.5m超又は事業区域が100㎡超
自動販売機	すべて	設置	

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ面積が10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：岳間地区

■土地

種類	規模	行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件	高さが 1.5m 超	堆積

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) 屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。 	

■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) 屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> 屋根は瓦葺きとする。 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。
	柵及び塀		<ul style="list-style-type: none"> 柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。 また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		<ul style="list-style-type: none"> 電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 電線の横断はできる限り少なくなるように努める。 	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 自然景観との調和を図る。

景観形成誘導地区：岳間地区

■土地

種類	景観誘導方針
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件	<ul style="list-style-type: none">・ 屋外における長期の堆積を行わないように努める。

■岳間地区独自の方針

種類	景観誘導方針
独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none">・ 護岸等の工事の際には自然石を用い自然豊かな景観に溶け込むように配慮する。・ 岳間渓谷への沿道では不法投棄を誘うような物陰となる空間を作らない。
広告物	<ul style="list-style-type: none">・ 広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。・ 広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。・ 広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないように配慮する。・ 広告物を道路の分岐点に掲出する場合は道標程度とする。・ 掲出した広告物はその維持管理に努める。



景観形成誘導地区：岳間地区

4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準																																		
建築物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下
		場所	色相	明度																																
		屋根及び庇	N	1.0~6.5																																
		外壁	N	2.0~9.5																																
建具	N	1.0~3.0																																		
場所	色相	明度	彩度																																	
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																																	
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 																																			
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。 																																	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 																																	

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■工作物

種類		景観形成基準																																			
工作物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	建具	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	R・YR系	9.0以下	6.0以下		Y系	9.0以下	4.0以下
		場所	色相	明度																																	
		屋根及び庇	N	1.0~6.5																																	
		外壁	N	2.0~9.5																																	
建具	N	1.0~3.0																																			
場所	色相	明度	彩度																																		
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																		
	Y系	9.0以下	4.0以下																																		
建具	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																																		
	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																		
	Y系	9.0以下	4.0以下																																		
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 																																				
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。 																																		
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 																																		
太陽光 発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 																																		
	外観	意匠・色彩 ・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 																																		
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。 																																		

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■土地

種類	景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件	<ul style="list-style-type: none"> 30日以上での堆積は行わない。30日以上堆積する場合には茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。

6 平小城地区

1) 範囲

これまでの地域活動の実績及び地域のつながりを考慮し、平小城地区全体を範囲とします。



景観形成誘導地区：平小城地区

2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為	
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが 1.1m超 又は面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが5m超又は築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設		
	太陽光発電施設(土地に自立して設置するもの)※	高さが 1.5m 超 又は事業区域が 100㎡超	
自動販売機	すべて	設置	

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ面積が 10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：平小城地区

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・ 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。(農家型の家屋の配置型式を継承するものとする) 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) ・ 屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、温泉施設・公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。 	
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。 	

■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。 ・ 敷地内における建築物及び工作物の規模及び位置等を考慮し釣り合いのとれた配置とする。(農家型の家屋の配置型式を継承するものとする) 	
	外観	意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的な木造家屋とするものとし突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) ・ 屋根は勾配屋根とする。
		規模	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、温泉施設・公益的施設を除く)
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。
	柵及び塀		<ul style="list-style-type: none"> ・ 柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・ 電線の横断はできる限り少なくなるように努める。 	
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乱雑にならないように配置する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然景観との調和を図る。

■平小城地区独自の方針

種類	景観誘導方針
独自の景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神社や洗い場等の共有施設について、その維持保全に努める。 ・ ガードレール等の沿道の諸施設は安全上支障がなければ焦げ茶色とする。 ・ 空き地の雑草、樹木の手入れが行き届くように配慮する。
広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・ 広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・ 広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないよう配慮する。 ・ 南部の古墳群への誘導サインは、自然素材を用いて作成し、チブサン古墳内部の色調を引用するものとする。 ・ 掲出した広告物はその維持管理に努める。



4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準			
建築物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし温泉施設・公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 		
		色彩※	場所	色相	明度
	屋根及び庇		N	1.0~6.5	
外壁	N	2.0~9.5			
建具	N	1.0~3.0			
		<ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 			
		場所	色相	明度	彩度
		屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下
			Y系	9.0以下	4.0以下
			GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下
		建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下
			Y系	9.0以下	4.0以下
		※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。			
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 			

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■工作物

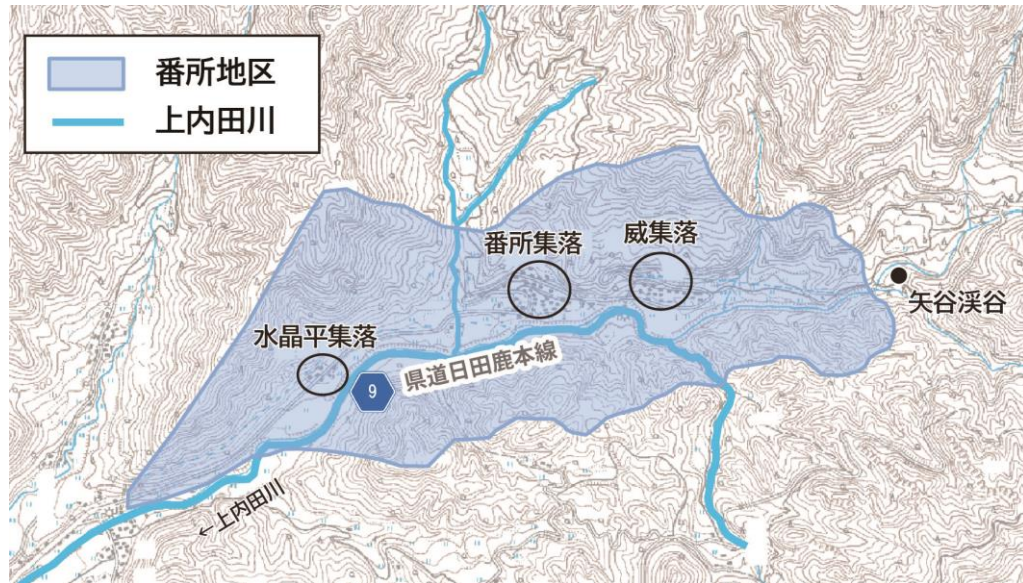
種類		景観形成基準			
工作物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 		
		色彩※	場所	色相	明度
			屋根及び庇	N	1.0~6.5
			外壁	N	2.0~9.5
建具	N	1.0~3.0			
		<ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 			
		場所	色相	明度	彩度
		屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下
			Y系	9.0以下	4.0以下
		建具	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下
			R・YR系	9.0以下	6.0以下
			Y系	9.0以下	4.0以下
		※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。			
敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 			
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。 		
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 		
太陽光 発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 		
	外観	意匠・色彩 ・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 		
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。 		

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

7 番所地区

1) 範囲

県道日田鹿本線を中心に、矢谷溪谷より水晶平集落の入り口部を東西の区間とし、県道から望見できる山々に囲まれた区域に加えて、棚田の保全地区を範囲とします。



2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為	
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	高さが1.1m超 又は面積が22㎡超	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	高さが5m超	
	煙突		
	高架水槽		
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く。)		
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	高さが10m超	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	高さが5m超又は築造面積が10㎡超	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設		
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設		
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設		
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設		
	太陽光発電施設(土地に自立して設置するもの)※	高さが1.5m超 又は事業区域が100㎡超	
	自動販売機	すべて	

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ面積が10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類		景観誘導方針	
建築物	位置・配置	・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。	
	外観	意匠	・ 山の斜面に平行な勾配の切妻若しくは入母屋形式の木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする)
		規模	・ 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし公益的施設を除く)
		色彩	・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	・ 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。	
敷地の緑化		・ 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。	

■工作物

種類		景観誘導方針	
工作物	位置・配置	・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。	
	外観	意匠	・ 山の斜面に平行な勾配の切妻若しくは入母屋形式の木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする)
		規模	・ 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし公益的施設を除く)
		色彩	・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
	材料	・ 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。	
	敷地の緑化		・ 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。
	柵及び塀		・ 柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。
電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		・ 電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・ 電線の横断はできる限り少なくなるように努める。	
自動販売機	外観	位置	・ 乱雑にならないように配置する。
		色彩	・ 自然景観との調和を図る。

■番所地区独自の方針

種類	景観誘導方針
独自の景観形成	・ 棚田や神社等の維持保全に努める。 ・ 集落内や棚田の石垣は自然石空積みとするように努める。
広告物	・ 広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 ・ 広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 ・ 広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないように配慮する。 ・ 掲出した広告物はその維持管理に努める。

4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類		景観形成基準				
建築物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 			
		色彩※	場所	色相	明度	
			屋根及び庇	N	1.0~6.5	
			外壁	N	2.0~9.5	
	建具	N	1.0~3.0			
<ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 			場所	色相	明度	彩度
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下			
	Y系	9.0以下	4.0以下			
建具	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下			
	R・YR系	9.0以下	6.0以下			
	Y系	9.0以下	4.0以下			
<ul style="list-style-type: none"> ※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。 						
	敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 				

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。



景観形成誘導地区：番所地区

■工作物

種類		景観形成基準																																		
工作物	外観	規模	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く) マンセル値で示した次の表を基本とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根及び庇</td> <td>N</td> <td>1.0~6.5</td> </tr> <tr> <td>外壁</td> <td>N</td> <td>2.0~9.5</td> </tr> <tr> <td>建具</td> <td>N</td> <td>1.0~3.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋根及び庇、 外壁、 他の部位</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> <tr> <td>GY・G・BG・B・ PB・P・RP系</td> <td>9.0以下</td> <td>2.0以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建具</td> <td>R・YR系</td> <td>9.0以下</td> <td>6.0以下</td> </tr> <tr> <td>Y系</td> <td>9.0以下</td> <td>4.0以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。</p>	場所	色相	明度	屋根及び庇	N	1.0~6.5	外壁	N	2.0~9.5	建具	N	1.0~3.0	場所	色相	明度	彩度	屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下	建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下	Y系	9.0以下	4.0以下
		場所	色相	明度																																
		屋根及び庇	N	1.0~6.5																																
		外壁	N	2.0~9.5																																
建具	N	1.0~3.0																																		
場所	色相	明度	彩度																																	
屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
	GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下																																	
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下																																	
	Y系	9.0以下	4.0以下																																	
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は積極的に緑化する。 																																			
自動販売機	外観	位置	<ul style="list-style-type: none"> 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。 																																	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。 																																	
太陽光 発電施設	位置・配置		<ul style="list-style-type: none"> 本市及び近隣の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。(周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。 																																	
	外観	意匠・色彩・材料	<ul style="list-style-type: none"> 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。 																																	
	敷地の緑化		<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は極力緑化に努める。 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。 																																	

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

6

景観重要建造物 及び 景観重要樹木等 の指定方針

- (1)景観重要建造物・樹木の指定方針
- (2)景観重要公共施設の指定方針
- (3)重要生活景観要素の指定方針

6. 景観重要建造物及び景観重要樹木等の指定方針

(1) 景観重要建造物・樹木の指定方針（景観法第8条第2項第3号）

本市の景観上の核となるような建築物・工作物や樹木を所有者等の同意の上、景観重要建造物・景観重要樹木として指定することができます。

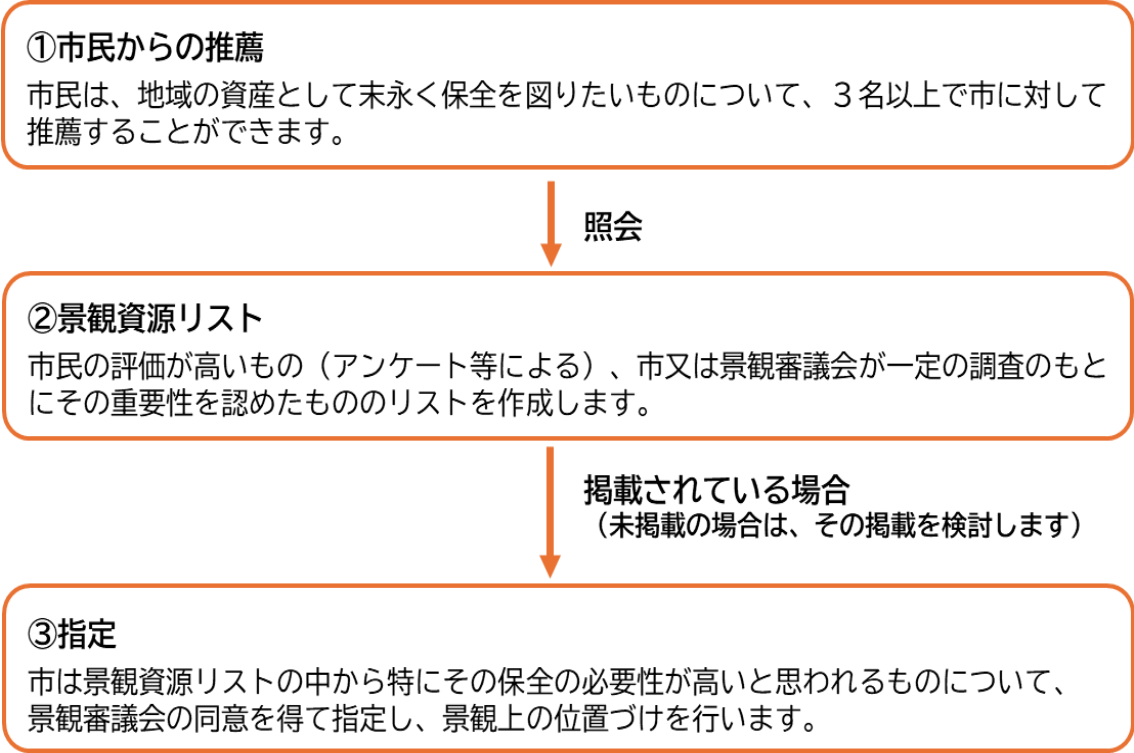


図 6 - 1 景観重要建造物・樹木の指定フロー

■景観重要建造物の指定方針

- 地域の歴史・文化や暮らしを表す代表的な建造物であること。
- 地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている建造物であること。
- 景観上欠くことのできない存在であり、地域のランドマークとなっている建造物

■景観重要樹木の指定方針

- 地域の歴史・文化や暮らしを表す樹木であること。
- 地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている樹木であること。
- 景観上欠くことのできない存在であり、地域のランドマークとなっている樹木であること。
- 市長が認める樹木であること。

(2) 景観重要公共施設の指定方針（景観法第8条第2項第4号ロ、ハ）

景観形成上重要な公共施設について、あらかじめ市と施設管理者等が協議し双方の同意を得て指定することができます。

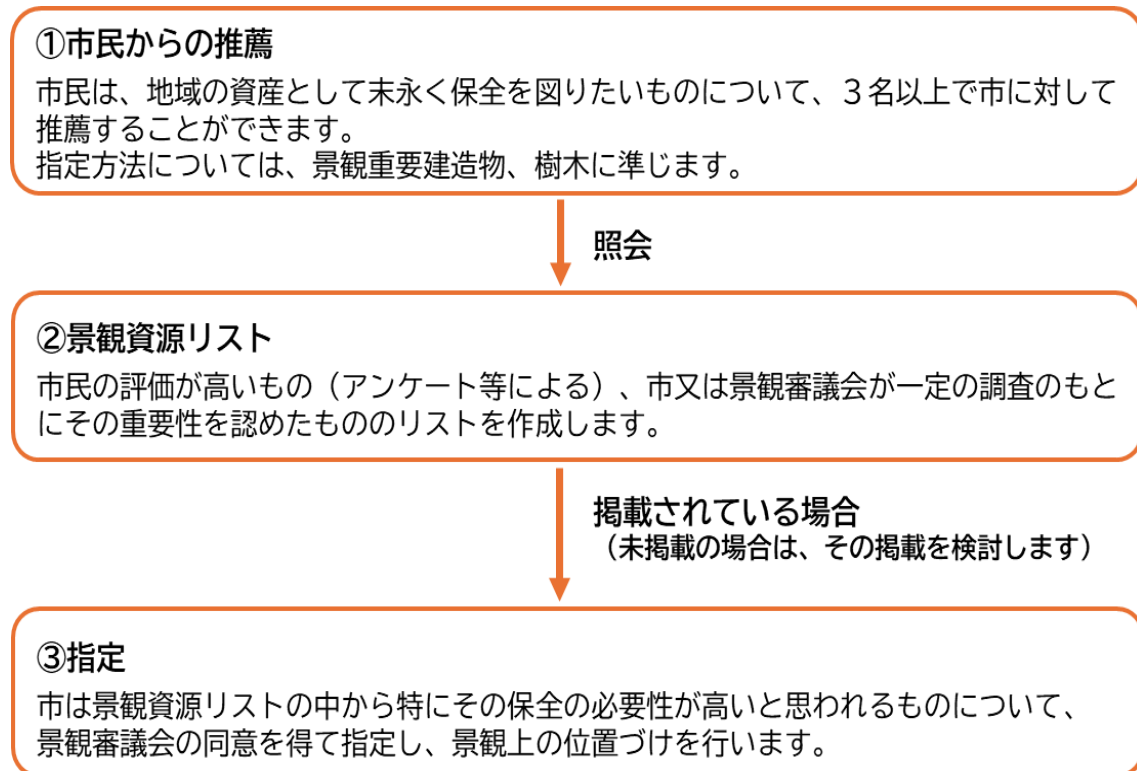


図 6 -2 景観重要建造物・樹木の指定フロー

(3) 重要生活景観要素の指定方針

重要生活景観要素とは、日常の風景の中で市民の誇りや、心に安らぎを与えているような景観を構成している要素(例えば、「きれいな小川」「〇〇への眺望」等)で、景観法には定められていませんが、今回山鹿市が独自に検討するものです。

建造物及び樹木の категорияに入らないものでも、景観形成上重要な価値があると認められるもので、次に該当するものについて重要生活景観要素として市が指定します。

- 地域の歴史・文化及び暮らしを表す要素であること。
- 地域のシンボルとして人々から愛着をもたれている要素であること。
- 景観上欠くことのできない要素であり、地域を代表する要素であること。
- 市長が認める要素であること。
- 市長が認める樹木であること。

7

景観農業振興地域 整備計画の 策定に関する 基本的な事項

7. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項 (景観法第8条第2項第4号二)

山鹿市の景観における重要な要素の一つとして、農業生産風景が挙げられます。標高の高いところから樹林地、果樹園、畑、田という順に並んだ風景は人々にやすらぎを与えられます。これらの風景は同じ山鹿市内でも場所によって様々な特徴ある姿を見せています。

しかし、近年では耕作放棄地が増加し、生産の場である果樹園地、普通畑、田は減少するなど調和に欠ける部分が増えてきています。

そこで、農業生産風景の特性や基本方針を踏まえ、地元住民の同意を得られた場所から景観農業振興地域整備計画を策定し、農業生産風景と自然景観がうまく調和していくための施策を検討します。

■保全・創出すべき地域の範囲

山鹿市全域を対象としますが、その中でも特色のある地域とします。

■保全・創出すべき地域の景観の特色

自然景観と調和し、次に掲げる農業生産風景を有するものとします。

- 棚田が多く見られ、石積、水路に架かる石橋等は、付近で採れる石材が用いられているなど、人々との暮らしの中で形成されてきた風景が残っている。
- 田園風景のなかに集落や寺社、ため池、山林、河川等が見られ、昔ながらの良き生活文化が残っている。
- 現在も古代の農地の区画制度である条里制遺構が残る水田が存在し、営農活動が継承されている。
- 景観審議会や農業委員会などの意見を聴き、認められたもの。

■保全・創出するための基本的な方針

景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、次に掲げる基本的な方針のもと計画策定を行います。

- 住民との合意による景観のルールづくりを進める。
- 農地の維持管理活動の促進を図る。
- 土地改良施設については、農村地域との土地利用と調和のとれた整備を行う。



▲のどかな田園の風景



▲美しい棚田の風景



▲条里制が残る風景

8

景観形成の 推進方策

- (1)目標実現に向けた取組の進め方
- (2)計画の進行管理等の考え方

8. 景観形成の推進方策

(1) 目標実現に向けた取組の進め方

1) 市民・事業者・行政の役割

効果的な景観まちづくりを進めるためには、社会情勢の変化に対応しながら、市民と事業者、行政が連携して継続的に取り組むことが重要となります。

本市では、以下のように各主体の役割を示し、取組を進めてまいります。

①市民の役割

- 市民は、自らが景観形成の主体であるという認識を持ち、地域の景観特性や基本理念、景観形成基準等のルールへの理解と関心を高めます。
- 市民は、日常の清掃や緑化活動、建物・外観等の維持に関する取組、景観への配慮を実践します。あわせて、行政や事業者が実施する景観まちづくりに関する活動や地域の美化活動に協力します。

②事業者の役割

- 事業者は、景観法や関連条例、景観形成基準等を正しく理解し、建物や外観等において、これらのルールを反映し、景観に配慮した事業活動を実践します。
- 事業者は、NPO や自治会、学校などと連携し、景観まちづくりに関する活動や地域の美化活動に協力します。

③行政の役割

- 行政は、定点観測などの現地調査結果や社会・経済環境の変化、地域ニーズを踏まえて、定期的に計画の検証を行い、景観計画の見直しを検討します。また、必要に応じて景観誘導地区の指定や景観形成基準を更新し、制度基盤の実効性を高めます。
- 行政は、庁内関係部署での連携体制を整え、必要に応じて国・県や周辺の自治体とも協力します。景観に関わる課題をわかりやすく整理し、優先度の高い景観まちづくりに関する施策から取り組むことで、限られた人員や予算を有効に活用して、着実に推進します。
- 行政は、市民や事業者からの届出に対して、適切な助言・指導を行います。また、景観形成に関するルールについて、わかりやすい周知と情報提供、相談しやすい窓口の整備により、普及啓発を進めます。加えて、景観審議会やワークショップなどの場を運用し、市民や事業者の参加と協働を促進します。

2) 景観形成の推進に関する取組

①自然景観に関する取組

- 道路・河川沿いの清掃支援と適切な維持管理

道路・河川管理者による適切な維持管理により、景観と安全性の向上を図ります。
また、道路・河川沿い等を活動拠点とする、地域の清掃ボランティア活動を支援します。

- 農地バンクによる農地等の活用

「農地バンクくまもと」を活用し、新たな担い手へ農地を貸し出します。あわせて、農林部局と連携して、出し手・受け手のマッチングを強化することで、耕作放棄地等の発生を抑制します。

②暮らしの景観に関する取組

- 景観計画・誘導基準の適切な見直し

歴史的な景観を将来にわたり維持するため、景観計画及び届出・誘導基準等の規制内容を適宜見直します。その際、太陽光発電施設への更なる対応やデジタルサイネージなどの新しい屋外広告物への対応を含め、現地状況や社会情勢の変化を適切に反映します。

- 景観に関する整備事業等の継続的な実施

現在の道路舗装の美装化や無電柱化などの整備事業を計画的に継続するとともに、公共施設の緑化工リア拡大や公園・道路空間の美化活動の強化等を図ります。また、「花いっぱい運動支援事業(くまもと緑・景観協働機構)」等の活用を促進し、地域による美化活動を支援します。

- 関係課と連携した空家等への対策

関係課と連携して、空家等対策計画に基づく利活用支援(空家バンクの活用等)と除却の推進を一体的に進め、空家等の発生を抑制します。

③協働による景観に関する取組

- 景観まちづくりに関する意識啓発

景観に関する届出制度の理解を広げ、地域の景観意識を高めるため、届出制度や景観形成基準の要点をHPや広報誌等でわかりやすく示し、市民・事業者等への周知を図ります。

また、地域の美化活動に関して、ボランティア団体と連携のうえ、学校・地域での掲示及びSNSでの情報発信を行い、ごみ・不法投棄の抑制や美化活動への参加啓発を図ります。

(2) 計画の進行管理等の考え方

本市では、景観計画の実効性を高めるべく、PDCA サイクル(計画、実施、評価・検証、見直し)に基づき進行管理を行います。具体的には、概ね5年ごとに、届出に対する助言・指導の記録や事業の実施状況、定点観測による現地状況等を整理・把握し、その結果を景観審議会等にて、客観的な視点を取り入れながら評価・検証を行います。

また、検証結果や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直し、より効果的な景観づくりに努めます。

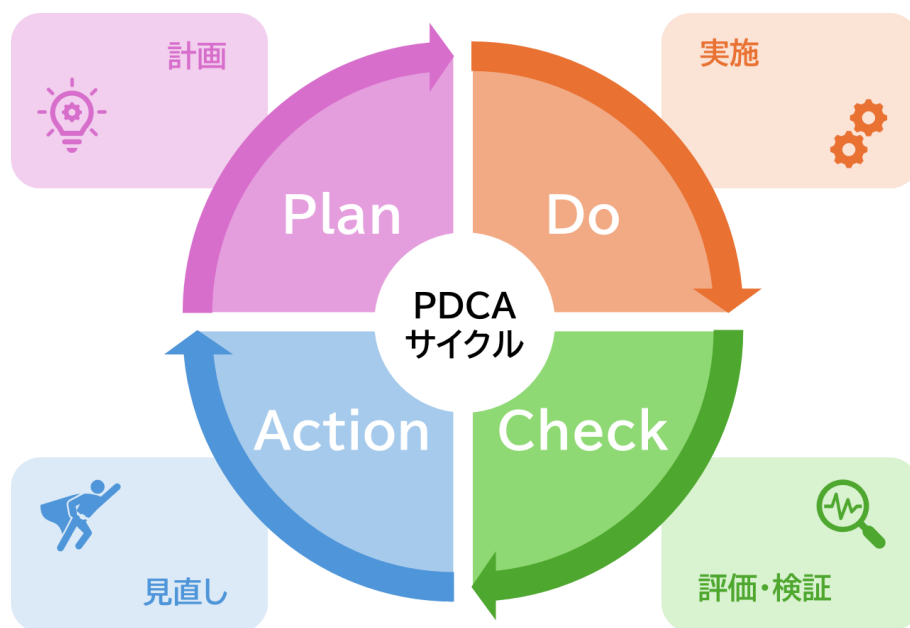


図 8-1 PDCA サイクル図

参考資料

- (1) 景観形成基準における使用可能な色彩
- (2) 太陽光発電施設に関する届出が必要な規模
の考え方
- (3) 熊本県景観条例
- (4) 山鹿市景観条例
- (5) 山鹿市景観審議会 委員会名簿
- (6) 用語集
- (7) 景観形成重点地区・誘導地区の範囲図

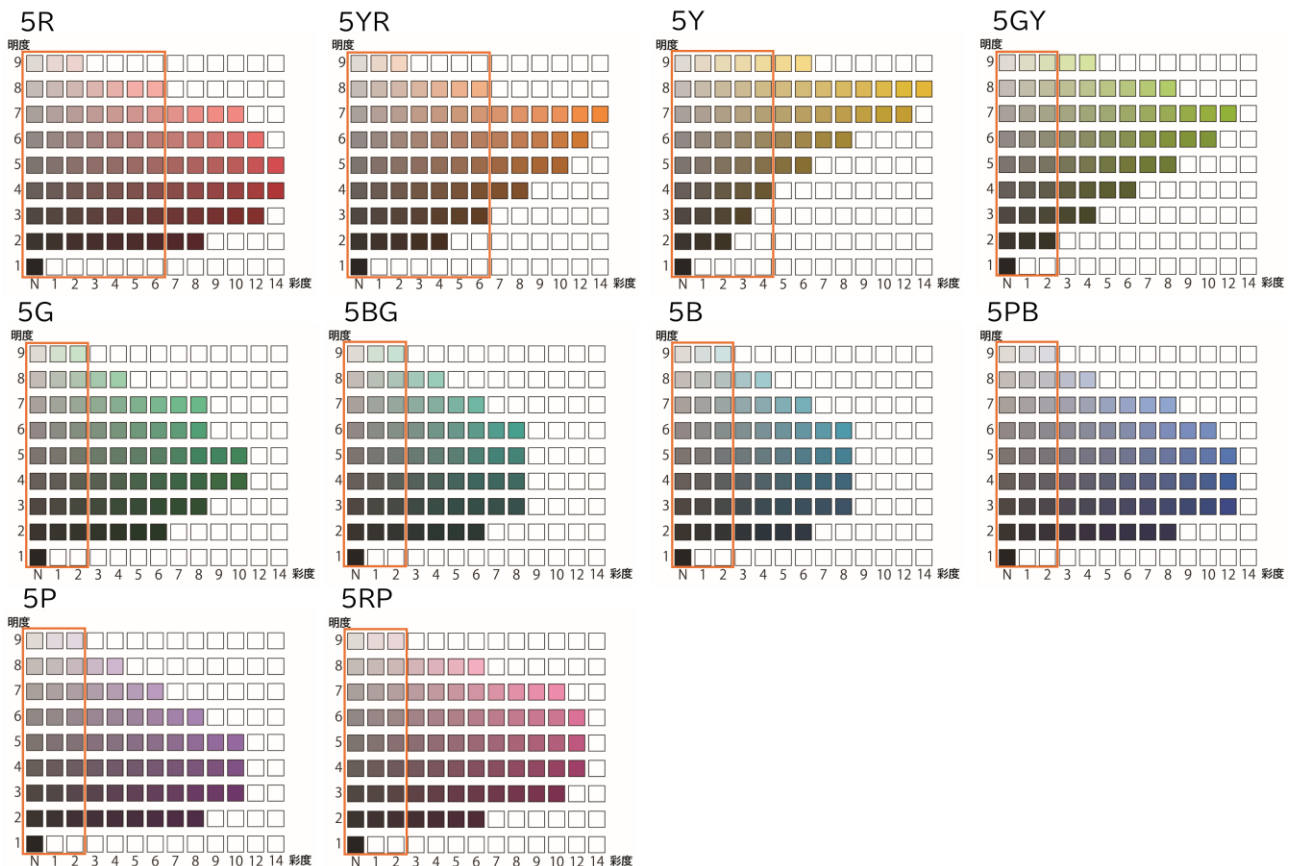
参考資料


(1) 景観形成基準における使用可能な色彩

本資料は、景観形成基準における使用可能な明るさ(明度)や鮮やかさ(彩度)の範囲を、色相ごとに示した参考資料であり、印刷環境・表示環境等により、色の見え方が変化する場合があります。実務上の運用にあたっては、本資料を最終基準とせず、必ず山鹿市へご相談ください。

豊前街道山鹿地区・歴史的町並み地区(市が洋風建築物として認めるもの)

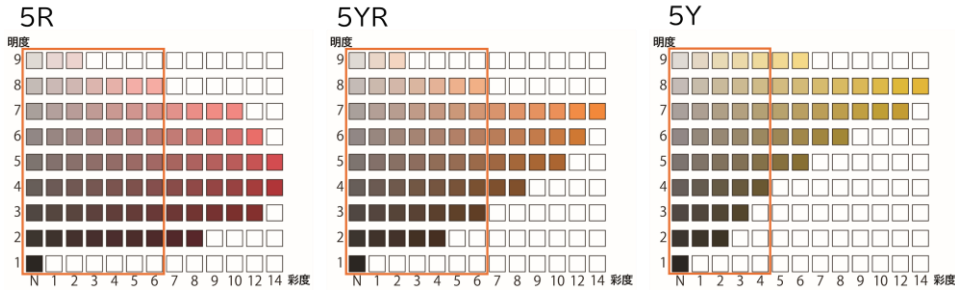
■屋根及び庇、外壁、他の部位



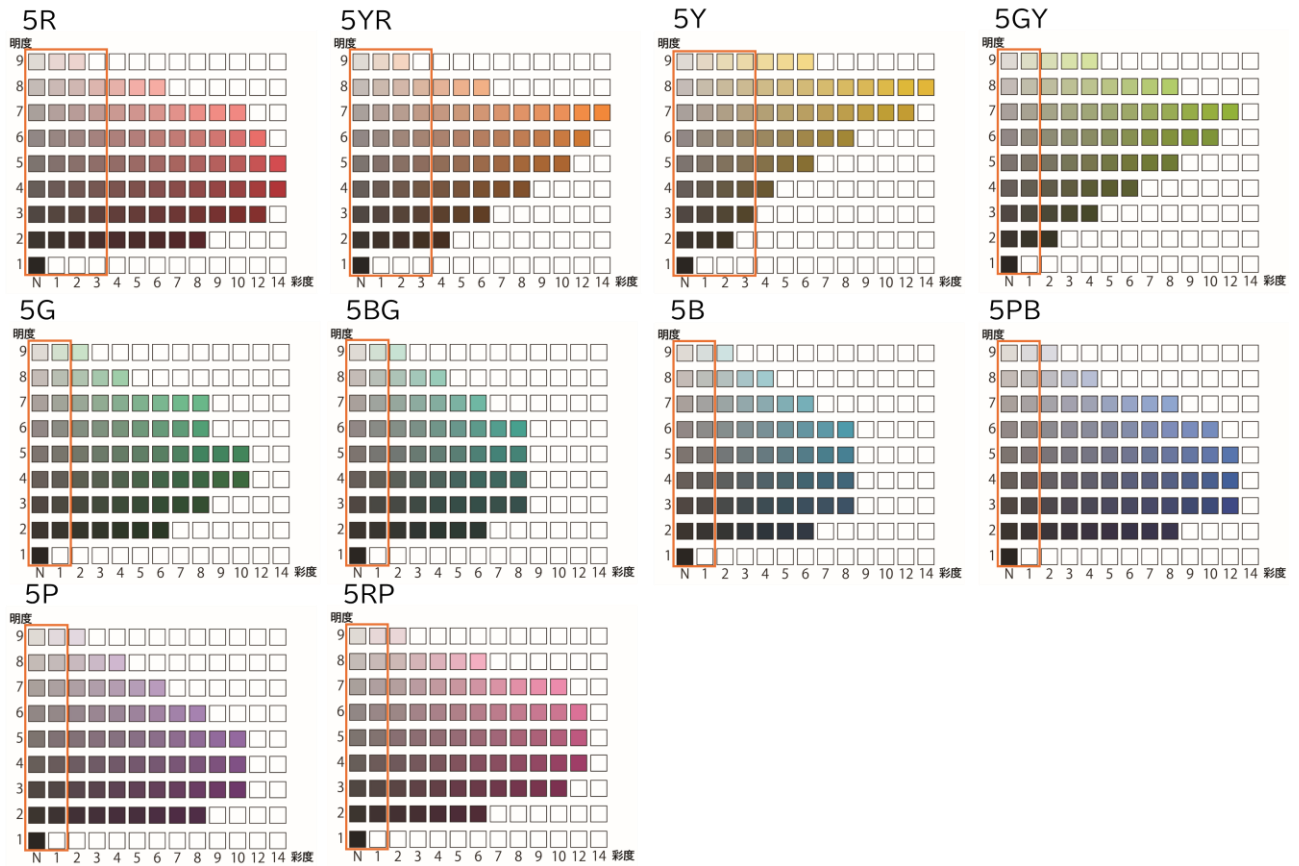
 色彩許容範囲

豊前街道山鹿地区・歴史的町並み地区(市が洋風建築物として認めるもの以外)

■建具



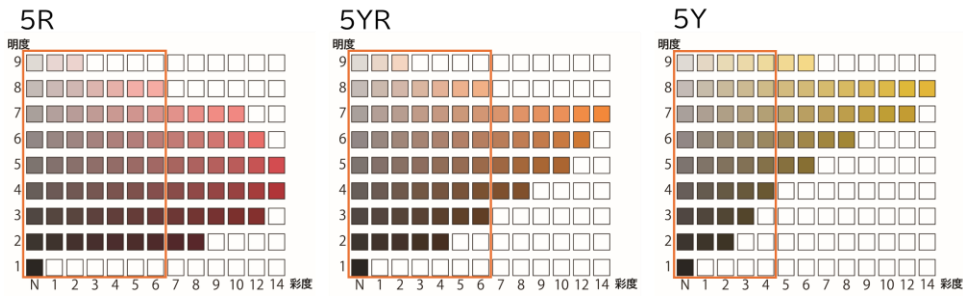
■他の部位



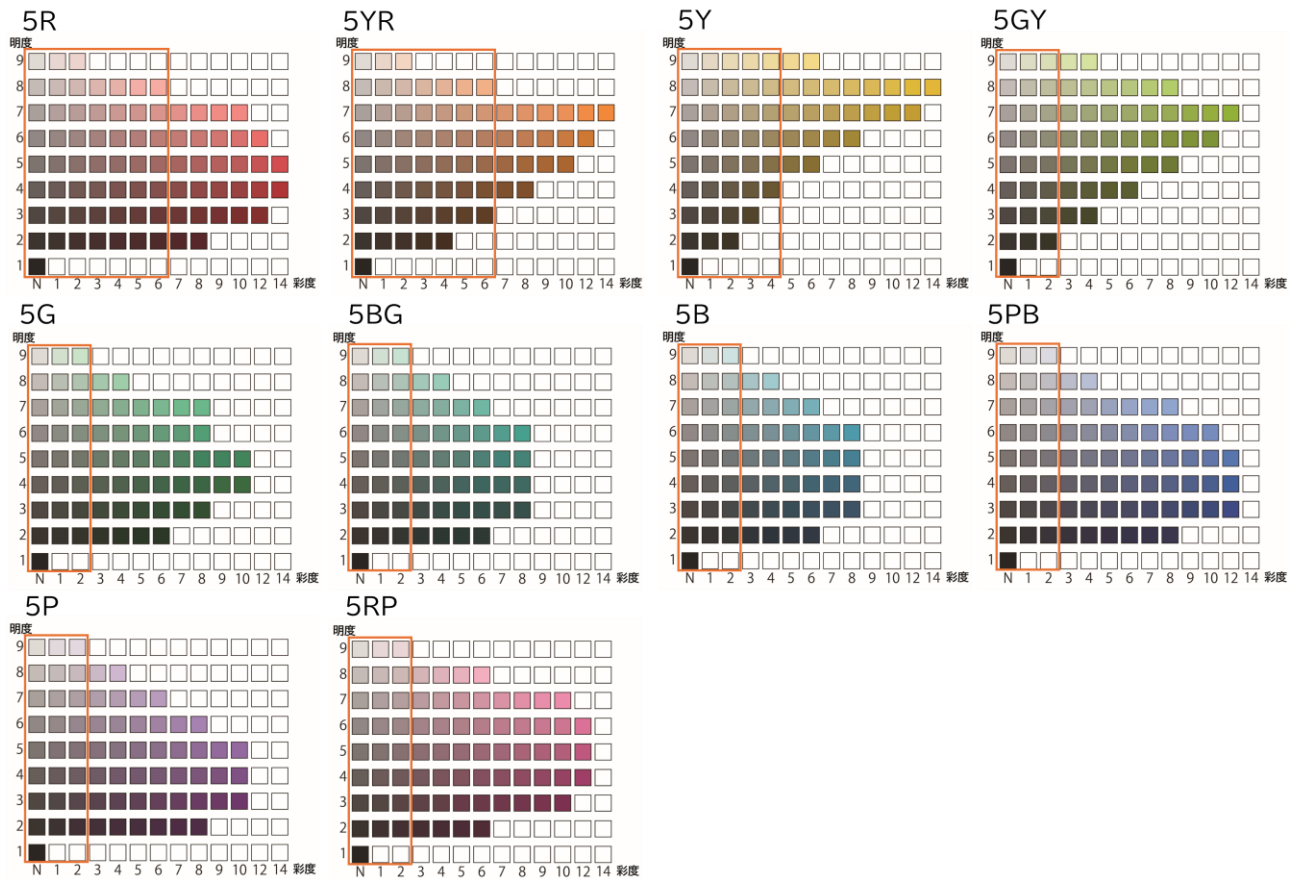
色彩許容範囲


菊池往還来民地区、鞠智城公園周辺地区、菊池川周辺地区、岳間地区、平小城地区、番所地区

■ 建具



■ 屋根及び庇、外壁、ほかの部位



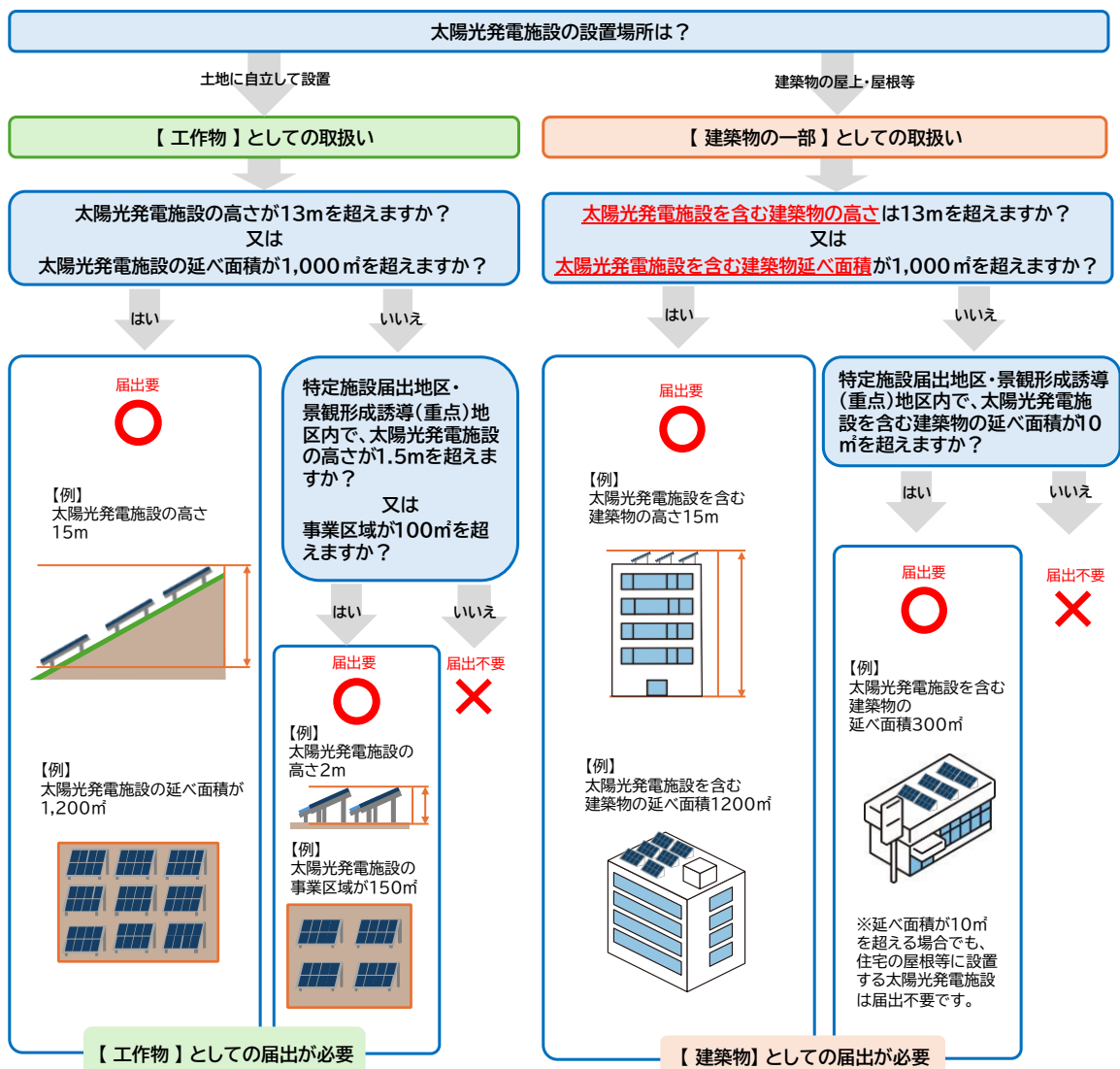
 色彩許容範囲

(2) 太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方

太陽光発電施設を地上に自立して設置する場合は「工作物」として取り扱われ、大規模建築物等届出地区では太陽光発電施設の高さが13mを超える、又は延べ面積が1,000㎡を超える場合、特定施設届出地区・景観形成誘導(重点)地区では高さが1.5mを超える、又は事業区域が100㎡を超える場合には、「工作物」としての届出が必要となります。

また、既存建築物の屋上や屋根等に太陽光発電施設を設置する場合、太陽光発電施設は建築設備にあたるため、「建築物の一部」としての取り扱いとなります。

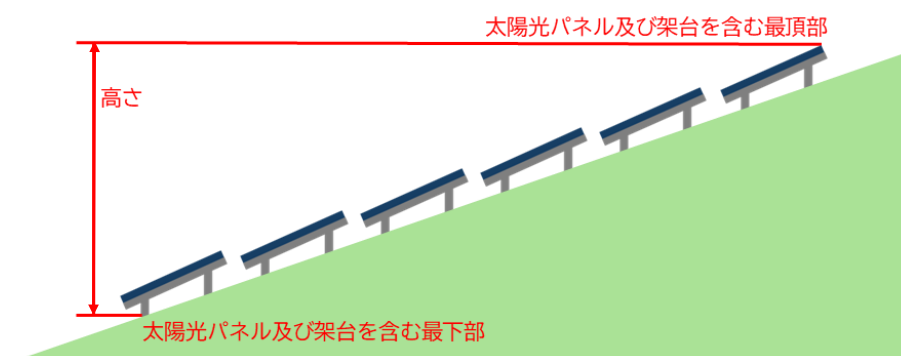
建築物の一部として取り扱う場合は、太陽光発電施設単体の規模ではなく、太陽光発電施設を含む建築物全体の規模で判断します。具体的には、大規模建築物等届出地区では建築物の高さが13mを超える、又は建築物の延べ面積が1,000㎡を超える場合、特定施設届出地区・景観形成誘導(重点)地区では延べ面積が10㎡を超える場合には、「建築物」としての届出が必要となります。



1) 工作物として設置する場合の高さの考え方(斜面)

■新設する場合

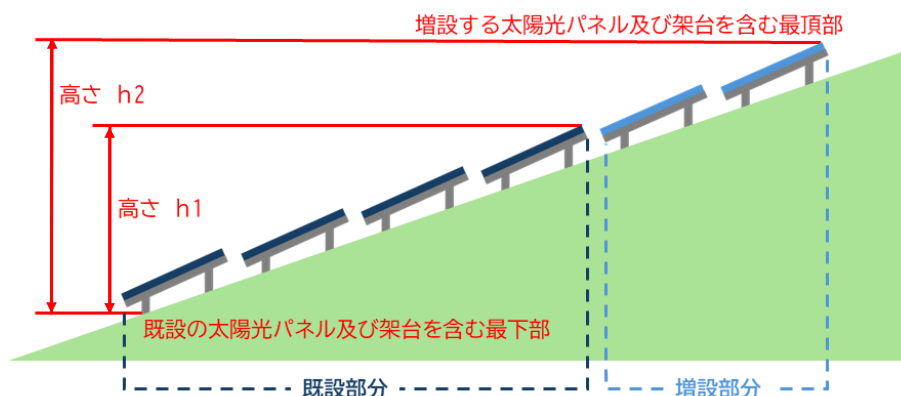
太陽光発電施設を新設する場合の高さの取り方は、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さです。



■増設する場合

既存の太陽光発電施設に増設する場合の高さの取り方は、既設の太陽光パネル及び架台を含む最下部から、増設する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までの高さ(高さ h_2)となります。この高さが届出対象規模を超える場合は届出対象となります。

なお、既設部分のみの高さ(高さ h_1)ではなく、既設部分と増設部分を合わせた全体の高さ(高さ h_2)で判断することに注意が必要です。



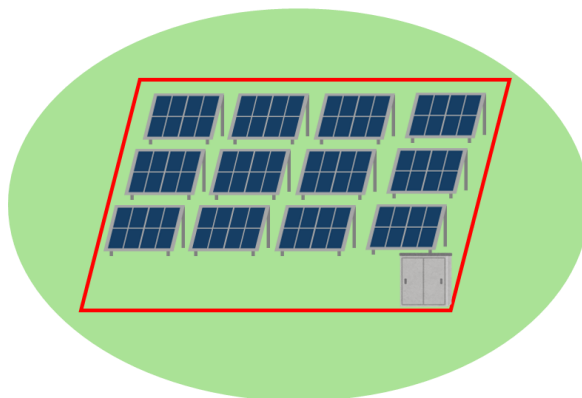
2) 工作物として設置する場合の土地面積(敷地)の考え方

■新設する場合

太陽光発電施設を新設する土地面積(敷地)が届出対象規模を超える場合、届出が必要となります。

土地面積は、太陽光パネルのみの面積だけではなく、太陽光発電施設の付属施設(パワーコンディショナー、電力量計、塀、柵等)及びパネル間隔(メンテナンススペース等)を含めた面積となります。

太陽光発電施設の用に供する土地の面積が
届出対象規模を超える場合、届出が必要

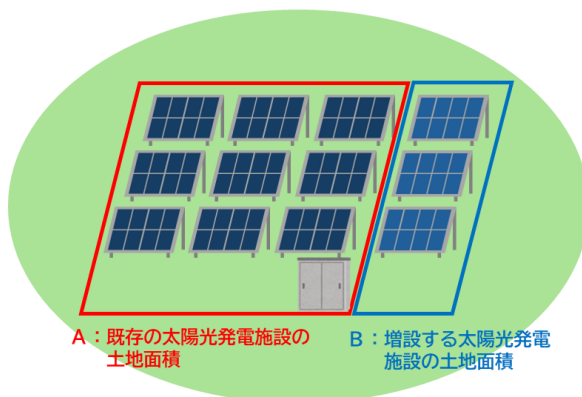


■増設する場合

既存の太陽光発電施設に増設する場合は、既存の太陽光発電施設の土地面積(A)に、増設する太陽光発電施設の土地面積(B)を足し合わせた面積(A+B)が届出対象規模を超えると届出が必要となります。

なお、増設部分のみの面積ではなく、既存部分と増設部分を合わせた全体の土地面積で判断することに注意が必要です。

増設する場合、下図A+Bの土地面積が
対象規模を超える場合は届出が必要



(3) 熊本県景観条例

熊本県景観計画HP

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/103/250378.html>



(4) 山鹿市景観条例

山鹿市景観計画 HP

<https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/kiji0031062/index.html>



(5) 山鹿市景観審議会 委員会名簿

令和8年3月現在

所属等	氏名
崇城大学 芸術学部 デザイン学科 教授	原田 和典
熊本県土木部道路都市局 都市計画課 審議員	松村 俊昭
熊本県県北広域本部土木部 景観建築課 課長	田中 慎一郎
山鹿市農林部 農業振興課 課長	佐伯 勝徳
山鹿市教育部 文化課 課長	淵上 秀昭
山鹿市農業委員会 委員	多久 正光
山鹿市文化財保護委員会 委員長	竹下 輝幸
熊本県建築士会山鹿支部 支部長	野中 誠二
山鹿商工会議所 会頭	立山 誠也
山鹿市商工会 会長	富丸 寛之
菊鹿町観光協会 会長	一法師 照幸
一般社団法人 平山温泉観光協会 代表理事	向 大和
一般社団法人 山鹿温泉観光協会 会長	高野 誠二
山鹿地域区長協議会 会長	徳永 龍二
鹿北地域区長協議会 会長	川崎 美明
菊鹿地域区長協議会 会長	青木 精一郎
鹿本地域区長協議会 会長	八浪 隆秀
鹿央地域区長協議会 会長	丸山 茂樹
一般公募	板橋 美奈
一般公募	田口 紅音

(敬称略)

(6) 用語集

用語	解説
あ行	
空家バンク	地方公共団体が住民から空家の登録を募り、空家の利用を希望する人に物件情報を提供する制度
アドバルーン	水素又はヘリウムを充てんした係留気球の下に、宣伝文字をつけたネットをつって掲揚する屋外広告物
暗穏色	暗くて穏やかな色のこと。明度・彩度がともに低い色
遺構	残存する古い建築物のこと。また、昔の都市や建造物の形や構造を知るための手がかりとなる残存物、考古学では、住居跡・倉庫跡・水田跡など、その配置や様式を知る手がかりとなる基壇や柱穴など。
意匠	工業的に生産される物品や建築物などの外観デザインを指し、形状、模様、色彩、又はそれらの組合せによって視覚を通じて美的な印象を与えるもの。
移転	建築物の位置などを変えること。
入母屋	屋根の形状で上部は二方への勾配を持ち、下方は四方への勾配をもつ形式のこと。
屋外広告物	商業広告に限らず「常時又は一定の期間継続して」「屋外で公衆に表示されるもので」「看板、はり紙・はり札、広告塔及び建物その他のものに表示・掲出されたもの等」をいう。
か行	
開墾	山野を切り開いて農耕できる田畑にすること。
改築	建物の全部又は一部を新しくつくりなおすこと。
開発（行為）	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変更のこと（都市計画法）。
空積み	石やレンガ、コンクリートブロックなどを、モルタルやコンクリートなどの目地材を用いずに、互いのかみ合わせと自重のみで積み上げる工法
幹線道路	主要な地点を結び、道路網の骨格を形成する道路
休耕地	本来は農作物を栽培するための農地でありながら、一定期間作付けが行われていない土地
切妻	屋根の形状のことで、大棟から両側に葺(ふ)きおろす形式
区画形質の変更	都市計画法における開発許可の対象となる宅地造成等のこと。宅地造成のほか、道路の新設などを伴う土地区画の変更、農地や宅地への変更などを含む。
グランドカバー	地面を芝等で緑化すること。むき出しの地面を植物で覆うことで殺風景な印象を和らげたり、雨による土砂の流出防止、日照の照り返し防止を期待できる。
景観法	平成 17 年に制定された日本ではじめての景観に関する総合的な法律。法は理念等を定めた基本的な部分と、景観計画の策定や景観地区の指定等の良好な景観の形成のための規制に関する部分などで構成されている。

用語	解説
か行	
形態	外から見たかたちやありさまのこと。
原色	適当な割合で混ぜることによりすべての色を表せる三つの異なった色の光。実用的には赤・青紫・緑（光の三原色）が選ばれる。また、三原色に近いはっきりした色も指す。
建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱もしくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）。
公益施設	公益事業として運営される施設のこと。主に電気・ガス・水道・電信・鉄道・医療などの施設をいう。
高架水槽	地上より高い位置に設置された水槽で、水道水などをいったん貯留し、その高さによる水圧（落差）を利用して各戸や各階へ給水する設備をいう。ビルや集合住宅、工場などで、安定した水圧を確保する目的で用いられる。
広告網	柱間を糸等で繋ぎ、その糸等にぶら下げた広告物のこと。
工作物	人為的に地上や地中に造られた建造物をいう。建築基準法では煙突、広告塔、高架水槽、要壁・昇降機、遊戯施設などをいう。
耕作放棄地	かつて農地として利用されていたものの、過去数年以上にわたって作物が栽培されておらず、今後も農業として利用される見込みが低い土地
勾配屋根	水平ではなく傾斜をもたせた屋根の総称。雨や雪を自然に流し落とすしやすくするための形状で、日本の伝統的な切妻屋根や寄棟屋根、片流れ屋根なども勾配屋根に含まれる。
さ行	
彩度	色の鮮やかさの度合いのこと。マンセル表色系では彩度を 0～14 の数値で示し、数値が大きくなるほど鮮やかであるという意味で使われる。
在町	江戸時代の農村における小都市集落
地色	下地の色のこと。
色相	他の色と区別するよりどころとなる色の特質のこと。マンセル表色系では、赤（R）、黄（Y）、緑（G）、青（B）、紫（P）、黄赤（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）の 10 の色相で分け、無彩色は N で表している。
支持物	建築物や工作物、設備などの一部又は全体を、転倒・変形・落下しないように支えるための部材や構造物（柱・梁・支柱・ブラケット・架台・基礎など）
支柱	物を支えるために用いる柱のこと。
漆喰	消石灰に麻糸などの繊維質、フノリ・ツノマタなど膠着（こうちゃく）剤を加えて水で練ったもののこと。砂や粘土を加えることもある。壁の上塗りや石・煉瓦（れんが）の接合に用いる。
遮蔽	覆いを掛けたりして、人目や光線などからさえぎること。

用語	解説
さ行	
修景	都市計画・道路計画などで、自然の美しさを損なわないように風景を整備すること。
修繕	壊れたり悪くなったりしたところを繕い直すこと。
条里制	日本の古代の土地区画制度。耕地を6町（約654m）間隔で縦、横に区切り、この1区画を里又は坊といった。さらにこれを1町（約109m）間隔で区切って、その2区画を坪という。
新築（新設）	新しく建物（工作物）を建てること。
設置	看板などを備え付けること。
増築	すでにある建物に付け加えて建築すること。
た行	
耐候性	建築材料などを屋外に放置したときの耐性
たい色	色があせること。
太陽電池モジュール	複数の太陽電池セルを直列又は並列に接続し、ガラスや樹脂、フレームなどで一体化した発電パネルのこと。
立看板	壁・塀・電柱などに立てかけておく看板
棚田	山の斜面や丘陵地に階段状につくられた水田
妻入り	切妻(きりづま)屋根・入母屋(いりもや)屋根の建物で、妻の側に正面出入口のあるもの。妻とは建物の短辺側あるいは屋根の棟と直角な面をいう。建物の長辺側あるいは屋根の棟と平行な面を平といい、この面に正面出入口がある場合は平入りという。
低木	低い木。ふつう高さ約2メートル以下の樹木
デジタルサイネージ	液晶ディスプレイやLEDパネルなどの電子的な表示装置を用いて、広告・案内・情報提供などのコンテンツを表示する電子看板
道標	通行人の便宜のため、方向や距離などを記して路傍に立てた標識
独立	他のものから離れて別になっていること。
トタン	薄い鋼板に亜鉛めっきをして耐食性をもたせたもののこと。屋根板などに用いる。
土地改良施設	農業生産の安定や農地の利用改善を目的として整備される、用排水・農道・農地保全などに関する各種施設の総称（用水路・排水路・頭首工・ため池・揚水機場・暗渠排水施設・圃場整備による区画整理・農道・防風林・防災ダムなど）
土地区画形質の変更	区画の変更は公共施設などの新設や改廃を行って土地の利用形態としての区画を変更すること。 形の変更とは、切土や盛土を行って土地の物理的な形状を変更することを指し、質の変更とは農地や山林等の宅地以外の土地を宅地として利用することを指す。
届出制度	ある者が特定の行為を行うにあたって、あらかじめ行政官庁に対して一定の事項を通知することを義務付けていること。

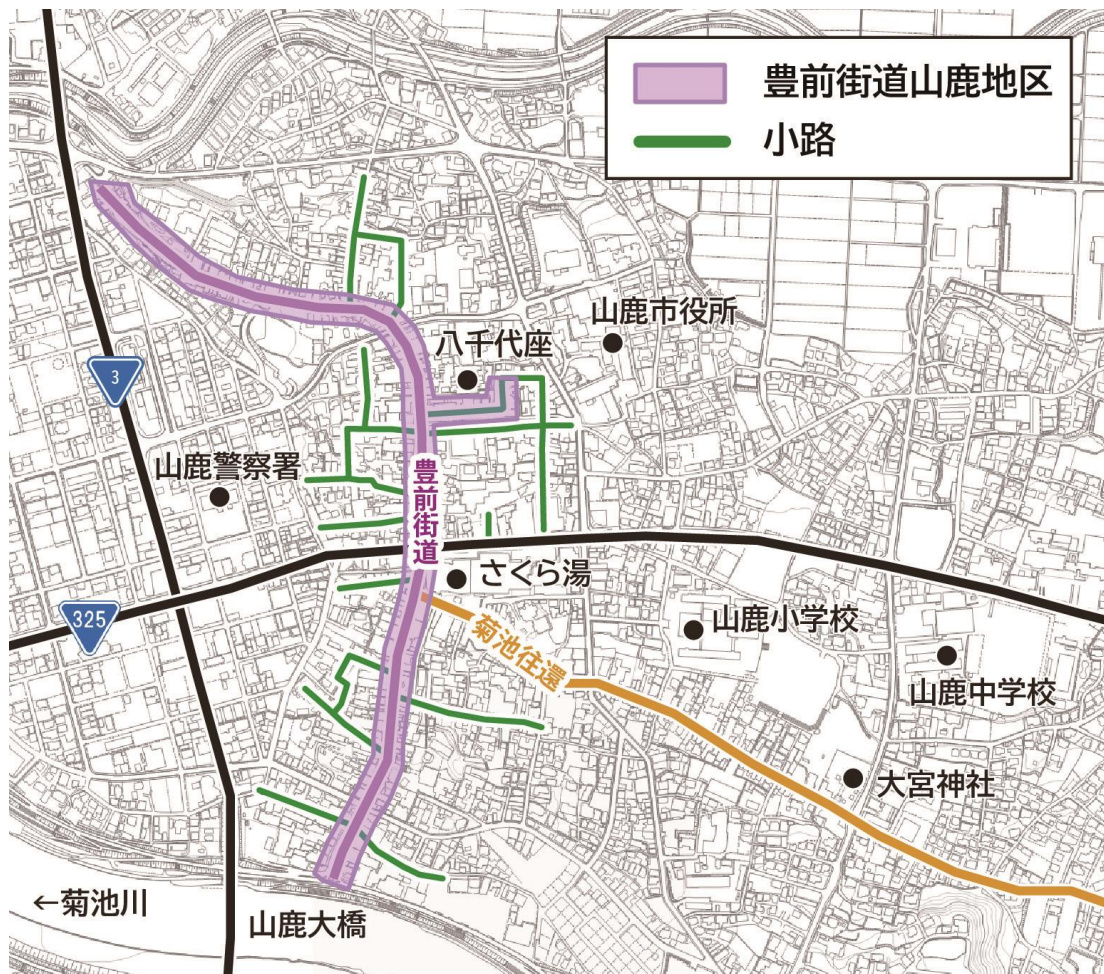
用語	解説
な行	
農家型の家屋の配置形式	家屋の間口が広い建物であり、1敷地に多くの小屋等が建てられている配置形式
農地バンク	農地中間管理機構が中心となり、農地の貸し手（農地を使い切れない農家など）から農地をいったん借り受け、それを担い手農家や新規就農者などの借り手に貸し付ける仕組み、又はその事業全体
延べ面積	建築物の各階の床面積の合計
のり面	切り土や盛土によって造られた傾斜地の斜面部分
は行	
はり紙	紙などを直接電柱や壁等に貼り付けた広告物
美観	美しい眺めのこと。
庇	建物の外壁から水平方向又はやや下向きに張り出した、小さな屋根状の部分
復原	もとの形態・位置に戻すこと。
付随	他のものと一緒になっていること。
プラント	生産設備
壁面線	街区内の建築物の位置を整え、まちなみをそろえて環境の向上を図るため、法的に指定される線のことであるが、この計画では隣地と道路側の壁面をそろえる線という意味で使用している。
ぼんぼり	灯をともし部分の周囲に紙又は絹張りのおおいをつけた手燭(てしょく)・燭台
ま行	
マンセル(表色系)	マンセルが考案した色の表示法のこと。色相・明度・彩度に従い、赤・黄・緑・青・紫色及びその中間色の計10色を基準にして組み立てたもの。
明度	色の明るさの度合いのこと。マンセル表色系では明度を0～10の数値で示し、数値が大きくなるほど明るいという意味で使われる。
模様替え	建物などの設計等を変えること。
ランドマーク	その土地や景観の目印となる山や高層建築など、際立った特徴を持つもの。
稜線	山の尾根に沿って連なる線状の部分を指し、隣り合う2つの斜面が交わる「山の背骨」のようなところ。地形図上では、等高線が折れ曲がりながら連続している高所の線として表される。
連坦性	それぞれが連なり、相互に融合すること。

(7) 景観形成重点地区・誘導地区の範囲図

1) 豊前街道山鹿地区

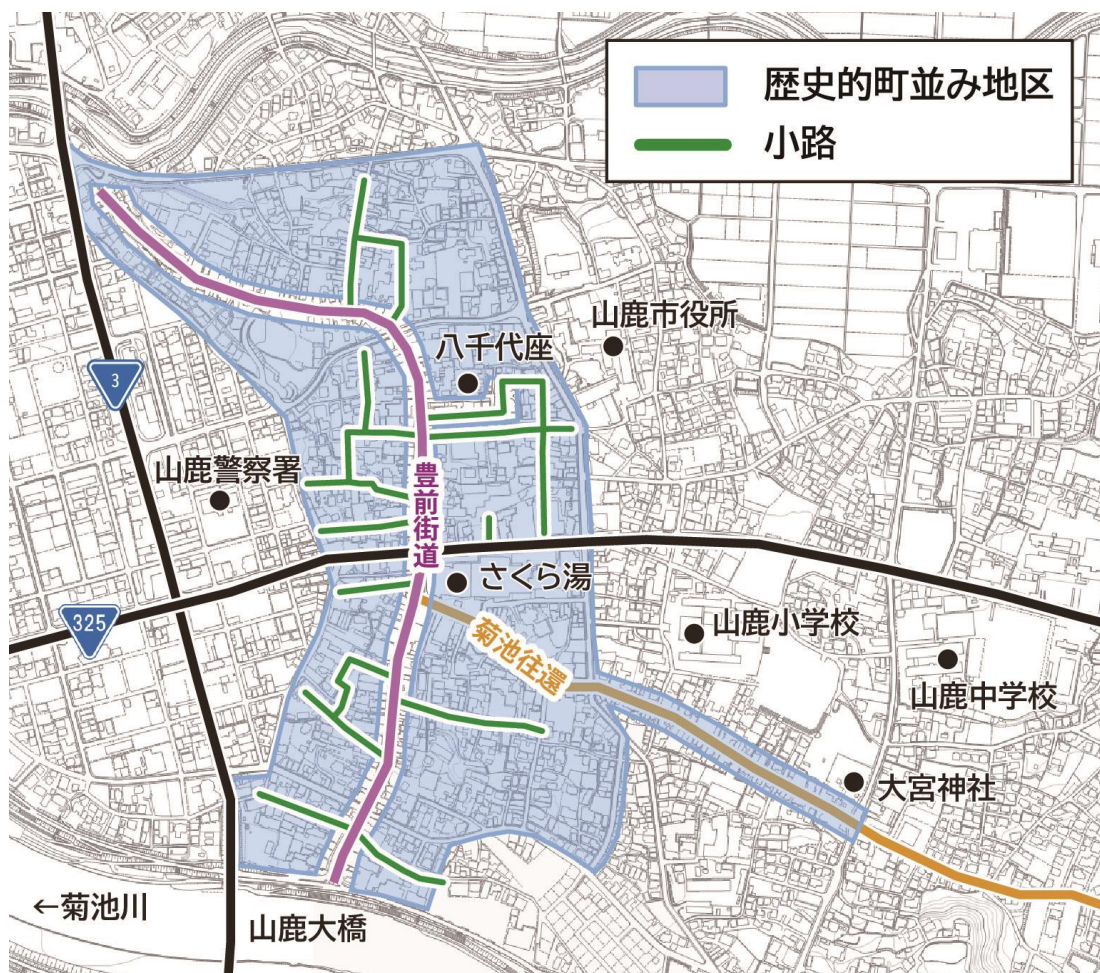
豊前街道を中心に菊池川より国道3号との交差点部を南北の区間とし、豊前街道の道路境界から両側20mと豊前街道から八千代座までの市道八千代座線の道路境界から両側20mを範囲とします。

ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



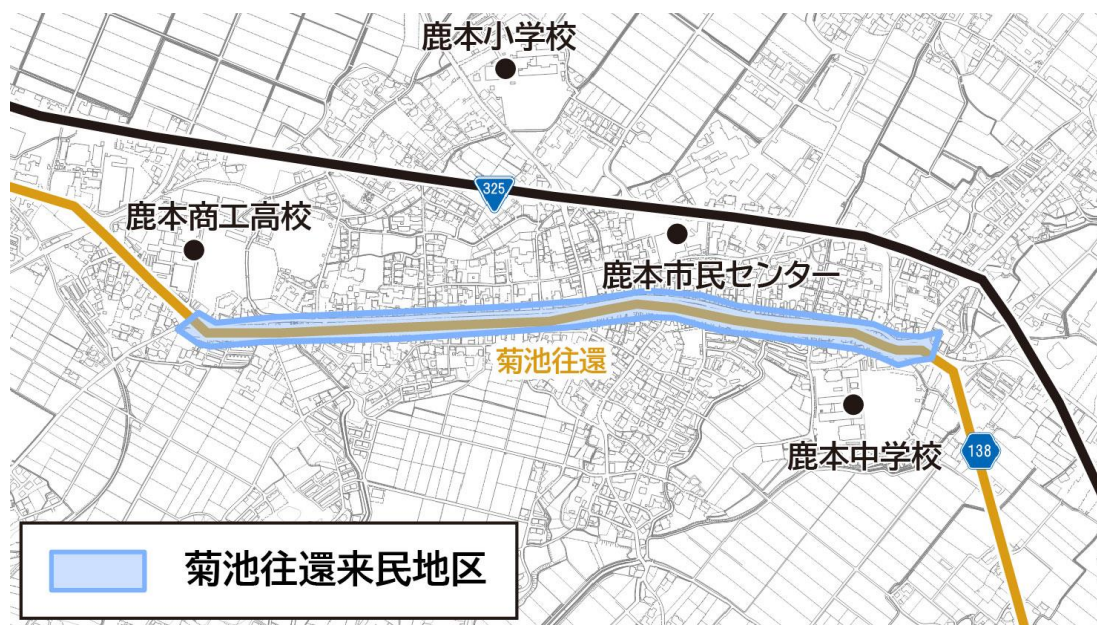
2) 歴史的町並み地区

豊前街道から分岐している小路(しゅうじ)を調査し、概ね旧状が保たれており豊前街道から回遊できる範囲、また山鹿灯笼まつりのルート等を考慮し菊池往還の一部(道路境界から両側20m)をつなぐ範囲とします。ただし、景観形成重点地区の範囲を除きます。



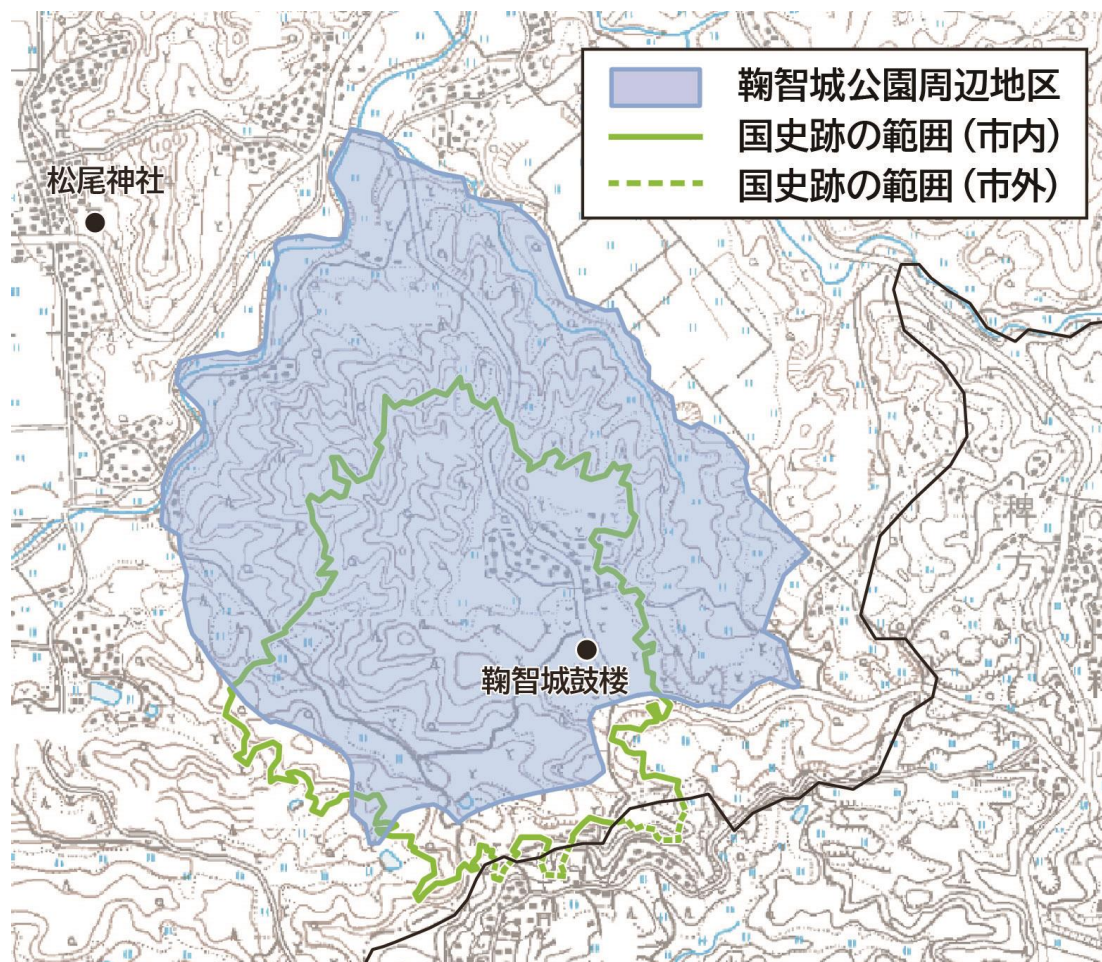
3) 菊池往還来民地区

菊池往還沿道のうち、まちなみの保存状況、景観形成の効果を考慮し、西は県立鹿本商工高等学校南側の交差点(Y字型)、東は県道138号(辛川鹿本線)との交差点までの区間とし、道路境界の両側20mを範囲とします。ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



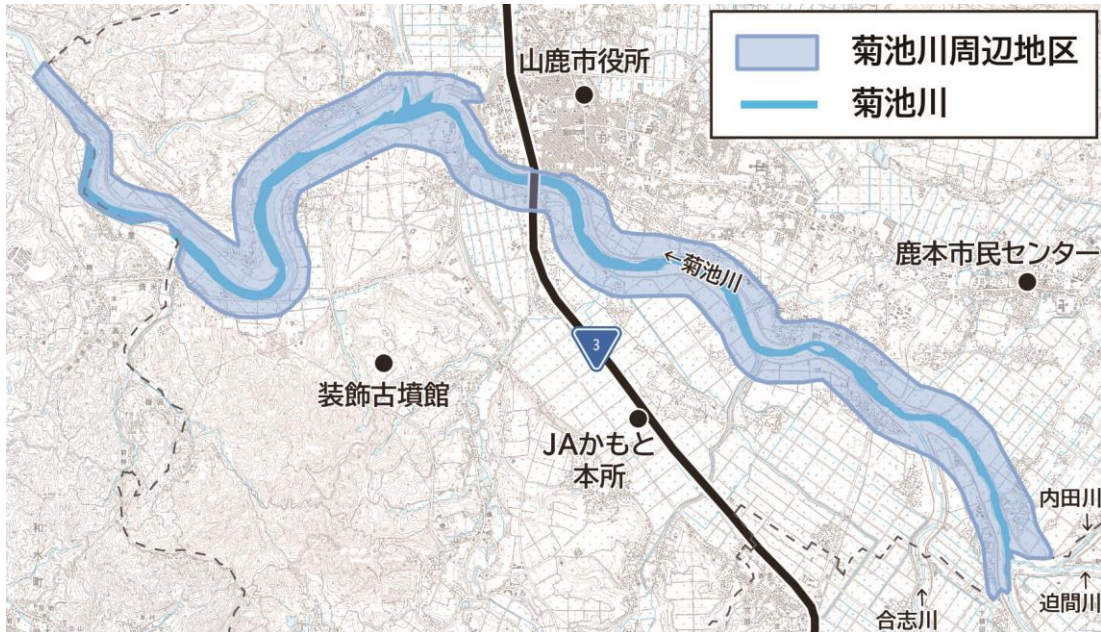
4) 鞠智城公園周辺地区

鞠智城周辺の地形を分析し、史跡を包含する古代山城と考えられる地域を範囲とします。



5) 菊池川周辺地区

菊池川河川敷の境界から両側200mを範囲とします。ただし、都市計画により用途地域に指定されている部分を除きます。



6) 岳間地区

岩野川を中心に岳間溪谷上流の中渡橋より県道菊池鹿北線との交差点部を東西の区間とし、北を岩野川右岸から20m、南を市道茂田井線の道路境界から20mを範囲とします。

ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



7) 平小城地区

これまでの地域活動の実績及び地域のつながりを考慮し、平小城地区全体を範囲とします。



8) 番所地区

県道日田鹿本線を中心に矢谷溪谷より水晶平集落の入り口部を東西の区間とし、県道から望見できる山々に囲まれた区域に加えて、棚田の保全地区を範囲とします。

